

参議院経済・産業委員会会議録第二号

平成十二年三月十四日(火曜日)
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 成瀬 守重君
理事 堀 浩君
山 下 芳生君
梶 原 敬義君
加 納 時男君
陣 内 孝雄君
須 藤 良太郎君
真 鍋 賢二君
足 立 良平君
今 泉 昭君
薬 科 満治君
加 藤 修一君
西 山 登紀子君
渡 辺 秀央君
水 野 誠一君

委員

国務大臣

通商産業大臣 深谷 隆司君
国務大臣 堀 屋 太一君
(経済企画庁長官)

政務次官

通商産業政務次官 細田 博之君
通商産業政務次官 茂木 敏光君
経済企画政務次官 小池百合子君

事務局側

常任委員会専門員 堀 入 武三君
政府参考人 科学技術庁原子力局長 興 直孝君
大蔵省国際局長 溝口善兵衛君
資源エネルギー庁長官 河野 博文君
資源エネルギー庁公益事業部長 大井 篤君
特許庁長官 近藤 隆彦君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件
○経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査
(通商産業行政の基本施策に関する件)
(経済計画等の基本施策に関する件)
○アルコール事業法案(内閣提出)

○委員長(成瀬守重君) ただいまから経済・産業委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査のため、本日の委員会に政府参考人として科学技術庁原子力局長興直孝君、大蔵省国際局長溝口善兵衛君、資源エネルギー庁長官河野博文君、同公益事業部長大井篤君及び特許庁長官近藤隆彦君の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(成瀬守重君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(成瀬守重君) 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を議題とし、通商産業行政

の基本施策に関する件及び経済計画等の基本施策に関する件等について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○足立良平君 民主党の足立でございます。

一応トップバッターということで、きょうは経企庁長官それから通産大臣中心にひとつ質疑を交わしていきたい、このように思います。

私は、細かい数字とか、ある面においては、こういう発言があったかどうかというふうな細かい、そういうことでやりとりをしようとは思っておりません。これからの大きな流れとしてどういうふうな考えていったらいいのかということを中心に、ざっくりばらんにひとつ質疑を進めさせていただきます、こう思っております。

それでまず最初に、経企庁長官にお尋ねをいたしたいと思えます。それは、昨日のマスコミ各紙を中心にして十月・十一月の経済の状況等の発表があったわけでありまして、それで、これは内容がもう一々時間の関係で申し上げません。それぞれマスコミとしては〇・六%のなには大変難しいというふうなことも予測をいたしておりました、これはこれからの一月・三月の動向いかんたということもこれまた事実だと思えますが、今日までのこの状況とそれから先行きについての展望を経企庁長官からひとつお聞きをいたしたいと思えます。

○国務大臣(堀屋太一君) 昨日、私どもの方で一九九九年の十二月のQ.E.、四半期別のG.D.P.の動向を発表させていただきました。その数値は既に御存じのように実績で一・四%のマイナスでございました。前期七・九月期に続きまして、七・九月期の一・〇%のマイナス、そして今回も一・四%のマイナスでございますので、今年度のプラス〇・六%の成長がどうなるかと御心配をいただいているようでございますが、この内容を見ます

と大変改善の見られるところもございまして、〇・六%の成長は可能な範囲、可能性がかなり高いと考えております。

といいますのは、現在かなり、九九年の一・三月、これが一・五%、それから四月・六月、これが一・〇%の成長でございました。あと一・三月がどれぐらいの成長をすればこの〇・六%ないし〇・五%という政府の見通しが成立するのかと申しますと、〇・五%、平成十一年度の成長率になるためには、この一・三月が一・六%でございまして、それから、見直し見直しでございまして、〇・六%が達成されるためには、二・〇%であります。プラス成長になるためには、大体〇%ないしマイナス〇・二%でもいいのでございまして、けれども、そういうような状況になっております。

その後、一月、二月の動向を見ますと、一月には消費が一・六%成長しておりますし、また自動車の販売、家電の販売なども相当大幅に伸びております。さらに、労働需要は依然として厳しいところがございますけれども、求人倍率が〇・五二、これは小洞内閣が成立してから一番高い数字でございますが、それぐらいにきておりますし、所定外労働、いわゆる残業でございまして、これも増加傾向にある。さらに企業利益も非常に伸びてまいりました。そういうような状況から見まして、一・三月はかなり成長が期待できる。そういうことを考えますと、この〇・五ないし〇・六というのは非常に達成可能性が高いと思っております。

ただ、コンマ以下まできちんと当たるといふのは正直言いまして過去の例も少のうございまして、ホールインワンみたいなものでございまして、なかなかコンマ以下まで当たるかどうか、上へ超すか下へ下がるか、そういうことがございまして、その範囲、近辺でございましてグリーンに

乗ったということだと考えております。

○足立良平君 最近のグリーンは大変大きなグリーンになっていまして、ですからピンそばのグリーンに乗るのとその端っこに乗るのとは全く意味も違いますから、その点長官、十分言葉を使うとき意識して使っていたらいいと思うんです。

私は、〇・六が達成したらどうかこうとかという問題は、これは一つの政治なり政局問題としての議論がありますので、きょうの段階ではこれを、その問題はちよつときよりは差し控えておきたいと思ひます。

私はこの経済、今、先ほど長官の方は数字を並べられて、そしてそれで〇・六というものが達成が多分、多分ですね、若干その前後というふうな、コンマ以下は云々とおっしゃっていますから、若干自信がなくなつてそういうふうな表現を使われたらどうかと思ひますけれども、問題は、この〇・五か〇・六とかあるいは〇・七とかという問題もさることながら、私はこの前のときも若干申し上げたかもしれませんが、経済というものは、経国済民といふか経世済民といふのか、国民の方から見てその生活が一体どうなつてくるのか、あるいは将来に対する安心感というものは一体どうなつてくるのかという、そういうことこそ一番重要な指標として考えていかなきゃいけないのではないかと、私は思ひます。

そういう面では、昨日発表された中で若干御指摘のように企業における設備投資というものはふえてきているし、あるいはまたそういう求人倍率もそれは〇・五二、ぐっと上がったかどうかというこれはまた別の判断であります。しかし現実的に考えてみて個人消費というものがほとんど動いていない。しかもそれは、九九年の個人所得というものはこれはマイナスになっているわけでありまして、あるいはまた一月の個人所得もこれはマイナスになってきているという等々を考えると、私はむしろこれからの経済の一番中心をなすであろう六割の個人消費というものが、一体これがどうなるかということがこれから我が国の経済の動向を決めることになるのではないかと、いふふうに思ひます。それで、そういう点で長官の考え方をさらに聞かせを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(堀内太一君) 私は自信をなくしたから言つたわけではございませんで、予測というものの性格について申し上げて、いささかの範囲がある、こう申し上げたのでございまして、予測について私の自信が揺らいでいるわけではございません。

御指摘の消費の問題でございすけれども、十二月、昨年十二月の消費支出は大変低うございまして、前年同期、一昨年の十二月に比べて消費支出で実質四・〇％の減少となりました。この主要な理由は、やはりボーナスが非常に低かつたことと申します。そのボーナスがどうして低かつたかと申しますと、大体ボーナスというのはその年の春に、四月から六月までの間に、前年の三月期、各企業の三月期の決算を予測いたしましたして、それで春闘その他で決められております。それが夏と冬と二回に分けて出されるわけですが、少ないときには、前年に比べて減るときには主に冬で調整される。その結果、冬のボーナスが低かつた、これが消費支出にも影響したと考えられます。ちなみに申しますと、公務員でも平均で八・六％冬のボーナスが少なかつたのでございす。そういうことが支出に影響した。

そのほか、二〇〇〇年問題で旅行が控えられた、大型の買い物が控えられたというようになこともあつたかと思ひますが、これで消費が抑えられて消費支出が減りまして、消費性向の方も余り芳しくふえてはおりません。

それで、そのボーナスというように一次要因を除いたこの一月はどうかと申しますと、前期十二月に比べて季節修正済みで一・六％回復してまいりました。それでもまだ前年同期に比べますと下回つておりまして、御指摘のように家計は厳しいということが言えると思ひます。

経済の循環といふますか、こういう景気の波から申しますと、まずやはり最初、政府が下支えの公共事業や住宅減税を行いました。これによつて、デフレスパイラルに落ち込むと言われたような経済を九八年から九九年にかけまして支えてまいりました。ようやく下支えができたというふうな状況でございまして。

それから、いろんな構造改革の手、例えば金融の問題であるとか、産業の競争力の問題であるとか、中小企業政策の転換であるとか、あるいは貸し出し保証の問題であるとか、そういったことを支えまして、企業のたまりにたまったバブル以来のうみをだんだんに出して、その結果、売り上げ利益率、自己資本率なども徐々に改善してまいりまして、ようやく企業の側に動機、前向きな動きが出てまいりまして、雇用の方も少し増加し出したことと申します。

したが、いま、この一月からの消費の回復といふのは、かなり足元のしつかりした、早くはございせんが、しつかりした裏づけのある回復になつてきているのではないかと、もう少し御辛抱いただきまして、個人の方々にもこの経済回復の潤いが実感していただける状況になるのではないかと申しております。

○足立良平君 ちよつと所管外かもしれませんが、失業者は一体どのように考えていますか。

○国務大臣(堀内太一君) 失業率は、実はことし一月に季節修正の改定がございました。その結果、現在四・七％、十二月も四・七％、十一月が四・六％、一番高かつたのが七月ごろでございまして四・八％です。実を言いますと、失業率がかなり去年上るんじゃないか、五％を超えるのは必定だと言われたんですが、四・八％でとまりまして、以後少し落ちたかなどという程度で、ずっと横ばい程度の、高水準横ばいという形になつております。

○足立良平君 問題は、個人消費が拡大、火がついてくるということは、やっぱり将来に対する国民の皆さん方の安心感といふますか、発展していくであろうという、そういう一つの見通しが明るくなつてきているという状態でないとなかなか難しいというふうに私は思ひます。

先ほど長官の話の中に出ていたように、消費性向にしても、これは一応七〇％前後で、七・一％ぐらいでしょうか、もうこれはほとんど動いていない、大変厳しい状況の中で今推移をしているわけでありまして、そういう面からすると、私は、この個人消費が一体どういふふうになるかというところがこれから経済をやつぱり左右するだろうというふうに思ひます。

これは数字をきょうは持つてきておりませんが、若干小さな数字は違ひかもしれませんが、例へば、いわゆる個人の金融資産というのは千三百三十一兆円くらいあるんだろと思ひます。ざつと見て千三百三十兆円。それで、そのうち預貯金というのは約七百兆円くらいあつたろうと思ひます。しかもこの預貯金、大抵株とかいふような金融資産というのはほとんど横並びですけれども、預貯金というのは、ここ数年といひますか、大変経済環境が厳しい、そういう中においてすら相当ふえてきているわけですね。そして昨年度においても、たしかそういう状態でもまだ預貯金というものはふえてきている。実際のところ、千三百兆円何がしかは一体だれが持つてゐるのか、ちよつと私も正直言つて不思議に思ひますが、現実的には統計的にそうなつてゐる。

それを考えてみると、国民の皆さんの例へば資産といふものは、そういうものについては全くないとは言ひない、けれども個人消費が全く動いていないといふことは、私はやっぱり将来に対する不安感といふものが大変それを大きく左右しているといふふうに考えざるを得ないと思ひます。

そういう点をもろもろ考えてみたときに、私は、この個人消費のこれから動向というものが、いわゆる例へば、これ先ほどいふんな、予算

委員会でも今議論されているような、例えば財政上の問題、あるいは年金の問題、あるいは保険の問題、あるいは介護保険の問題、将来に対するいふ不安感というものが極めてたくさんある。日本の国民というのは大変レベルが高い。そしてそれは、今政府の予算の中でばらまきでいふようなこと、やっていると、将来必ず増税という問題もついてくるだろう、あるいはその年金問題についてもやっぱり不安があるだろう、そういうところから、自己防衛的にやはり個人消費というものは全く動いていかない。

そういう面で、政府の経済政策なり政府のポイントというものがその辺のところを一体どう考えていくのだろうということがこれからの経済として一番重要ではないかというように私は実は思っているわけですが、その点についてちょっと長官の考え方を聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(堺屋太一君) 仰せのとおり、将来不安というのは日本国民にいろいろな面であらうかと思ひますが、例えば今委員御指摘になりました経済関係あるいは年金の問題などもその一つかもしれない。少子高齢化社会がやってくるというのも非常に重要な不安要因になっている、あるいは技術の問題なども日本の確実性が衰えてきたというふうな不安があつて、かなり人々の不安になつていふ面もあるかと思ひます。

それで、貯蓄率がなぜ高いかということ、ごさいますけれども、これはなかなか難しい問題でございまして、じゃ福祉の高い国は貯蓄率が皆低い、あるいは逆に福祉の低い国は貯蓄率が高い、例えばアメリカなどは福祉の点で申しますと日本よりも確実性が低いと思ひますが、貯蓄率は極めて低い。国民性とかいふような構造にもよるの、ごさいますけれども、これはなかなか難しい問題だと思ひます。

それはともかくとしまして、日本が個人消費を拡大していく方法としてどんなことがあるかといふと、やはり一番大事なのは日本経済に対する自信ということだと思ひます。そのために

は、九〇年代に入りましてから日本の経済が、かつては八〇年代には世界に冠たるジャパン・アズ・ナンバーワンと言われた日本の経済が今は非常に諸外国に比べても見劣りをする、どうも不況が繰り返されるようだ、そういったような日本経済自身に対する、全体に対する不安が、いふまでも、自信が衰えているんじゃないか。

したがって、ここで日本も構造改革をきちんとやりまして、日本経済の構造をきちんと改革いたしまして、かつての規格大量生産を再現するのではなくして、新しい知恵の時代にふさわしい技術と活力を持った構造にしないかならない。これが今私たちの直面している大きな問題だと思ひます。そして、そういう中で、人々が楽しく、楽にそして長い年月働けるような形をつくっていくかならない。

そういう観点から考えますと、やはり市場経済を広げて、効率のいい労働配置、効率のいい資本配置をつくっていく、そんな構造改革を今景気対策とともに一緒にやっていくかならない時期だろう、こう考えておられます。

○足立良平君 今の市場経済、効率のいい云々というのは、私も原則的にそういう考え方を実は持っております。ですから、これからの日本の経済というのを考えたときに、確かにおっしゃるとおりの必要性が私はあると思ひます。

ただ、正直に申し上げて、一方で大変に実は私不安を感じていふんです。それは何かというと、これも昨日でありましたか、三和銀行それから東海、あさひ銀行でしようか、一応合併といふことが統合の話がちょっと出ております。今、銀行業界はいわゆる金融再編の問題を含めてグローバルの中で競争条件をつくり上げていく。これは自動車産業もあるいはすべての産業がそういう状態になると思ひます。銀行の方もこれからさらにまたリストラというものがますます強くなってくるだろう。マスコミ等もそういう論調で一応記事を書かれておるわけです。

私は、確かにそういう問題はある。しかし、も

う少し考えてみると、今までの日本の銀行というものは、例えば住友銀行だつたら住友系のいわゆる旧財閥的な各企業がずっと下につながつていふ、あるいはまたその他興銀なら興銀とか、いろいろな銀行系列別に各産業、各企業というのがつながつていふ。そして、それがお互いに競争関係の中にあつたわけだ。そして、それぞれの銀行が従来の旧財閥系を乗り越えて大きく統合されていく。それは当然にして各企業、各産業の方まで全部やっぱりこれはつながつていく。

そうすると、私は、これからその失業の問題も含めて、実はいわゆる銀行なら銀行だけのそういうふうなリストラの問題にとどまらずに、それはすす野の大変広い各産業までそれが及んでいく可能性を持っている。しかも、それは一年や二年のスパンで終わるわけではないというのを考えてみると、これからの日本の失業率というものは、確かに四・八をピークにして今四・七ですとほとんど推移している。それは五％になるかならないかということがあつたかもしれないけれども、現実的にこれからの日本の失業問題、雇用問題というものは大変に大きな問題として出てくる。それは一方において日本の経済に大変にこれはまた大きな影響を与えてくるというふうに私は実は思つていふ。

そういう面からして、効率のいい経済という前提ですべてを律してしまつと、そこに本當に働いていふ人たちが、まじめに本當にこつこつ働いていふ人たちの問題というものを一体どうしていかうかということが実はちょっと横に置かれてしまふ、この点について長官の考え方を伺ひしておきたい。

○国務大臣(堺屋太一君) 私どもでは昨年、「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」といふものを閣議決定いたしました。略して「あるべき姿」と呼んでおりますが、その中でもこの議論は重要でございまして、効率的な経済と安心できる社会、これが二本立てだろうと思ひます。

委員御指摘のように、日本では、特に戦後六〇

年代から金融を中心とした縦の系列、大手銀行がございまして、そこに大手のメーカーや流通がくつき、そしてその下にまたメーカーの下請がくつき、流通の納品業者がくつき、一つの縦の系列があつた。それからもう一つ、役所が指導いたします横の護送船団と言われる業界別、縦横の組織の中で安住できる仕組みをつくりまして、どうかこういうふうにして守っているから安心して投資をしてくださいという形でどんどん投資をして規格大量生産型のものをつくり上げた。これが八〇年代になりますと、生産力が過剰になりまして、だんだんと外国へ売り込みに行つたりして円高になり、またそれがバブルの原因になる、こういう状態がありました。

今、この横の規制改革によりまして横の護送船団がなくなると同時に、金融改革によって縦の系列もなくなつてまいりました。そうすると、金融系列もなくなりまして、そこに入つておりました企業も金融的に保護されないからリストラをやらなさいいけない、あるいは合併をやらなさいいけない。どんどんとそうなつてまいりますと、さらにまたその下請分野についても合理化が必要だ、こういう形になる。これは競争力を高めるべく上で不可避の過程なのであります。だから、それをどのぐらいのテンポでやるかということがございまして、これは、やはりそこを避けて通るわけにはいかぬと思ひます。

そして、今申しましたのがいわばオールドエコノミーでございまして、それを今度雇用の面あるいは経済を発展させる技術の面で知恵の値打ちを生み出すようなIT産業でございましてとか介護産業でございましてとか、そういった新しいサービス産業、技術産業が生まれてきて、雇用の移動あるいは資本の移動が行われる、これが現在の状況だと思ひます。これはアメリカでも他の国でもある時期は大変な苦勞をしてそういう変革をしてきた。日本はまさにそれを九〇年代に実行してございまして、今その真ん中でございまして、

したがって、これからの雇用問題というものは、

終身雇用を前提とした系列があり人がその中でずっといけるという形ではなくて、ある程度流動性が出てこざるを得ないと思います。流動性が出てきますと、委員御指摘のように、そこに不安もあれば摩擦的な一時的な失業も出てくる。これに對しましては、やはりしっかりととしたセーフティーネットをつくっていく、これが第一の問題であります。

それから第二番目には、だれでも創業できる、これは去年本委員会で御審議、通していただきました中小企業の考え方の転換でもあるわけでございますけれども、だれでも創業できる、そして創業で一度失敗した人も再チャレンジができるような、そういった創業者、中小零細企業から、個人から身を起そうとする人に資金も人材も技術も情報も流れるような、そういった仕組みをつくることによって新しい創業をふやしていく、そういった流動性のあるダイナミズムな社会をつくる以外にないだろうと思ふんです。もちろんテンポの問題がありますから、そういう摩擦的な失業がなるべく出ないようにということはあるのでございますけれども、それをじっと守っていればいいかという、もうみんなが船が沈むような形になりますから、ここはやはりそういうダイナミズムをつくっていくかなきゃいけない。

ようやく民間設備投資がふえてまいりまして、新しい技術を取り入れる環境が少し生まれてきた。これが十一月、そして今の機械受注の増加などに見られるところでございます。頼もしい動きだなと考えている次第でございます。

○足立良平君 経済のダイナミズムというのは、それは当然必要だろうと思ひます。

先ほど失業率が五％に行くかもしれないけれども、いろいろな議論があったけれども、四・八か七でおさまる。これは将来わかりません。

問題は、私は失業の内容だと思ふ、あるいはまた現在の雇用の内容だと思ひます。これは長官の直接の所管ではございませんけれども、常用労働

がどんどん減っていわゆるパート労働に今変わってきている、雇用の内容が変化していく。だから、このことを、特に日本の雇用慣行というのが常用労働中心の雇用慣行を今日までしてきて、そしてそれはパート労働というのが時間当たりの賃金にいたしましても大変にこれは低い状態に今置かれてきている。だから、相当これは今実質的に内容が変化してきているという、そういう問題が私は現実にあると思ふんです。

それは、ちょうど今アメリカの経済というのは、今あそこは大変に活況を呈していますし、そしてまた失業率もたしか四・一％くらいだったのではないかと思います。日本よりも低い。大変これは今までにない状態です。しかし、考えてみると、アメリカの労働者の賃金というのは大変低い状態に今なっている。そして、例えば一つの職場でだけ働くわけじゃないに、大体二つくらい職場を持ってやっている。あるいは女性もほとんどそのまま働いている。そうしないとやっぱ生活ができないというふうな状況になってきているわけであって、ちょうどそれは、雇用が流動化するということとそれからいわゆる経済の活性化というものは、そういう面ではいろいろな問題を含んでいる。

だから、もちろんこれはまた改めてこれからの雇用の問題なりあるいはまたそういう意味でのこれからの経済のあり方というものは別の場で議論をしなきゃならないと思ひますけれども、そういう問題を含んだこれからの活性化ということになると、本当にそれでは日本のこれからの経済というものが一体何を指していくんだらう。

私は、先ほど申し上げたように、まさに経世済民の概念として経済というものをとらえてみたときに、一体これから日本の国民、今約一億二千万の国民が実際の本心に安心をして暮らしているような世の中というものをどうつくるのかというのをまず第一義に考えないと、私はちょっと一つ抜けているのではないかという感じがしてならないわけだ。

その点について、長官の方にもうちょっと考え方を聞きましておきたいと思ひます。

○国務大臣(堺屋太二君) 先ほどの「あるべき姿」でも書いたのですが、まず第一に、人々が自分の一番好みに合った仕事を選んでそして人生を豊かに暮らせる、これが一番の幸せだろうと考えております。そのために、やはり身に合った、自分の能力と好みに合った職が得られる、そういう社会ができたら一番いい。すべての人が自分の好きなことをして十分な豊かさが保てればそれが最良でございますが、なかなかそうはまいりません。

だから、まず職業の選択ができるような状態を、そしてだれでも業を起しただれでも世の中に挑戦できる、そういったものが一方にありますとともに、他方においては、生活の糧は仕事で得て趣味でも生きられるというふうな人もつくらなきゃいけない。そのためには安全ネットを十分に張っていかなくちゃいけない。それはもちろん失業だけではなしに、病気のときも老後のときも、あるいはそういう競争に参加しにくいようないろいろな条件の方もおられますから、そういう方も含めて、人間の尊厳、人権というのは絶対に守らなきゃいけない。ただ、人権を守るのは非常に大切で、第一に大切なことでございますが、これが利権の擁護にならないように、業界とか業者とかいうような利権の擁護にはなるべくならないようにしていかなきゃいけない、そういう世の中ができればいいと思ひます。

アメリカのお話もございましたけれども、八〇年代、アメリカは大変経済がすすみまして苦勞いたしました。大きな自動車会社、ビッグスリーも赤字になる。アメリカじゅうでテレビセットをつくっている工場が一つもなくなる。失業率も上がる。そして、所得の格差が大変そのころ広がった。今も日本に比べるとずっと広いのでございますけれども、所得の格差も広がりました。ところが、そのころは経済が復活してもごく特定の大金持ちが出るだけだと言っておりましてけれども、

ようやくそれが最近の失業率の低下あるいは底辺の方々の所得増加という形に潤ってまいりました。

日本はアメリカのように格差を広げていいというわけではありませんが、そういった競争を通じて新しい産業が生まれる条件のもとで、この安全ネットとの両立、安心して生きられる社会とみずからチャレンジして好みを達成できる、この両方を何とか実現させていきたい、こう考えている次第であります。

○足立良平君 基本的には、私はこれからの経済のあり方というのは、競争条件をさらに強めていかなきゃならないということはもう当然であらうと思ひます。問題は、その中でセーフティーネットを一体どういうふうにきちんと担保していくのかという、そういう視点でこれから私の方ももう少し具体的に詰めていきたい、このように思ひます。

それで、きょうは長官の方はこれで終わらせていただきましたと思ひます。席を外していただいて結構でございます。

あと、通産大臣中心に少し考え方を聞きましていきたいというふうに思ひます。

一月のたしか中旬くらいであつたと思ひますが、急速サウジアラビアに飛ばれて、アラビア石油の問題で大変難しい交渉をされたように聞いているわけでありまして、その会談の内容なり、あるいはまた都内でも再び会談をされたようにもこれまた報道で承知をいたしておりますが、その状況について報告をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(深谷隆司君) サウジアラビアは世界最大の石油産油国でございます。また、中東産油国の中でも盟主といえましょうか、大きな力を持つています。我が國に對しては百万バレルという大きな石油の供給国でもあるわけでありまして、

そういう中で、アラビア石油がいわゆる日の丸石油として今日までずっと営業を続けてきた。それが四十年という期限が二月二十七日をもって終了する。これは普通の契約のような形で単に更新

できるといふそんな簡単なものでなくて、四十年たちますとサウジに撤収されるという非常に厳しい約束事とございました。そういう中で、アラビア石油は何とかしてこの経営を続けていきたいというところで必死に努力をいたしておりました。

本来から申し上げますと、アラビア石油という企業でございますので、企業対サウジアラビアという交渉が専らでございますけれども、しかし、先ほど申したように、サウジアラビアの存在というものが日本にとって非常に大事でありますので、アラビア石油の継続という願いと日サの環境をよくしていくという政治的なあるいは政府としてのやれる範囲の仕事と、ここを一体としてこの事態を乗り切っていく、こう考えて、昨年、通産省から幹部の者が何回かサウジに渡りましてさまざまな交渉を続けたわけでございます。

その交渉の中には、例えばガス開発の問題、その利用についての協力、支援、また投資に関して言えば、日本の国の企業がサウジに進出する際にどうやってその進出を促進させていくかといったような、そういう問題等々の議論をずっと進めていたわけであります。途中からといましようか、鉄道に関する先方の要望が非常に色濃く出てまいりまして、なかなか思うように進展しないという状況に相なりました。

ちょうどそういうときにサウジアラビア側から私自身に招請状が参りまして、直接担当大臣と相談をしたいということでございましたので、私は現地に参りましてナイミ石油大臣ほかアブドラ皇太子等々大勢の方々と議論を続けたのでございます。

我々は、ただいま申しましたような事業規模総額で六千億円という包括的な投資促進策を中心にして交渉しました。その間に先方は、千四百キロ、東京から鹿児島ぐらいの距離であります。途中は砂漠であります。そこに鉄道を敷いて、そしてそこでとれる鉱物を運んで来て、石油だけに依存しているサウジの状況から脱皮したい。この考え方はまことにサウジの国にとっては当然

のことではあります。ついでにはその鉄道を日本がつくり提供してもらいたい、こういう話になってきたわけでございます。

私ももといましては、もし鉄道を日本の企業が開発するといふ、そういう希望が出てくれば、それも一つかと思つて当たつたのであります。そこで、そういう方針の会社は見当たらない。そこになるなら資金的な面での低利の融資を考へてもいいというような提言もいたしたのであります。が、最後まで、これは日本が分担をし提供するものであるといふ、その主張が変ならなかつたものであります。私は、国民の税金をここのう形に出すことは国民の理解が得られないというふうには判断したものであります。そのお申し出にはおこたえができないということで、交渉を中断して帰つてまいりました。それが事実上、この問題について物別れといふ、そういう残念な結果になつたわけであります。

ただ、私もが一番關心いたしましたのはサウジの重要性という点でございます。日サのかかわりが旧来以上に友好的になつていくことが非常に大事でございます。そこには相當な配慮をいたしまして、交渉事でございますけれども、その点に關してはまことに円満なというか、そういう状態の話し合いが続きました。

過日、たまたまアジア・エネルギー・フォーラムというのが日本にございまして、ナイミ大臣がお見えになるといふことで、かねてからそのときはお会いしようといふことになつておりましたので、東京のさる日本そば屋へ連れていって、そこで食事をしながらさまざまなお話し合いをしたわけでありまして、そのときもナイミ石油大臣から、どのような形になつても日サの關係は影響を受けたい、友好的な關係にはいささかも傷をつけないというようなお話があり、この件については公的な場所でも発言をしていくというふうでありまして、その点はまずまずであつたかなと、そんなふうな思いを持っております。

以上、ごくかいつまで今日までの経緯を御報告させていただきます。

○足立良平君 今ちょっと大臣の話の中に出ていましたけれども、一応サウジへ行かれるに当たつて、大臣の方と交渉したいというふうに向かうから言つてきた。これは本来的にいうと、アラビア石油というのは政府とは全く無關係の私企業、全く無關係の私企業に政府があるいは通産大臣が直接行つて云々といふことは一体どういふ意味合いを持つのかという問題が私はここに一つあると思うんですね。

したがって、そういう面からすると、これは先ほどの大臣の話の中にもずっとありますけれども、例えば通産省の高官が既に昨年七回くらい行つて、直接このアラ石の權益を継続する問題は、一応そういう話はしていたといふことになる。実際のにはその全く私企業の問題にもう当初から政府が直接的にこのアラ石の問題にかかわつてきている。むしろ逆に言うと、サウジの方からすると、アラビア石油という企業は、私企業であつたとしても、これはもともと通産省の次官以下全部天下りのずっとポストとしてあるわけですから、四代目社長以下。そうすると、これはもうほとんど、向こうの概念からすると、このアラ石というのは日本の國營ともう大体ニアリーイコールのような感覚で私は受けとめていたのではないかという感じがするんですが、この点いかがですか。

○國務大臣(深谷隆司君) 冒頭申し上げましたように、アラビア石油は企業でございます。ですから、本来、サウジアラビアと交渉するということでございます。

ただ、いわゆる自主開発という点からいいますと、アラビア石油の存在が大きいという認識は私ももっています。我々として何が一体できるのかといふことになれば、日サとの關係、環境をどう改善していくかといふ、そういう立場で議論をする以外にはないわけでございます。そういう点で、通産省の幹部の諸君も交

渉を続けていたわけでございます。結果的には、私どもに招待状という形で連絡があつたわけでありまして、参りました。

おっしゃるとおり、今までの経緯の中でサウジアラビアはそのような受けとめ方を持つていたかもしれません。だからいろいろな要求を出したのであります。しかし、それに対する私どもの回答は、アラビア石油といふのはあくまでも一企業であつて、我々としては、日本とサウジの關係について何ができるかという議論をしていくのであつて、それを越えた問題に對してはこたえるわけにはいかない。それが鉄道建設について私どもがノーと答えた理由でございます。

○足立良平君 そうすると、逆に大臣の方がちよつと提起をされたように、六千億ですか、日サの協力、これはどういう形でこれから実施されるんですか。

○國務大臣(深谷隆司君) この話については、先方にもよく申し上げたのであります。私どもが日サとの關係をよくするといふ点で話し合いを進めていきますけれども、やはりアラビア石油との關係がきちんとされなければ話にならないといふことも申し上げておりました。だから、この投資をこのまま目下の状態の中で続けていくという思いではございせんし、サウジの方も目下そのような要求を寄せているという状態ではありせん。

○足立良平君 ちよつと私、理解がしにくいのは、アラ石といふのは純粹の民間だと。通産の高官もそれから大臣も何回かは一応話をされた。この話をされたその姿勢、立場といふのは、まず一つはアラ石の權益といふものが一応継続をされる環境をどうつくるかといふ問題であつて、直接云々とは關係ない。それから、サウジアラビアといふ石油大國でありますから、この關係を大切にしないやならない。この二つの理由だといふふうにお聞きを今しました。

そうすると、アラ石の問題は、それは環境といふのは、いろいろな向こう側の思惑もあるでしょう、外国のなにはこれはちよつともうだめだと

いう方針も一応持っていたと思えますからまあ別として、サウジアラビアの石油大国としての位置づけは変わっていない。そうすると、サウジと日本とのいわゆるその関係というものをきちんとなけりや、良好な関係を将来にわたってやらなきゃならないという意味においての六千億なり協力云々というのは、これはアラブがどうなるかと、現実的にはやっぱり大臣が行って言われたことは、これは日本政府として一たん約束したことだと思ふんですけれども、それはいいですか。

○国務大臣(深谷隆司君) 先生が御懸念なさるお気持ちはいくわかります。

ただ、交渉の過程の中で、日サの環境を整備するために我々はやっているんだと。そして、結果においてアラビア石油が存続するということがそのままだらサの関係が円滑に進むことなんだと。したがって、それを先方は十分に考慮に入れて話し合いたい、そういう前提でずっと続けてまいりましたから、先方の方も、アラビア石油の問題が結果的にだめになった場合には、これをこのままだら日本との約束だとして継続するという考え方は持っておりませんでした。そのあたりはかなり折々の話の中で明確に示してまいりました。

ただ、それ以外に日サとの関係は、例えば人材派遣であるとか、あるいは今日まで投資に関して約束したこと等もございますから、十分な形で関係を維持できると、そのように思っています。

○足立良平君 わかりました。

それでは、これ実際には大臣、失敗、失敗というのかどうなのかこれはわかりませんけれども、なるべくしてなったのかもしれないけれども、このアラブのこれが一応あいう形で交渉が終わったという原因は一体どこにあると大臣として見ておられますか。

○国務大臣(深谷隆司君) これは大変難しい御質問だと思ひまして、といひますのは、かなりサウジアラビアで基本的に考える事柄があったのではないかと。つまり、その交渉の過程を、アラビア石油とサウジとの交渉の過程を聞いておりました

も、サウジアラビアとアラビア石油はいろんな煮詰めた話はあるようございましてしたけれども、交渉の結果何とかなとめるといふ、そんな雰囲気はやっぱり終始なかったように振り返ってみると思ひます。

つまり、サウジアラビアの政府としてはだんだんに国営化ということ意識していたのではないだらうかな、そんな思ひもございします。

ただ、これは先方の国の考え方ですから私がとやかく申し上げるべきでないで答弁しにくいと申し上げたわけでありまして、交渉事でございしますとお互いに譲り合ひながら着地点を見つけないことなんでしょうが、どうもそのような状態ではなかったというのがずっと一貫して見てまいりました。私どもの印象でございします。それは、アラビア石油とサウジの交渉の中身が折々伝わってくること及び私どもが政府と環境改善のために話し合ったその経緯を見ておりまして、どうも交渉でまとまるといふ前提ではなかったような気がしてなりません。

○足立良平君 そこで、私はもうちょっと大臣に考え方を聞きたいと思ふんですが、ずばり言うて、今日まで自主開発原油というのでしようか、という姿勢で今日まで日本としてはやってきたわけですが、このアラブの問題も含めてこの自主開発原油、自主開発原油といひますかね、マスコミはそういう姿勢を放棄するのかもしれないのか、あるいはまた継続するの、極端に言つたらもう新たな鉱区の開発というよりも既存の油田を購入の方がいいんだというような、いろんななが出てくるわけでありまして、大臣としてこれから我が国のそういう石油政策について一体どういう考え方を基本的にされようとしておられるのか、この点いかがですか。

○国務大臣(深谷隆司君) 何よりも最も残念なことは、我が国は石油という資源を全く持っていない、全くと言つていいぐらいいないという、そういう非常に残念な地理的な条件のもとにありまして、そして、エネルギー供給に関して申し上げれば、

石油依存度というのが圧倒的に多い、その大部分は輸入に依存しています。その状態の中で何らかの形で自主油田を開発するという、その必要性的というのには私は依然として変わりなく残っていると思ふのです。そこに自主開発の油田があるというところは、安定供給という面での重要な意味を持つのみならず、産油国との関係を強化させるということやあるいは備蓄の確保といったようなことと並んで私は重要なことではないかと考えておりました。そういう意味では自主開発を求めていくという日本の姿勢というのは変わらないと思ひます。

ただ、一方で石油の自主開発というのは非常にリスクが多うございします。そのために今までも石油公団等についての批判も相当多い、同時にまた油価とか為替レートとか、それらの周りの変動も非常に多うございしますから、大変リスクが多いわけございします。

そこで、石油公団に関して申し上げれば、さまざまな批判の中から支援対象事業を採択するに当たっては、経済性に関する審査を強化するとかいふような手だてを講じなければならぬというので、目下はそのような対応をさせていただいている次第でございします。

石油の自主開発の今後の政策については、石油審議会開発部会等でも検討中ございします。我々といひましては引き続き経済性を考えながら自主開発という目標に向けて進んでいくということに変わりはないと思ひます。

○足立良平君 自主開発原油が望ましいというところは私は当然だろと思ふんです。

ただ、今石油の関税というの、市場が大変発達を遂げてきているというふうな大きな環境の変化、今おっしゃったような大変リスクの多い問題等を考えてみると、自主開発というものが当初の考え方なりねらいから相当やっぱり変化してきている。そして、しかもそこに実際的にはいろいろな石油、今大臣みずからおっしゃいましたけれども、石油公団を含めたいろんな問題を今抱えて出

てきているということからすると、日本のエネルギー政策の一つの柱である石油の問題というのは、今までは違った視点でやっぱり考えていく状態に今来ているのではないかと。ううに私は実は思っていますし、そういう面では、自主開発路線に余り固執をするというこはいいかなものがあるかということ私は実は考えている一人です。そのことだけ一応申し上げておきたいと思ひます。

少しこの問題から飛ぶかもしれませんが、ただ一点だけあえて申し上げておきたいと思ふのは、自主開発の問題にしろあるいはまたこれから市場からの石油調達していく問題にしても、日本の今の実態というものが中東に依存しているというのが極めて高い、八五%ぐらいだらうと思ひます。かつて第一次石油ショック、第二次石油ショックのときよりも一〇ポイントぐらい実は上回っているんじゃないかというふうに思ひます。しかも、それからもう一つは、我が国の第一次エネルギーの中で石油の持つウェイトというのは欧米諸国に比べて大変高い。

そうすると、ここで二つの問題点があります。中東に依存し過ぎるということとやっぱり何とんでも回避しなければならぬというものが第一次、二次の石油ショックのときからの教訓だったと思ふんです。その教訓が今日全くそれは忘れられてしまつていくといひますか、全くこれは実現していないといひことが一つ。

それから二つ目に、石油の依存体質というものを減えていかなきゃならないということに関して、若干、当時よりは少し下がったかもしれないけれども、欧米に比べてまだまだ日本の石油依存率というものは高い。これもほとんど前へ進んでいないといひことを考えてみると、一体通産省はそういう、第一次石油ショックが昭和四十八年でしたか、以後今日まで一体どういう政策をやっていたか、どういう行政指導を現実的にやっていたか、この点についていかがでしょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) 足立委員が御指摘のよ

うに、石油ショックがありました後、一方の地域に偏した石油の輸入から形を変えていこうではないかというのでかなり改善された時代がございました。そして同時に、シベリアとか中南米とかいような地域に石油を求めていったわけでありましたが、結果においては、例えば中国などもはや海外から輸入をするという方向に転じていくように、なかなか他の地域からの石油依存という状況がままならないという姿が年々ふえてきているというのが実態でございます。

私もこのたびの一件がございまして、エネルギー庁長官を初めとして、中東に依存度が高過ぎるではないか、何かもっと分散する方法はないかというので相当議論も重ねているわけでありまして、世界全体を眺めた場合に、その運搬も含めてやはり中東というのが一番目下の体制では頼りになる場所であるという、そういう状態がござい

ただ、これからはガスであるとかあるいは自然エネルギー、新エネルギーであるとか、あるいは最も大事なのは実は省エネでございすけれども、あらゆる角度からこのエネルギーの供給体制というものを再検討していかなくならない時期になっていくのではないかと。原子力発電についても今までのように、やはりクリーンとか供給性、そういうことで大事でございすけれども、全体像を見詰め直していくことがとても大事ではないかと考えまして、実は過日、私はこのエネルギーの長期見通しも含めた全体像について省を挙げて検討に入るようにという指示を出しまして、一年がかりぐらいでこれらについての対応を考えていきたいというふうに思っております。

委員の御指摘の意味合いは十分に存じ上げています。

○足立良平君 問題はそこなんです、それでいよいよその問題に入らせてもらいたいと思うんです。

平成十年に現在の長期エネルギー需給見通しというものが一応決定をした。そして、大臣が発表

されたのはたしかこの三月十日だったろうと思えます。結局実質は一年ちょっとぐらい。そうすると、私はここでちょっと、大臣がここで需給見通し云々というところで提議をされている。私は確かにそれは大事なことでございますが、ここであえて、時間がどんどんなくなっていますから、私の方から申し上げたいと思ふんです。

大臣の記者会見の様子を私ずっとマスコミを通じて一応全部読ませていただいたわけです。そうすると、いわゆる需給の関係を直視をしようという、検討しようという理由には、需要の関係からすると、景気が低迷しているということが一つ、それから二つ目には省エネルギーとか、そういう観点でこれから考えていかなくならないというところが需要の側からすると、いわゆる原子力の問題がある、あるいはまた新エネルギーに対する国民の関心が高くなっている、それから石油の云々と、こういうふうな大体大きく言っている三つの理由を挙げられている。

私は、確かにそういう問題はあつたけれども、現実的に考えてみると、平成十年に決定したんです。平成十年、一年少し前です、実質的に。そうすると、今日の不況の状況からしても余りそんな実際的には変化しているわけじゃない。それはちょっと底を打ったか打っていないかというような問題は若干あつたとしても、現実的には不況の状況というのは変わっていない。それから、新エネルギーなりそういう問題についても、これもほとんど変わっていない。国民の意識はもう急激に今大きく変化していることも事実。原子力問題においても、これまた原発の問題もこれ近御承知のような動きが出てきたということはある。平成十年、三十年かかっている、立地関係で。そうすると、そう簡単に原子力というのは進んでいないというところ、これははっきりしている。

等々考えてみると、今大臣が見直さなければならぬと言われているような条件は、もう平成十年からずっとそのまゝあつたわけですね。それを今ここで見直しをせよという理由は本当はどこにあるのか、どうですか。

○国務大臣(深谷隆司君) 本当のところは申し上げたとおりが全部本当なのでありますが、今までも長期エネルギー見直しについてはその時代時代に検討を加えてまいりました。近年は四年間ぐらいをあげておりますが、そうでない時代は一年とか二年という、そういう期間で見直しの検討はやつておりました。今ほど二年たつて、これから検討は一年といふから、実際には三年ぐらしかかるわけですから、際立って、急にここで極めて短い期間の間にこの見直しについての検討をさせるということになつたわけではないわけであり

ます。

しかし、今御指摘が既にお話の中にありましたように、やっぱり需要の面でも随分変化してまゐつております。特に、東海村の事故等々で原子力に対する不信感等も生まれておりました。あるいは三重県のような形もあつたり、あるいはアラビア石油の問題がこのような状態になつたり、日本のエネルギーの問題というのはやっぱり一つの岐路に差し加かつていふことは思います。だから、そういう意味では、ここでも一回きちんとした検討をしていくことは私は政治の流れとして選択すべき道ではないだろうか。そして、できる限り、拙速ではないけれども、一年ぐらいかけて日本のエネルギーの将来について国民の皆さんにきちんとお示しをして御理解と御協力をいただくことが私は今日の政治的課題だというふうに判断したものでありますから、そのような指示を事務方に命じたところでございす。

○足立良平君 その中で、これは大臣に一回お聞きをしたと思うんですが、三月二十一日から電

力の自由化という、小売の自由化というものがスタートするわけでありまして、このエネルギー政策、とりわけそういう自由化政策との関係というものは大臣として一体どういうふうに認識をされているのか、ちょっとお聞かせを願いたいと思ひます。

○国務大臣(深谷隆司君) 電力の自由化を含めて、やはりエネルギーの供給というのを安定的な形に持つていかなければならないというのは必然であらうというふうに思ひます。そして、例えば自然エネルギー等についても電力会社に買つていただくとかいうような形で、それは一方においては自然エネルギーの開発を一層広げていくという一つの力にもなつていくわけでございますが、そういうような全体的な問題を考えながら、今日では自由化の時代を迎えて、そしてエネルギーの需要と供給のバランスが全体像としてうまくいくというふうな方向を求めていくということだと

いうふうに考えます。

○足立良平君 エネルギーの需要と供給のバランスをうまくしていくという、これは口で言うの大変簡単に言えるわけでありまして。ただ、現実的にエネルギーというのは、特に電力の場合には貯蔵することができない。石油なら一応備蓄というといふんな貯蔵をすることができるとは、相当長期的な予測というものを待つて進めていかざるを得ないという一面性が、実は制約条件があると思ひます。

したがって、そういう面では、一般のサービス業を含めてこれに対するいわゆる自由化との関係という、需給バランスをとるといふことは少し異質のものがあると思ひます。しかし、それは今余り時間もなくなりましたから、議論は後の方に譲つていきますが、私はその前提の中でちょっとこれは考えていただかなきゃならないと思うのは、いわゆるエネルギーの自由化あるいはまた電力の自由化というものと、そして公共性と

の調和というものを一体どう図っていくかということが、実は私は大変重要なファクターなのではないかというふうに思えてならないのです。

その公共性とは一体何なのかということ、これはいろんな見方が実はありますけれども、現実的には一番大きいのは私はやっぱり地球環境、環境問題との調和だろうと。エネルギーをどれだけ豊富にしかも低廉に供給するかということであったとしても、一方で環境問題を惹起するということは、これはやっぱり今日の状況の中で許されない状況だろうというふうに私は思いますので、環境との調整をどう図っていくのか、あるいはまた今原子力問題との調整というものを一体どう図っていくのか、あるいはまたユニバーサルサービスというもののとの関係で一体これをどう図っていくのか等々の問題があります。

そして同時に、私は、先ほどもちょっと大臣がおっしゃったように、自然エネルギーというものを進めていく、そして先ほどふつと電力会社に購入をさせて云々というふうにもちょっとおっしゃいました。電力会社に購入させるといっても、一方で自由化で全くIPPと同じような条件で競争をするときに、それぞれの地域の電力会社に全部それを購入させるという前提で自然エネルギーというものは、これからの進展というものを考えるということは、これはちょっとやっぱり発展性がないというふうに私は思います。

そういう自然エネルギーというものを進めていくこととするなら、仮に高いエネルギーという前提とするなら、これはだれがどういうふうな負担をするかということをやはりきちんと整理をしておきまないと、この自然エネルギー問題というのは解決できないというふうに私は思っているんですが、そういう点を含めて公共性とのいわゆる調和というものを、自由化との関係、これについてもう一度ちょっと大臣の考え方を聞ききたいと思えます。

○国務大臣(深谷隆司君) 電力の小売供給の部分自由化は今年の二十一日からスタートしたばかりでございまして、この部分自由化は、今いみじくも議員が御指摘でございまして、エネルギーの安定供給と地球環境の保全、この二つにどう整合性を持たせるかということが非常に大事なことであることはもうそのとおりでございまして。そういう整合性を保ちながら、自由な競争の導入を通して電気事業全体の効率化を達成していくことがこの目的でございまして。

ただ、この部分自由化は産業活動や国民生活に大きな影響を与えるものでありますから、制度を実施しましたら三年後をめどにいたしましてレビューさせていくというふうに考えております。そして、そういうような場合も、公益的な課題への影響も適切に検討していかなければならないというふうに考えます。

それから、ただいまの例えば風力発電などについては、風力発電が設置できるかどうかというのには偏っておるものから、その地域の電力会社は過剰な負担を与えるという、そういうことにもなりかねないわけでございます。目下のところは優遇価格で導入を行っておりまして、これは国の導入支援と相まって、これらの自然エネルギーの導入が進展するということがねらいでございまして。

ただ一方で、自然エネルギーの買い取りを義務づけるというところによって、議員御指摘のような電力の自由化の流れに逆になっていくというおそれもあるにございまして。また、不安定な電力が需要家に悪影響を及ぼすという懸念等もございまして、私は現時点では慎重であるべきだということに考えています。

○足立良平君 慎重であるべきというのはどういう意味に解釈をしたらいいんでしょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) 買い取りを義務づけるというところを極端な形で強力に進めることは、目下慎重でなければならぬという意味であります。○足立良平君 はい、わかりました。これはまたちょっと別の場で議論をしなきゃならない問題があるのは、例えば石炭問題、これは

国内炭の一応これからの平成十八年までの方針別の法律として、これはそのときにまた私は改めて議論をしたいと思っておりますけれども、これも、自由化の問題というものと、そして一方では、例えば年間三百億くらいじゃないでしょうか、これを事業者の方に、産業にそれを一応全部負担をさせてしまっているという考え方が、やはり今の法律としても一応そういう前提で今度は提案されているわけでありまして。

例えば、そういうふうな問題もろろ考えてみると、このエネルギー問題というのを、私は原則として考えなきゃならないと思うのは、まず第一は、やっぱり環境問題をまずきちんと考えていくということが一つ。それから、自然エネルギーの問題にしてもやはり量が、これからちょっと燃料電池の問題等も少し触れていきたいと思うんですが、これからは自由化の中で量をどういうふうにしきんと担保できるのか、コストがどういうふうなものをできるのか、あるいはまた技術開発が一体これからどういうテンポで進んでいくのか等々の問題をきちんと考えた上で、その上で改めて長期エネルギー需給見通しという問題を考えるということ、今日までの我が国のエネルギー政策というものが、通産省は需給見通し云々というものはつくられるけれども、現実的には自由化になった段階で各それぞれのIPPも電力の企業も含めて好き勝手にどんどん進んでいってしまうと、全く収拾のつかない状態になってしまうのではないかと、いうふうに私は実は思えてならないわけなんです。

そういう面では、これからのエネルギー政策を基本的に考える通産省としてのそういう意味合いでの基本的な政策というもののについて、これは大臣の方の考え方を聞きましておきたいと思えます。

○国務大臣(深谷隆司君) 今、国内炭のお話が出ました。現在も石炭鉱業の構造調整のために十三年度まで引き続いて引き取りをお願いしているところですが、十四年度以降は十八年度末まで炭鉱

技術移転五カ年計画というのを立てましたので、それを遂行するために、これは引き取り価格を下げながら御協力をいただきたいというふうに思っているところでございまして。

それから、今は部分自由化を電力の場合も始めたばかりでございまして、ただいまのような混乱があつてはいけないというところも含めて、三年後にはきっちとレビューしていくというところでございまして、当然その流れの中で判断できるような状況が生まれてくると思えます。

いすれにいたしましても、エネルギー問題全般を今委員御指摘の問題も含めてここできちと検討していく、そして、見直しという言葉がいいのか悪いかわかりませんが、総点検を行って、これから先のエネルギーのあり方というものを示していくというところはとても大事だと思いますので、私は、エネルギー調査会、審議会でありますけれども、ここの議論をできるだけ早く始めていただいて、あわせてその過程において国民の意見や他の専門家の意見にも十分耳を傾けた上で、ひとつ一年がかりぐらいでこれらの今後のあり方というものを見定めて答えを出していきたい、そのように考えています。

○足立良平君 マスコミ報道を見ますと、これは大臣がおっしゃったのかおっしゃっていないのかはちょっと私にはわかりません。けれども、原子力の十六基から二十基、COP3から出てきた、について、大臣としては否定はしないけれども、これは実際的には無理、そんなものできかないよと、できっこないよと言われたかどうかそれは知りませんが、というふうに報じられているわけでありまして。

言ってきたわけですが、これを減らすのかと。しかし、これらを減らすかどうかを含めて検討するんだというところでございますが、検討の結果、原子力の二十基というものの数字が変わるというところはあり得るということを申し上げました。

○足立良平君 あり得るということは、それは二十基よりもマイナスマルフアということはありませんか、こういうことを意味するわけですね。

○国務大臣(深谷隆司君) エネルギの長期見通しを含むさまざまな議論の中に、原子力発電所が一体この目標に当たってはどのような数になるかという、そういう検討も当然加えられますと、そういうふうな現時点では申し方をいたしております。

○足立良平君 それから、先ほどちょっと私申し上げているんですが、これも明確にしておいていただきたいと思います。これからの自由化問題を考えたときにユニバーサルサービスという問題との兼ね合いが大変重要になってくるように思っています。この点に関しては、エネルギーのこれらの基本的な性格の中で一体どういうふうな大臣としてお考えになっているのか。

○国務大臣(深谷隆司君) 当然のことながら、ユニバーサルサービスは配慮していかなければならない問題だと思っています。委員御指摘の御意向を踏まえた形で進めていくということでござります。

○足立良平君 そうですか。そういうふうな、わかりました。

これはちょうどN.T.T.の分割問題というのが数年前に国会において議論されました、私も実は関与いたしました。そのときの議論としてもユニバーサルサービスという問題が実は大きな焦点になったわけでありまして、これは情報通信の中におけるそういうものの。ただ、これは技術が急激に発達をしてきて、しかもそれは有線でも無線にわける携帯電話を中心にしてユニバーサルサービスというものの質が若干変化してきたということは私

はあり得ると思います。

ただ、電力の場合のユニバーサルサービス、つまり電気事業法十八条で言う供給責任という問題は、これはちょっと通信の関係とはいささか異にしているわけでありまして、そういう面では、一方で自由化を進めていくということは、これはそれぞれI.P.P.を中心にしていわゆる利益が出るというところ、先ほどそれは各企業が効率化を第一に考えて進めていく、あるいはまた企業はそれだけ利益を出していくというところからすると、この供給責任というユニバーサルサービスというものを達成することは、逆に大変な今度は、自由化とは相反する問題が出てくる。いわゆる公共性の問題との衝突が出てくるわけでありまして、そういう観点で私はこの問題というのは、単に自由化の中でもう一つ割り切つてしまつて考えることができないのかというところが出てくるわけでありまして、そういう意味合いで私はちょっと先ほど質問したわけでありまして。

○国務大臣(深谷隆司君) 例えば全国共通の低料金とか、あるいは安定供給だとか、そういう原則をきちんと守っていくということはもう大変重要なことでございます。私は、いわゆる公益課題としてもユニバーサルサービスというのは重要であつて、先ほども申したように、恐らく委員のお考えと一体だと思つております。

○足立良平君 それから、ちょっとこれは、時間も余りないわけですが、この原子力で先ほど大臣のこれは一応見直しというか総合的に検討するということで、ジェー・シー・オーの問題であるとか、あるいはまた原子力に対して国民の皆さんから不信感とか不安感とか云々という話がございます。

私は、今回のジェー・シー・オーの事故というものもを考えてみると、あんな一民間企業があいふうな事故を起こしたということは大変なことだ。今日まで通産省も含めて国あるいはまたそれぞれの関係事業体を含めて原子力の定着に向けて大変な努力を現実に果たしてきた、あの一

遍の事故で原子力に対するもう根底からひっくり返つてしまったというところは私は本当にゆゆしいことだというふうに実は思っています。

そして、一方で、先ほどもこれも大臣がおっしゃつていたMOXの問題にしても、イギリスのこれは国営会社のあいつうふうな感じが、ある面においてはそれぞれの、日本の側のそれからすると、本当を言えば一体どこに責任があるのかという感じがしないわけでもない。けれども、一応そういういわゆる原子力問題に対する不信感というものを醸成する一つのなになつてきていますというところもあります。

そうすると、今日までの原子力問題に対して政府は、これはあえて通産省とは言いません、政府はダブルチェックをして、そしてもう安全だ安全だというふうにおっしゃつてきた。ところが、それ、実際的にはそうではないんだというムーードはもう完全に我が国に今定着してきている。そういう面からすると、この原子力に対する信頼感というものを、これからエネルギーのいわゆるセキリティの観点、地球環境の観点、あるいはまた安定供給の観点を含めて考えてみると、これは私は大変重要なことだというふうに実は思っているわけだ。

そういう面では、アメリカのN.R.C.的なものというのを、私はあえてここでは申し上げないけれども、いわゆる推進する側と規制する側というものがきちんとやっばりやっているんだ。今、国民の皆さんから見ると、政府が安全であると言つてもこれは全然、うそつけ、そうではないだろう、こういう感じになる。電気事業者が安全だと言つても、本当かよ、こういう話になつてくる。全部権威が喪失している時代に今入つていて私は思っているんです。

そういう中で、国民の目から見ると本当に政府も事業者も含めて原子力が必要なら、必要とするなら本当にきちんとした規制が行われ、そして本当にこれで安心だと、これは、この人たちのきちんとしたチェックをしてもらっているのを見ると、

一応これは信頼に値するというふうな気持ちになるようなシステムをきちんとつくらないと、私は逆に言う原子力問題というのは先ほど大臣がおっしゃつたように、そうか、まあ余り進んでいかなければならないことになりかねないというふうな実は思っているんです。

そういう面では、民主党は三条委員会の安全規制委員会というものの考え方を提起しているわけでありまして、そういう意味を含めて、大臣の考え方というものを聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(深谷隆司君) 我が国はエネルギー、石油でいいますけれどもほとんどを外国から輸入しなければならぬ。大変エネルギーに関しては脆弱な国であるというところは残念ながらそのままだ、COP3等々で決めた地球温暖化対策、環境改善等々にどうかたえていくかということや、安定供給や経済性からいいますと原子力の必要性というものは依然として続いているものと考へております。

ただ、お話がありましたように、東海村の事故その他ございまして、国民のこれに対する不信感というのは非常に大きくなつてきているのは事実でございます。ただ、東海村の事故にいたしましては他の事故にいたしまして、原子力発電所そのものがためだという、ノーというふうなような直接的なつながりのあるものでは決してないわけでありまして、原子力発電所は多重防護で完全な形で今も安全性は保たれておりますし、これからもちっと保つていくようにしていかなければならないと思つておられるわけでありまして。

問題は、これに対する国民の信頼感、安心感がどこまで落ちつてしまつたかということであるというふうに私は考えますが、今度、今の監視組織のお話もありましたけれども、省庁再編がこれから行われるわけございまして、内閣に原子力安全・保安院というものがございまして、これらの人数もふやしていくということになつておりますの

で、そういう意味では、これからの省庁再編の中で、確立した国民の理解がいただけるような、そういう組織、人員を確保して対応していきたいと思ひます。

○足立良平君 時間がございせんから一言だけちょっと申し上げておきたいと思ひます。

ちょっとこれは大臣、今おっしゃった保安院なりあるいはまた科技厅からその総務庁ですか、内閣府に移すという話ですね、これは省庁再編に伴ってそれでそちらに移していきましようという話であつて、それを四月までちょっと一応さかのぼって先にやりましよう、こういう話でありますから、これは従来の延長線上の話なんです。それでは国民の信頼感というものを取り戻していくことは私は難しいだろうというふうに実は思つています。

それは、大臣自身が先ほどその需給計画云々について、平成十年につくったものを一年少したつて今状況が変わつたからもう変えましよう、こうおっしゃつておられる。見直しをしましようとおっしゃる。ジェー・シー・オーの事故が起きたりいゝんな原子力問題について大変ないろんなことが起きていくわけですから、本来からするとその保安院の問題を含めて、これは一緒にそういう面をやつたり見直しをしましようというふうにならなかつたら、国民の方からすると、これはちょっと信頼感を戻すことはできない、こういうふうには思ひます。これは改めて議論の場に譲りたいと思ひますが、そういうふうには私は考えます。

○国務大臣(深谷隆司君) 省庁再編の流れの中でこのようになつていくということはそのとおりでございますが、逆に言えば省庁再編のこの機会に、きちっとしたものをつくっていくということとは大事なことでと思ひます。そういう意味では、本日の委員の御発言についてはきちっと受けとめて対応していきたいと思ひます。

○足立良平君 終わります。

○加藤修一君 公明党の加藤修一でございます。私はまず最初に、企画庁長官にお尋ねしたいと思ひます。

参議院の予算委員会、三月二日のときでござい思ひます。

参議院の予算委員会、三月二日のときでござい思ひます。

その優遇税制の關係で我が党の山本委員が質問したわけでありまうけれども、それに對して大蔵大臣からは、「この一年間、世の中のNPOについての感じが十分評価が積極的になつてきていますので、できるだけ税制上の特典を差し上げたと思ひます。」、こういう答弁をいたしております。さらに企画庁長官からは、「税制その他どういふ扱いをするか、発足二年ぐらいで見直すことになつておりますので、」云々と、そういう答弁もいただいております。

寄附金の關係については、一般寄附金と特定寄附金がありまして、法人は一般寄附金でも損金算入限度枠内では損金算入が可能である、あるいは個人の場合は一般寄附金での税の優遇措置は全くない、そういった意味では、一般寄附金の範疇においては個人か法人かで税制上の取り扱いについては非常に大きな差が存在していると思ひます。

こういふことも含めて、要するにNPOについての税制の優遇措置、これをきちつとやつていただきたいと思ひますけれども、この辺について積極的な御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(堺屋太一君) NPO、特定非営利法人という制度ができてからかなり各地でその運動が広がつておられて、いろいろ既に二千近い申請が出ておられておられます。その中にはかなり積極的に福祉の問題、文化の問題に活躍しているところもござい思ひます。

この制度は議員立法としてつくつていただきましたが、国会の附帯決議におきまして、特定非営利法人の活動の実態を踏まえて、税制等を含めた制度の見直しについて、法施行の後二年以内に検討するといふようなことが結論としてその附帯決議で得られております。したがつて、税制上の優遇措置についての制度のあり方につきましても、今後のNPOの活動の実態等をよく見まして、立法

府等各方面で検討されていくものだと考えております。

NPO議員連盟等で既にそういう研究もしていただいていると承知しておりますが、経済企画庁といたしまして、平成十一年度の四月から国民生活審議会におきまして、我が国の経済社会におけるNPOの位置づけと役割につきまして、法の施行状態等の問題点あるいは税制等を含めてこの政策のあり方などを調査審議いたしまして、立法府の御検討の役に立ちたいと思ひます。

○加藤修一君 まだこの件についてもう少し質問はしたいのですけれども、申しわけございませう、別の機会によりしくお願いしたいと思ひます。

これで企画庁はお下がりになつて結構でござい思ひます。

それでは、通産省にお願ひしたいのですけれども、先ほど来、足立委員の質問なんかを聞かされて聞いておられて、とりわけエネルギーの長期需給見通しの見直しといふことも非常に重要な問題だと私も思つております。

たしか大臣は、三月十日ですか、九時三十分から九時五十三分、記者会見室で会見されておられて、その中で、報道によりまして、このエネルギー問題について小淵総理も深い関心があつて通産大臣に示唆に富んだ話があつた、そういうふうな言われておりますが、その示唆があつたという話はどのようなことでしょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) 当然のことでありまして、一國の総理大臣としてエネルギー政策に関しまして非常に深い関心を払つておられて、常々私もその対策についてのお話がござい思ひます。また、御本人も、昨年十二月は伊方原子力発電所を視察なさつたり、積極的な行動をしておられます。

一般について折々に私どもにお話がございまして、これらを踏まえて総理の示唆に富んだ話を聞いていくといふことを申し上げました。

○加藤修一君 先ほどからもこの辺議論になつておられるわけですが、九八年六月に立てた長期需給見通しが二年を経ずして見直したというの、過去に一年か二年ぐらいで見直したケースもあると思ひますけれども、ある意味では私は非常に異例だと思つておられて、こういう見直しをしなければいけない、そういうふうになつた要因を、今、総理の話もござい思ひましたけれども、その要因をどういふふうに見ていただけるか、そしてその要因を、仮に優先順位といふんですか、そういったことを考えた場合はどういふふうにお考えか、その辺についてよろしくお願いいたします。

○国務大臣(深谷隆司君) 先ほど足立委員にお答え申し上げたのでありますが、エネルギーの問題に関しましては、需要と供給面でのこととろかなりさまざまな変化があつたといふふうに考えます。

例えば、景気の低迷の影響で九八年度のエネルギー消費というのは産業部門が大きくマイナスになつた、そのために第二次石油ショック以来十六年ぶりという形のマイナスになつておられるといふこととやら、あるいは省エネルギーの問題でいいますと、石油ショックの後、省エネといふものがかなり活発になつてまいつたのでありますが、昨今はどうも余りそういう状況ではありませんが、ただいまも申しましたように産業部門では省エネといふのはかなり行き届いておられますけれども、民生とか運輸の部門の需要は右肩上がり非常に伸びておられます。これらはよくよく考えていかなければならなかつたら、問題ではないでしょうか。

さらに、供給の面で申しますと、先ほど申し上げましたような原子力発電所の新設に関する知事の判断等がござい思ひます。あるいはいろいろな原子力の安全性にかかわるような議論といふものもなされて、これらに対する対応といふもの

原子力の立地という問題も含めて十分検討していただく必要がある。

それから、新エネルギーの問題については、これは国会でもしばしば議論がなされました。日本の新エネルギーは開発がなされているではないか、そういうような議論がございまして、実際に申しますと、ヨーロッパと同じように水力と地熱などを計算に入れますと、我々の将来像、十年後というのは七・五％で決して遜色はないのであります。後、もっと新エネルギーを開発すべきではないか。特に、石炭の委員会等でもジメチルエーテルの開発であるとかあるいはメタンハイドレートの開発とか、いろいろな新しいエネルギーについての貴重な御意見が出されました。これら全体を考えますと、やっぱりこの機会に、エネルギー政策、特に長期見通しについて検討を行うべき時期ではないだろうか、そんなふうに考えたわけでありました。

それが重要な順位かというふうに問われるとお答えしにくいのでありますが、これら全体を考えると御理解いただきたいと思えます。

○加藤修一君 今、全体を考えるという観点の話になりますけれども、記者会見の中では総合エネルギー調査会とは別の組織で検討するようなおっしゃり方をしているように私は思っているんですけれども、この辺についての、今までの調査会をある意味で使わないで新しい組織のようなものをつくり上げるといふことを考えていきますと、今までの調査会、総合エネルギー調査会それ自体が問題があったのかという見方もできますし、もし新しいものをつくることしたらどう委員の人選をするのかとか、あるいは事務局の問題とどういとも出てまいりますし、あるいは国会に対してどういふ報告のシステムを考えるか、そういう点もあるという議論しなければいけない部分があると思うんですけれども、この辺についてはどういふお考えからそのような発言をされたんでしょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) 記者会見のときの言葉

足らずだったかもしれないが、私はエネルギーの今日までのいわゆる審議会として大臣が諮問しておりました総合エネルギー調査会をそのまま考えておりました。ですから、とりあえずはまず政策の検討に向けた準備作業を直ちに開始する、その後は関係の有識者の幅広く集まっています総合エネルギー調査会を四月にでも開催して一年がかりで検討していこう、このように申し上げたつもりでございました。

○加藤修一君 そういうことですか。それでは、今、総合エネルギー調査会の話が出てまいりましたので、これは総合エネルギー調査会設置法というものがございまして、私も、私は、先ほど来の足立委員からのいろんな議論を考えてまいりますと、この設置法それ自体も私は改正すべき点が多々あるのではないかなと思えます。例えば環境大臣に意見を言えるような場所を設定する、そういう項目を入れるとか、あるいは出てきた報告書について国会に報告しなければいけないというそういう義務を課するということも、やはりこれからは環境問題というのは、単に環境問題及びエネルギーの問題というのは通産省が専門的にやるべき、そういう範囲の狭い問題ではないと私は理解しておりますので、その辺についてはどういふふうにお考えですか。

○国務大臣(深谷隆司君) 重要なエネルギーに関する調査とか審議を意見具申していただくというところで、私どもはこの調査会の御活躍を今までもいただいておりますのであります。

一方、エネルギー政策を立案して実施に当たりましては、エネルギー安定供給の確保とか地球温暖化への対応等々を十分に考えてそれらの要請にこたえていくという意味で、総合エネルギー調査会の審議に加えて国会での御議論を十分にさせていただいていこうと考えています。

また、環境庁長官というお話がありましたけれども、総合エネルギー政策推進関係会議、これは当然のことながら環境庁長官も参加しているわけでありまして、その関係会議を通じて政府一

体として取り組んでまいっているところがございます。

これからの、国会での議論を十分踏まえまして、それぞれの要請にこたえ得るように政府一体となってエネルギー政策を進めていきたいと考えています。

○加藤修一君 いや、私は法律という形できちっとした形で入れていくべきだと思っております。そういうふうな改正すべきだと思っております。その辺については大きな私は関心を持っていますので、今後とも別の角度でやっていきたいと思っております。

それでは、次の質問でございまして、全体的な点でございまして、総合エネルギー政策基本法、そういうものを考えていく必要もあるのではないかなと思えます。単なる理念法とかそういう問題ではなくして、政策について、例えば具体的に原子力をどう位置づけるのか自然エネルギーをどう位置づけるのか、そういう面を明確に私はしていく必要があるのではないかなと思えます。今の体制ではなかなか国民の方に向かつて説明しづらい状況になっておりますので、その辺については大臣はどのように御所見をお持ちですか。

○国務大臣(深谷隆司君) 基本法の制定についての御意見がありました。これは一つの貴重な御意見としては承っておりますが、要は国会での議論を十分に尽くすということが非常に大事であり、それを踏まえて各種の要請にこたえるようなエネルギー政策の検討を進めていくということが大事ではないかというふうに思っています。自然エネルギーの活用等も含めて、必要な政策についてはこれからの幅広い意見を聞きながら十分に進めていきたいというふうに考えます。

○加藤修一君 それでは、ちょっと質問を時間の関係で飛ばしたいと思えます。

いて伺いたいわけですが、公明党には自然エネルギー促進法プロジェクトチームがございまして、自然エネルギーのいわゆる地方の取り組みと意識について調査をするために、四十七都道府県プラス十二政令指定都市、合わせて五十九の自治体に対してアンケート調査を行いました。

その結果、最近記者会見させていただいたわけでありまして、回収率は一〇〇％というところで、とりわけ自然エネルギーについて関心がありますかという質問に対して「非常に関心がある」というのが四四・一％、「関心がある」というのが五五・九％。そういう意味では、対象すべての自治体にわたって関心があることが非常にわかったわけでありまして、これも非常に重要な点であると思います。

あるいは、自然エネルギーを導入している自治体が五十八自治体で、一自治体を除いて自然エネルギーを導入している。太陽光が八五％、小水力が三七％、風力が三三％、バイオマスがかなりおられておりますけれども五％となっているわけでありまして、今後の拡充計画が六一％になっている。そういう意味では、自治体の関心は極めて強い。導入に対しても非常に積極的にやっておりますという姿勢が私は見受けられるのではないかなと思えます。

それから、今後拡大すべきエネルギー源として、四十六の自治体が第一に自然エネルギーと答えている。原子力は四つの自治体である。化石燃料については一自治体が回答しておりますけれども、原子力を拡充すべきとした県が原子力発電所の立地の県よりは少ない、大変少なくなっている。あるいは、新規立地ですけれども、その新規立地の予定の県より少ない結果が出たということ、非常に私は一つの驚きを持って受けとめているわけでありまして。

また、自然エネルギーに関して自治体独自の補助金を持っているところは十八ございます。それから、自然エネルギー促進のための条例を持っているところも三自治体、予定が一自治体。そういう意味を踏まえても、やはり地方の取り組み

が極めて積極的である。

〔理事馳浩君退席、委員長着席〕

こういった結果が出ているわけでありませうけれども、これはほかの調査結果を見ましてもこういった傾向が極めて強い。そういった点を考えていきますと、こういった面についての、つまり自然エネルギー促進の取り組みについてやはり相当の角度をつけてやっていく、そういう期待がある。こういうことに対して大臣はどのように認識を深めたのでしょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) 自然エネルギー促進議員連盟、加藤委員が事務局長をお務めで、大変活発に調査その他、活動されていることに敬意を表します。

お話しのように、近年、地方自治体で新エネルギー導入の取り組みというのはいくぶん加速しているというふうに思います。例えば庁舎あるいは学校などの公共施設における太陽光発電システムの設置、これは二百五十件を数えていると聞いています。地方自治体が主体となった風力発電施設の導入が五十件を超えている。国としても、こうした取り組みに対して、その設置費の二分の一を補助して導入を支援しているところがございます。これは、事業者に対しては三分の一でございますが、このような地方自治体に関しましては二分の一の設置費を使っております。

また、一部の地方自治体では独自に新エネルギーの導入支援策というのを講じております。例えば、全国四十三の地方自治体が住宅用太陽光発電システムの設置者に対して補助や融資を行っているという制度、あるいは三十を超える地方自治体がクリーンエネルギー自動車を導入する者に対しての補助や融資を行う制度を設けている。これは国の補助制度と相まって、地域における新エネルギー導入が一層加速されるという意味では非常に効果があるというふうに思います。

北海道では新エネルギー導入促進のために今度条例を制定するというので、多分これからの道議会にかかけられるのではないのでしょうか。

いずれにしても、これらの地方自治体の取り組みというのは地方分散型エネルギーとしての新エネルギーの特色が生かせるものだ。そして、さらに地域の新規産業を創造させていくという、それは同時に雇用創出にもつながっていくという点では非常に大事でございまして、これからの地方自治体のこのような動きに対して国ができる限りの応援をしていくべきだと考えています。

○加藤修一君 風力発電についての国家目標値が二〇一〇年で三十万キロワットということになっており、すくなくとも、この設問に対してもっと高くすべきだと、そういう回答が三十四自治体あったわけでありませうけれども、やはり目標値が大きいかどうか。既に大臣御存じのように、北海道においてはこれからの計画を含めて五十五万キロワットということと二〇一〇年の国家目標を既に超えているという、そういうビジネスチャンスに向けて走っているように私は聞いております。

そういう意味では、風力発電だけを上方修正すべきだということよりは、それを含めて、自然エネルギーにかかわる目標値については今回の見直しの中で上方修正を強力にやっていくべきだと私はなにかは考えているわけですが、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) 新エネルギーの導入目標というのはいくぶん二〇一〇年度で一次エネルギー供給の三・一％、数字としてはそんなにびくびくするような大きな数字ではありませんが、水力とか地熱などを計算に入れますと七・五％で、これはヨーロッパに比べても遜色のないものになっていくのではないかと考えています。

現在の見通しでいいますと、太陽光発電は二〇一〇年度時点で目標策定時点の九十倍の導入を目指すと、かなりこれは高い目標だと思います。また、風力発電の三十万キロワットという導入目標についても、おっしゃる通りに、最近の動きを見るとやはりもう一回精査する必要があるかなと、そういう感じはいたします。

いずれにしても、昨今、自然エネルギー、新エネルギーに対しての国民的な関心というのは非常に高まっております。私は通産省において、これらの背景を大事にしながら新エネルギーについては加速させていくべきだ、このような指示をいたしております。そういう意味では目標についての数値は精査されていくべきものだと考えます。

○加藤修一君 積極的な答弁をいただきまして、ありがとうございます。

日本に限らず、そういった面についての期待は非常に大きいわけですが、例えば各国の自然エネルギー導入の政策目標、それを考えていきますと、例えばデンマークでは、これは電力供給に占める割合でありますけれども、デンマークでは二〇〇三年までが二〇％、二〇〇三年までには約八割、これはエネルギー21という計画の中でうたっております。英国は二〇一〇年までに一〇％、これはブレア政権における自然エネルギー一〇％宣言、これは二年前に発表されたものであります。あるいはアイスランドは二〇一〇年までに一九・七％、あるいはオーストリアでは二〇〇五年までに三％等々含めて、例えばEUでありますけれども、これはもう御存じかもしれませんが、二〇一〇年までには一次エネルギーに占める自然エネルギーの比率倍増を、二％へ急角度に増大させていくという話になっているわけですが、先ほど大臣がおっしゃったように、国もこういった面についてサポートしていかなければいけない、あるいは財政的な支援のことについても考えていかなければいけないという話がございます。

それから、先ほど足立委員からも電力の買い取りの関係について質問あるいは疑問というものが投げかけられたわけでありませうけれども、今紹介いたしました各国におきましても例えば主要な政策手段がなされていると、例えばドイツやデンマーク、既にそれを含めて十カ国に及んでいるわけでありませうけれども、自然エネルギーからの電気の

買い取りを、電力会社に強制的に買い取らせる、そういった法律がございます。それから、化石燃料課徴金制度、FFL、あるいは非化石燃料購入義務づけ、NFFO、これは英国で行われている話でございますけれども、そういった形で、従来英国の場合は原子力を支援するために導入されていた制度でありますけれども、それを自然エネルギーに今は当てている。あるいはグリーン証書の関係もございまして、さらにクォータ制、EUが導入していることでありますけれども、あるいはそれから米国で導入しております自然エネルギー・ポートフォリオ・スタンダード、こういった形でかなり急角度に物事が進んでいるように思います。

先ほど自由化の観点から話が出ておりましたけれども、自由化というのは確かに供給サイドにとっても自由化でありますけれども、これは需要家側にとっても自由化という話を考えていかなければいけない、つまりエンドユーザーにとっても選択の幅がなければいけないというふうに、これもやはり自由化の観点だと私は思います。

こういった点を含めて、もっと総合的にこういった自然エネルギーの仕組みというのを十分検討していかねばいけないと思っておりますけれども、この辺について大臣はどのようにお考えですか。

○国務大臣(深谷隆司君) 先ほどもお話がありましたように、自然エネルギーというのは、地球の環境問題、それからエネルギーの安定供給の確保等々、さらに地域における新規産業の創出、雇用関係の確保といったようないろんな点でのプラス面が多々ございます。したがって、大変重要だと思っております。

国としてはこれまで、民間事業者とか地方自治体に対して、新エネルギーの設備投資に対して設備費の二分の一から三分の一の補助とか、あるいは電力会社の余剰電力購入制度と相まって新エネルギーの導入を進展させてきたというふうに考えております。

電力会社における自由化の問題及び電力買い取りの義務づけ等の問題に関しては、先ほど足立委員にも御報告申し上げたのでありますが、おっしゃるとおり、自由化というのはユーザーにとっても選択という意味の幅が広がってまいります。適切な競争原理というのが導入されることはいいいことでありますが、同時に、電力買い取りの義務づけということに関しては、先ほど申しましたように、私はやや慎重な考え方を持っております。

いずれにしても、総合エネルギー調査会の新エネルギー部会というところで、海外の導入政策の動向なども調査しながら、今おっしゃった海外の状況を踏まえながら議論をしております。その結果がエネルギー政策全体に何らかの回答を与える、そういう意味を持って検討を進めていきたいと思っております。

○加藤修一君 それでは、次の質問に参ります。報道によりますと、高レベル放射性廃棄物処理に関する法律が国会に提出されるというふうに聞いておりますけれども、これ最終処分というところで、地層処分の安全性、そういう処分のあり方については当然安全性ということが十分検討されてしかるべきだと思えますけれども、科学技術庁、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(奥直孝君) 御説明申し上げます。地層処分の安全性につきましては、かねて昭和五十年代よりその研究開発に関係機関の総力を挙げて取り組んできたところでございます。最近では、平成四年に旧動燃事業団がそれまでの地層処分の研究開発成果を取りまとめ、高レベル放射性廃棄物地層処分研究開発の技術報告書としてこれを明らかにしたところでございます。

また、この報告をもとに、原子力委員会におきましてこの報告書が評価され、我が国における地層処分の安全確保を図っていく上での技術的可能性が明らかにされているとされ、その上で、今後の研究開発の進め方を示す方向づけの議論も原子力委員会が進められたところでございます。

この旧動燃の報告をもとに動燃事業団は関係各機関の総力を得る形でさらに研究開発を続けてまいりまして、昨年の十一月、この新しい核燃料サイクル開発機構がこれまでの研究開発の成果を取りまとめ、その技術報告書を原子力委員会の方に提出したところでございます。

この報告書では、地質環境について、我が国にも安定で地層処分にとって好ましい地質環境が広く存在すること、また、地層処分の工学技術について、現在の技術あるいは近い将来実現可能と考えられる技術をもとに実施できることを示すとともに、また、将来起こり得る地質環境の変化、さらには人工バリア機能の変化等を想定しまして、地層処分において考慮すべきシナリオを作成し、地層処分システムの安全評価の体系を提示したところでございます。

現在、核燃料サイクル開発機構から提出されたこの報告書は原子力委員会が評価を行っているところでございまして、この評価結果に基づいて、我が国における地層処分の安全確保の可能性に関して一定の見通しが得られることになるものと考えてございます。

なお、具体的な処分とあるいはその安全規制に当たりましては、現在、具体的な処分のタイミングを、二〇三〇年代から二〇四〇年代の半ばに処分の事業が行われるよう、その処分事業主体の設立など通商産業省でいろいろな検討が進められているわけでございまして、この具体的な処分や安全規制に当たりましては、今後さらに技術開発や検討、データの整備等がなお必要でございいたします。

今後とも、深地層の研究施設や地層処分放射化学研究施設、こういうものを活用いたしまして、地層処分技術の確立、安全評価手法の確立に向けてその研究開発を着実に実施し、これらをもとに原子力安全委員会等において安全規制の検討に適切に反映していくことが求められているものと考えてございます。

○加藤修一君 要するに、安全が安全でないか。

安全だという表現ですか。その辺、もうちょっとわかりやすく言ってくれませんか。随分言葉を使ったようですけれども、なかなか頭に入っていない表現だったので、お願いいたします。

○政府参考人(奥直孝君) 御説明申し上げます。私、先ほど御説明の際、地質環境の問題とまた地層処分の工学技術の問題について御説明を申し上げましたが、地質環境の問題につきましては、過去数千年程度の間の火山あるいは火成活動などのいろいろなデータ等から見まして、十万年程度の将来について現在までと同様の活動が継続するものとして、火山・火成活動や地震・断層活動の評価することが妥当と考えられる。また、火山・火成活動や地震・断層活動の影響範囲を推測することができると。したがって、その著しい影響範囲を避けることが可能である。こういう観点から、我が国にも安定で地層処分にとって好ましい地質環境が広く存在すると、このようにこのサイクル機構の報告書は結んでございます。

また、地層処分の工学技術につきましても、先ほど申し上げましたこれから具体的に実施されるであろうタイミングというものを考えてみれば、このいろいろな現在進めてございます技術開発、その将来可能となるようなものをもとに十分安全確保が図り得る、そういう工学的なバリアを設定することは可能だと、こういうことでございまして、今の先生の御質問につきましては、十分安全確保が図り得る、このように考えているところでございいたします。

現在、この点については、先ほど申し上げましたように、サイクル機構の報告をもとに原子力委員会が評価をやっているところでございまして、その評価を取りまとめるに当たりましては、国民の方々のいろいろな御意見をいただきながら、最終報告を取りまとめるというところでございいたします。

○加藤修一君 ちょっとあえて確認しますけれども、「地層処分研究開発第二次取りまとめ」の「地球に学び、人の英知を集めて」というところを読んでまいりますと、「地層処分」は安全なので

しょうか」というふうに書いています。それに対しては、「もし、こうなったらどうなるというシナリオを世界中の専門家の協力を得て作成しました。」と。要するに、地層処分の安全にかかわるさまざまな要因についてはすべて網羅し、つまり洗い出した。そういうったものについて、さまざまなシナリオをつくり上げて、コンピュータを駆使して解析してそれに対応する新しいシステムも活用して安全性を確かめました。この結果は、考えうるさまざまなケースに対しても安全であり、「遠い将来にわたって生活環境に影響が及ばない」と。そういう理解でよろしいんですね。

○政府参考人(奥直孝君) 御説明申し上げます。先ほど申し上げましたとおり、地質環境について地層処分の工学技術についての検討の上で、ただいま先生がお話ございましたとおり、諸外国で行われております安全基準というものの比較におきまして、その地層処分システムの安全性評価についてもこのサイクル開発機構が検討したところでございいたします。

この過程の中で、地層処分における考慮すべきシナリオを作成し、またそのシナリオに従いまして、起こり得る現象を物理・化学法則に基づいた数式で具体的に表現し、これらをもとにその個々のモデルを統合し、線量を指標とした地層処分システム全体についての安全性を評価したところでございまして、ただいま先生のお話ございましたとおり、その諸外国で提案されております安全基準を下回ることがこの報告では確認されてございいたします。したがって、原子力委員会の方で現在この結果についての評価をやっているところでございいたします。

○加藤修一君 こういうことについてはどう思いますか。これは昨年の一月七日の新聞に出ていた話ですけれども、読売等を含めて出ていた話です。これはあるアメリカの研究者のグループでありますけれども、地層処分の関係について調査した結果だと思えますけれども、要するに、地下埋設の放射性物質については従来の予想より早く拡散

するといふ話なんです。同グループは、プルトリウムが地下水の中に含まれる大きさが一ミクロン以下のごく小さな浮遊粒子である流動性コロイドになって運ばれたためと考えられるとしている。つまり拡散のスピードはそういった原因によるものである。

これまでプルトリウムなどの放射性物質は地下水に溶けにくく岩石などに吸着しやすいため、埋設後の移動はほとんどないと言われていた。しかし、こういう研究成果があるわけですから、先ほどこの辺についてどう思うかということ、先ほどシナリオをさまざま組んで検討を行ったという話がありましたが、回収方法は考えているかどうかということ。途中で当初の予定とは違つて危険な状態になったときに回収する方法も考えた上でのシミュレーション、シナリオを組んだかどうか、その辺についてはどうでしょうか。

○政府参考人(奥直孝君) 御説明申し上げます。先ほどのプルトリウムコロイドに関連する問題でございますけれども、コロイド状の問題については検討の対象としてございます。しかしながら、我が国の高レベルの固化体、処分のための固化体にはプルトリウムが含まれておりませんので、プルトリウムについての検討は対象の外でございます。

また、先生がお話しになりました、今度は再回収についての考え方でございますけれども、この点につきましては、国際原子力機関におきまして、物の考え方、処分というものが許可され、指定された施設に再取り出しの意図なく廃棄物を設置することとされてございまして、また地層処分とは、地質学的に安定した地層中数メートルの深さに人工及び天然バリアシステムを使用して廃棄物を隔離することとされてございまして、また、これらをもとに我が国は原子力委員会におきましていろいろな検討を行いました上で、高レベル放射性廃棄物をガラス固化体という安定な形態として、人の生活圏から離れた深地層中にそれを安全に埋設することによって人間環境に有意

な影響を及ぼさないようにする措置としてございします。

しかしながら、今回いろいろな検討の上で、先生が御指摘になられた点につきましては、例えば原子力委員会の検討の中で、主坑を埋め戻さずに維持するのは、処分された廃棄物が予測どおりの動静を示すのかどうかモニターするとともに、万一の事故の際の廃棄物の回収などの対応が容易であるという点で周辺住民の安心感が増大するという考え方によるものであり、また安全、安心のバランスを考慮することが必要とされてございします。で、こういう点を考えますと、実際に主坑の埋め戻しを行うか、あるいはそれともそのままの状態でもなお管理を続けるかどうかは、その時点での技術的な水準に照らしまして、その時点の世代に判断をゆだねることが必要だろうというふうなことから原子力委員会の方で指摘されてございします。

これらをもとに、これから処分場の閉鎖前に廃棄物を再取り出しするか、この点につきましては、その判断された場合にそれまでの手順を逆にたどることによって措置をしていきたい、これが方法論としてはあるかと考えてございします。

○加藤修一君 もう時間が来ておりますのでやめますけれども、私は、現在の原子力発電所が五十一基稼働していて、そこから出る廃棄物について責任を持って対応しなければいけないことは重々認識しておりますから、例えば直接処分とかあるいは再処理処分とか、その二つの方法が大きくありましても、そういった面については十分検討して最終処分を行わなければいけないという点については十分認識しております。

いづれにしても、きょう時間がございませうので、別の機会に十分やらせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長(成瀬守重君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時十分まで休憩いたします。

午後零時十分休憩

午後一時十分開会

○委員長(成瀬守重君) ただいまから経済・産業委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を議題とし、通商産業行政の基本施策に関する件及び経済計画等の基本施策に関する件等について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○馳浩君 自由民主党の馳です。よろしくお願ひします。

本日は、原油価格高騰問題とそれからアラビア石油の問題を通じて、日本のエネルギーセキュリティ問題について質問をいたします。午前中の同僚議員とダブル点があるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

まず、原油価格の高騰問題について質問いたします。

ニューヨークの原油先物相場が現在、湾岸戦争以来九年ぶりに高値をつけております。一バレル約三十二ドルとなっております。これは九八年十二月の最安値一バレル十・三五ドルに比べて三倍の高値であります。しかも、一年三カ月というわずかな期間での急騰とも言えます。また、国内価格に影響の大きいバイ原油も九年ぶりに一バレル二十五ドルになっており、これも一バレル約十ドルだった昨年二月に比べて二・五倍の急激な高値と言えます。

そこで、この急激な高値の原因はどこにあるのでしょうか。特に、ヘッジファンドの影響が価格上昇にどの程度寄与しているのでしょうか。また、当面の景気への影響はどうなるかと考えてみましょうか。以上、大臣に答弁を求めます。

○国務大臣(深谷隆司君) 最近、石油の価格が上がつてきておりますことは委員御指摘のとおりで、私ももちろん承知しております。昨年、OPECで一六%の減産というのを決めて、それが確実に守

られていたことや、あるいはアメリカの寒波その他が原因になっているようにございします。ただ、幸いにいいましようか、石油の我が国のエネルギーの中で依存する割合がこのごろは五二・四%というぐあいにかなり落ちつておりまして、かつては七七%ぐらい日本のエネルギーの中で石油が占めていたんですが、そこまで抑え込んでいくということ、目下は物価には直接影響がないというふうな状態になっておりますことは本当に辛うじて幸いなことだと思ひますが、これが長く続いてまいりますと、あるいは一層上昇してまいりますと、大きな影響を与えることは必定であらうというふうに思ひます。

産油国への働きかけにつきましては、今アメリカが中心となりまして積極的に関与をしております。また、先般の二月二十四日、IEA、国際エネルギー機関の理事会でも石油需給の不安定な状態に対する懸念というのが表明されているところでございます。私もそういったしるしも、IEAの加盟国でございますので、この理事会の議論を踏まえつつ、引き続き深い関心を持って注視していきたい、そう思つております。

○馳浩君 当面の物価には直接影響はないという現状には一安心いたしますが、しかし、現在の価格で例えば一年も高どまりがしまつと、そのうち価格転嫁が起ころ物価の上昇を招き、結果、個人消費の落ち込みがさらに進み、景気に冷や水を浴びせてしまふということにもなりかねないと思ひます。

一方、産油国側も、日本などの輸入国の景気が悪くなり、需要が落ち込み、結果、原油価格が暴落してしまつては元も子もないと考えていると思ひます。したがって、いづれは増産をして価格の適度な下落を誘導してくるかと考えられます。事実、サウジ、メキシコ、ベネズエラが増産の提案をOPEC総会で打つと、報道もあります。反対していたイランも増産に賛成したとも報道されております。しかし、早急かつ大規模な増産体制に入ることにはないと専門家も見ております。早急な

大規模増産はヘッジファンドの資金流出を意味し、価格暴落を招くからです。

そこで、いつごろまで高どまりが続くのかとお見通しですか。また、一年ほど高どまりした場合の景気への影響はどうなるとお考えですか。関連して、石油価格の上昇と卸売物価の上昇の関係を過去と比較して数字で示してください。

○国務大臣(深谷隆司君) 石油の価格がこれから先どういふような推移をするのか、一年後の予測というのは正直申し上げて全く難しく、軽々に申し上げることはできません。ただ、三月二十七日だと思いましたが、OPECの総会が開かれます。ここでのどのような話になるのか相当注目していかねばならないと思いますが、委員もたまたま御指摘のように、サウジを初めとして幾つかの国がこのままでは産油国の方も大変だという懸念も表明しておりますし、アメリカもかなり積極的な働きかけをしているようにございます。我々も当然そのような声を機会あるごとに申し上げていくという、そういう背景の中で私はある程度の落ちつきを見せてくれるのではないかと期待をしておりまして、目下はそれらの推移を注意深く見守っていきたいというふうに考えます。

それから、値段がどの程度で落ちつくかということについての問題と物価の問題の比較は、ただいま申し上げたように価格の方の判断ができれば、まず何ともし申し上げられませんが、先ほどもお答えをいたしましたように、幸いに石油そのものに對する依存度をかなり下げたまいりまして、二十数%以上下げたので、現在のところでは直接的な影響はない。もちろん円高その他の背景もあつたことでありますが、ただ、この価格が下がらないまま時間がたつていくということになれば、当然卸売物価その他にも影響してくるであらうというふうに思います。

○政務次官(小池百合子君) 先ほどの原油価格の上昇の影響でございますけれども、先ほどから通産大臣がお答えになっておられますとおり、今後の一年間の原油価格を予想することは大変難

しゅうございますけれども、高どまりした場合におきまして、現在の我が国の原油輸入量のGDP比率、以前と、いわゆるオイルショックのころから計算いたしますと、かなり低下しているということもございまして、ということ、日本経済の構造そのものが原油価格の変動の影響を受けにくい体質に変わってきているという点は一つ指摘しておきたいと思ひます。

そしてまた、原油価格の上昇と卸売物価の上昇との関係を数字でということでございます。私どもの方からお答えさせていただきます。原油価格の上昇の影響を国内卸売物価の最近の動向で見ますと、おおむね横ばいが続いております。これは今私が申し上げましたことが背景ということが言えると思っております。

数字で申し上げますと、二〇〇〇年一月で前年同月比でマイナス〇・三%、二月で同月比でございましてマイナス〇・一%ということで、落ちついた状況が続いております。

そして、今後の影響は産業連関表というのを使って試算をするわけでございまして、原油の輸入価格が一〇%上昇したときの国内卸売物価への効果、これは一九八〇年の産業連関表を用いた試算では一・二%程度であったのに対して、九五年の産業連関表を用いますと、その試算では〇・二%程度の効果というふうな形になっております。先ほど通産大臣がお答えになりましたように、OPEC総会がこの月末に開かれるわけでございまして、このあたりはやはり注視はし続けてまいりたいと思っております。

○馳浩君 当面に影響はないということは、石油への依存度も五〇%に低下しておるといふことでもありますが、長く続きますとどこかにしわ寄せが来ると。当然、石油元売の企業決算に恐らくしわ寄せが来るのであらうと思ひますが、政府としてまたた手をこまねているわけではないと思ひますので、改めてお伺ひいたします。

問題は、急激な価格暴落が起らないように配

慮をしつつ、価格の高どまりを防いでどう適正価格に軟着陸させるかというその対策が問われていると思ひます。

そこで注目されますのが、三月二十七日に開かれる予定のOPECの総会です。日本としては増産を要望していくべきと考えますが、どのような働きかけを考えているのですか。例えばアメリカは、先月二十六日にリチャードソン・エネルギー長官がサウジを訪問して増産を強く要望しております。

また、国際的連携も必要と思いますが、いかがでしょうか。関連して国際エネルギー機関、先ほどちょっと話がありましたが、IEAの動きはどうなっているのでしょうか。

○政府参考人(河野博文君) 御指摘のとおり、三月二十七日のOPEC総会の成り行きが大変注目されるところでございます。

これまで産油国の日本における大使館あるいは日本に訪問します産油国関係者と種々意見交換を行つてきておりまして、合理的で安定的な価格レベルが産油国にとつても消費国にとつても望ましいというふうに思つておりますが、こういった働きかけあるいは関係国との意見交換をさらに続けてまいりたいというふうに思つております。

同時に、先ほど触れましたように、IEAの理事会では二月二十四日に現下の石油情勢について懸念を表明し、また増産の必要性についてプレスリリースという格好でメッセージを発しているというところでございまして、もちろんこのIEAの参加国の中に当然日本は重要な位置を占めているわけでありまして、日本の考え方もこの理事会の声明に反映されているというふうにお考えいただけたらと思ひます。

○馳浩君 大臣にお伺ひいたしますが、今回の原油価格高騰、あるいは後ほど伺ひいたしますがアラビア石油の問題と、どうも日本の国としては中近東、サウジアラビアを含めてですが、この国々との外交のバイプがいささか薄いのではない

かという懸念を持っております。

向こうの側の国も日本の外務大臣よりは日本の通産産業大臣とのバイプの方をやはり期待しているのではないかとと思ひますし、日本の立場からすれば当然通産産業大臣の役割が多くなってくると思うんですが、その辺を踏まえて、通産大臣に外交の問題を伺うのも失礼ではあります。大臣個人としては中東諸国に対するやはり関心の高き、認識、こういったものの所見も披露していただきたいと思ひますし、今回の問題を考えれば、まだまだ市場商品化しつづつあるとはいへ石油は戦略性の高い商品であると考えざるを得ない。この後にヘッジファンドの問題も聞きますが、そういう観点でとらえていく必要もあると思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) エネルギー安定供給の角度から考えた場合に、サウジアラビアの日本に對する石油百万バレルでございますが、大変高い依存度でございます。そういう意味では特に中東産油国の中でもサウジは目立っておりますけれども、中東産油国との協力関係を一層強力なものにしていくということはお話のとおりでございます。今、中東産油国に八五%頼つていて、現状でございますから、なおさら委員御指摘のような対応は必要なことだと思つております。

ただ、一時は中東と我が国の外交は留守ではなかつたかという批判も随分あつた時代がありましたが、近年はかなりサウジアラビアとの交流というのは進んでおりまして、例えば九七年の橋本総理大臣の同国訪問、あるいは九八年、今のは九七年ですが、アブドラ皇太子がその翌年に日本を訪ねてきていただいている、あるいは私もそうでございますが、このところ歴代の通産大臣がサウジアラビアを訪ねていくというふうなことで、両国の関係の強化には最大限の努力を尽くしてまいりつづつております。

また、中東産油国との間で石油開発・精製分野の技術協力あるいは幅広い分野での研修生の受け入れ、その他専門家の派遣、人的交流、投資ミッ

ジョン、可能な限りの配慮をいたしまして、その協力関係を強化しつつございまして、一層努力をしなければならぬと思ひます。

○馳浩君 次に、大蔵省にお伺ひいたします。

今回の原油価格高騰の問題の一つの背景でありますヘッジファンド、いわゆるアメリカの好景気に浮かれた、浮かれたと言つては失礼ですが、ある部分余剰の金が先物取引市場に流れ出てくるという中で、非常にこういう原油価格の高騰を招いているという見方がされておりますけれども、日本としてこのヘッジファンド対策をどのように考えているのか。

アジアの通貨危機もそうですが、国際的投機資本の短期の流入は秩序ある健全な資本主義にとつて脅威であると思ひます。早急に規制をするのか、またはこれに備えた国際的セーフティネットを構築するの、またこの問題に限ればヘッジファンドの活躍の場である先物取引市場を縮小させるとか、いろんな議論がしていかれないかと思ひます。この点に關する政府内の検討状況といったものをお伝えください。

○政府参考人(溝口善兵衛君) 御指摘のように、ヘッジファンドの急激な巨額な資本移動というのがある種の通貨の危機をもたらしたわけございまして、こういう問題にどう対応するかにつきましては、我が国はもちろんでございましてけれども、先進国が協調していろんな場で検討いたしております。

一つは、BISと称します国際決済銀行の場でどういう対応をしたらいいかというのを勉強しておりますし、昨年二月にG7、先進七カ国によりまして、大蔵省でありますとか中央銀行でありますとかあるいは金融監督当局が集まりまして、ヘッジファンドの問題にどう対応していくかというのを検討を続けております。我が国も参加しておりますけれども、その報告が近々まとまる予定でございます。

そこでどういふ議論がなされておるかということでございますが、これはやはりヘッジファンド

の性格からくる問題が非常に多いということが言われているわけでございます。

一つは、ヘッジファンドというのは、御承知のように、プロの投資家から資金を集めてそれをまたプロの投資家が運用するというようなことございまして、一般の大家の方から資金を集めてそれを運用するというような形でないものでございまして、いろんな政府の規制、監督がなくてもいい分野で活動しているわけでございます。それが一つでございます。

それから、そういうことでプロ同士の取引でございまして、一般大衆の方々に対してディスクロージャーをしないかぬという要請もこれは低いわけでございます。さらに、そういう利益を求めての行為でございまして、非常に少額の資金で、これを借り入れ等によりまして規模を大きくして投資をするというふうなことをやっていますから、非常に利益ももうかたときは多いかわりに損したときは非常にリスクが多いという問題があるわけでございます。

しかし、これを放置しますと、金融システムにいろいろな問題が起きますから、そこで今考えておりますのは三つの対応がございまして、

一つは、そういうヘッジファンドに金を貸す種々の金融機関あるいは投資をする投資家がいるわけですが、そういう人たちがリスク管理を徹底する。特に金融機関が投資する場合には、金融機関は規制、監督当局のもとにありますから、そういう手段を通じてリスク管理を徹底するように指導する。これが一点でございます。

第二点は、先ほど申し上げましたように、ディスクロージャーが十分でないわけでございます。それはプロ同士ですから構わないんですけども、一たん問題が起きますと金融システム全体に問題を起します。そういう観点からディスクロージャーを拡充しないかぬということが次のポイントでございます。これが今の対応の核心であらうかと思ひます。アメリカなどもそういう方向で議会の法案なども出しておるわけござい

すけれども、我が国としてもそういう方向を見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。

三番目は、直接に規制するというところでございまして、これは、ヘッジファンド自身の定義が難しいところございまして、直接規制しようと思ひましてもオフショアに逃げたりしますのでかえって監督ができないという問題がございまして、先ほど申し上げました三つの中では間接的な規制、ディスクロージャーを徹底することによって投資をする人はどのぐらいのリスクがあるかをよく知ってやりますし、それからヘッジファンドから投資を受けている人たちはそれがどういふ性格のものであるかをよく承知することによって対応策をとるという方向で検討を進めているわけございまして、基本的に我が国もそういう方向で検討しているところでございまして。

○馳浩君 溝口局長、重ねてでございますが、その二番目の対策であるディスクロージャーの拡充についてアメリカでは法案も準備されているような話がありましたが、それを見ながらじゃなくて、日本としてはじゃどうする方向ですかということをもうちょっと踏み込んでお伝えください。

○政府参考人(溝口善兵衛君) アメリカでは議員立法として出ておりますが、実はヘッジファンドは日本にはほとんどございせん。日本にはごく少額のものがあるかないかぐらいでございまして、いろいろな推計がございまして、世界で大体三千億ドルとかいろいろ言われておりますけれども、そういうものは大体アメリカにあるわけございまして、まず所在国で規制をするということが大事でございまして、ほかの国につきましてはやはりその動向を見ながらやっていくべきことかなというふうに考えている次第でござい

す。

○馳浩君 わかりました。次の質問に移ります。

次に、国内対策を伺ひます。

あり、自主開発であり、産油国協力であります。このうち、自主開発、産油国協力については、アラビア石油問題と関連するので、後でお伺ひいたします。

まず、国家備蓄について質問をします。新聞報道によりますと、通産省は、石油価格急騰などの緊急時の対応策として、従来の民間備蓄分の市場への優先的放出を改めて、国家備蓄分の五％、すなわち二百五十万キロリットルに限り先行放出する方針に改めたことと報じられております。この事実の確認と、あわせてなぜ国家備蓄先行放出に方針転換をしたのか、お伺ひしたいと思います。

○政府参考人(河野博文君) 私どもこれまで、石油供給途絶のような緊急事態が発生した場合、いわば最後の手段ということで国家備蓄の取り崩しを考えておりました。

他方、国際的には、過去のオイルショックのような大規模な供給途絶だけでなく、近年、特に緊急時の初期段階には、市場の過熱を予防しあるいは安定化することの重要性に対する認識が高まってきた、そういう環境にあったと思ひます。

こうした状況を踏まえまして、昨年八月の石油審議会石油部会報告におきましては、緊急時の初期対応として、適切な情報提供とあわせて、市場への石油供給を確実に増加させ、かつ市場安定化のためのアナウンスメント効果の高い国家備蓄を機動的に放出することが必要であるという御意見をちょうだいしたところでございまして。

この御報告をいただきましたことを踏まえまして、IEAにおける国際協調による備蓄放出の場合を含めまして、我が国においては緊急時の初期段階において国家備蓄を機動的に放出するということを考え、そのための手続の整備を行ったところでございまして。

ちなみに、二〇〇〇年問題でもし仮に緊急時がありますれば、こういふ準備が発動されたというところになるかと思ひますが、幸いそういう事態

はなかったわけでございます。

それから、御指摘の五%でございますが、実際の放出量につきましては、放出時におきます原油供給の状況などを総合的に判断して決定するといったのが方針でございますので、特段何%という上限が定められているわけではございません。制度的には、緊急時の初期対応として所要の量を入札によって迅速に放出するという仕組みをとっているところでございます。

○馳浩君 では続いて、国家備蓄放出の発動要件について伺います。

産油国を巻き込んだ戦争あるいは産油国の政変のために石油の供給が途絶したときに放出されることとあるというところはわかりました。今回のような産油国の減産調整や投機などにより原油価格が急騰し、その後も高値を維持し続けた場合も国家備蓄の放出があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

関連して、今回の方針の転換がOPEC総会に向けての減産維持体制への対抗的アナウンス効果があるのかお伺いしたいと思います。

○政府参考人(河野博文君) 備蓄放出の考え方でございますけれども、基本的には、あくまで我が国へのあるいはIEAという国際機関加盟国全体におきます石油供給の支障あるいはそのおそれのある場合に放出をするという考え方でござい

ました。したがって、原油価格高騰の背景に石油供給の支障ですとかあるいはそのおそれがあるということとあれば、備蓄の放出ということもなるとは申し上げません。ただ現状について申し上げると、我が国においては確かに値段は上がっております。必らずしも原油ですとかあるいは石油製品の調達が困難になっているという状況にはないわけでございます。またOPECも事態を認識して三月末の総会に向けてさまざまな原油増産の話も含めた話し合いが行われるのではないかと考えておりますので、現時点でこれが直ちに供給支障に当たり、したがって備蓄

原油の放出につながるというふうには考えておりません。

ただ、石油の供給につきましては、それが日本の経済活動、国民生活に非常に大きな影響を与えるものでございまして、今後ともその状況については引き続き注視をしていくことが必要だというふうに認識をしております。

それから、国家備蓄放出のアナウンスメント効果と現在のOPECの減産体制との関係でございますけれども、国家備蓄を機動的に放出するというのは、昨年八月、先ほど申し上げました石油審議会の御意見をちょうだいしたことで考え方をそういうふうにしていただいております。考え方を今も、現在のOPECの減産体制への対抗を企図したということではもちろんないわけでございます。一般論として、緊急時における備蓄放出の市場へのアナウンスメント効果を期待したということとは申し上げられないと思っております。

こういうことでございまして、国家備蓄の放出に当たりましては、迅速に手続を終了して放出を行う仕組みを整備しているというところでござい

ます。

○馳浩君 関連して、現在の国家備蓄分の先行放出を決めたのでありますから、その減少分の増加は少なくとも必要ではないかと思っております。アラビ

ア石油の増産効果もあわせるとなおりますことではないでしょうか。また、国家備蓄の増加もOPEC等へのアナウンス効果もあると思っておりますが、いかがでしょうか。

○政務次官(茂木敏充君) IEAにおきましては、加盟国の協定上の備蓄義務が九十日というところになっておりますが、先ほどの答弁の中にもありますように、IEAで協調行動をとっていく、この初期段階の機動的な放出のための協調行動に使うのがこの九十日分を超えた部分と、こういうことであるわけでありまして、この超えた部分の備蓄量を各国比較してみますと、我が国の備蓄水準はIEA加盟主要国の平均を若干、季節によって違いますが、五日から七日ほど下回っております。

す。

したがって、石油審議会の報告におきましても、IEA加盟主要国平均と我が国との差、この五日から七日の差を埋めることを当面の目標とすることが適当であり、具体的な積み増しの方法やスケジュール等につきましては財政状況等を踏まえて検討を行っているところであります。

○馳浩君 じゃ、次の質問に移ります。

今回、日本の自主開発政策を根拠から揺さぶる問題が起こりました。それがアラビア石油の増産更新問題です。御承知のように、結局問題となっていたカフジ油田の採掘権の更新はなりません。サウジ側の要求する更新料はゆるゆるサインポナスは、採算がとれない二千四百億円の鉄道事業の建設とその事業運営の全面負担、これは年間百億円かかるものであります。で、余りに不合理なものであったと思っております。一方、日本側の提案であるアラビア石油による贈与も含めた日本側の総額八千億円の投資は譲歩に譲歩を重ねた最大限の支援策であったと思

得ない、こう考えます。むしろ国民に説明のできる税の使い方を最優先しての決断は、政府の透明性、信頼性を高めた決断であったと評価できます。

そこで、この問題で大変な交渉の現場におられた深谷大臣にこの問題の総括をしていただきたいと思っております。また、このような決断をした背景として、この増産を失うことの影響の小ささもあつたと思っておりますので、この点も説明していただきたいと思

います。

ります。サウジはなぜ八千億より二千四百億の方を選んだのか、こういった相手国側の事情もお伝えいただければと思います。

○国務大臣(深谷隆司君) サウジアラビアは、中東産油国の中の盟主と申し上げていいのではありません。大変力を持っています。のみならず、日本は百万バレルという非常に大きな石油を輸入している、そういう相手国でございます。したがって、日サ関係の強化というのは先ほど申し上げましたけれども大変大事なことで、まず大前提がござい

ます。

そういうときに、アラビア石油のちやうど契約の期限が切れる。先ほど申し上げましたけれども、通常の契約と違っていて、一たん撤収されて、契約の問題について話がついたらもう一回買

い取るとい、そういうことに難しい内容でございまして、その時期を迎えた。当然のことながら、アラビア石油は企業としてサウジとの交渉を始め、いろいろな経過があったわけであり

ますが、一方で、我々としても日サ関係の環境を整備するという立場から少しもプラスに結果的に

はなるようにというのでいろいろ提示したものでございまして、ただいまお話がありましたように、先方が鉄道建設を行ってそれを無償で供与せよというのでありました。これはどう考えても国民の納得できることではないというので、残念ながら物別れに終わって帰ってきたというのであります。

交渉事でございますから細かい中身を申し上げるわけにいきませんが、サウジアラビアにはサウジアラビアの考え方があると思

います。それはどういう理由かというところについてはいたしません。アラビア石油を通しての今までの取引の中でいわばサウジが損失をした部分がある、そういう点の補てんだといったような考え方

もあつたようでございます。

日本にしてみれば、ただいま申し上げたような次第で、環境を整備するということでありまして、採算性が少なくとも見込めない鉄道に二千数

百億を提示し、また毎年百億以上かかると言われておりますから、それらを野放しに出すということは到底容認できないことであるから、それで残念ながら決断をせざるを得なかったという状態にあります。

また、先ほどの質問の中に、すべて総額でいうと八千億を提示したという話がありますが、六千億は投資促進に關しての融資であります。つまり日本側が、いろんな投資をサウジに行う、そういう企業がありました場合には、その枠組みの中から融資を行い、金利については当然考えますけれども、そういうことでサウジへ行つて投資をし企業として進出をしていく、それは日本の利益になりますし、同時にサウジの利益にもなるという、こういう考え方でございました。

それから、あとの分は正確には千四百億円でございまして、これはサウジアラビアが仮に鉄道をみずから敷く場合には国際協力銀行等からこれらの融資を考えていく、その場合には金利についても考えましようという、そういう提示をしたわけでございます。

したがって、明確に言えることは、我々が提示したのは専ら融資でございまして、無償ではございません。それが、先方の求めるものは鉄道を敷いてそれをプレゼントせよということでございます。額はともかくといたしまして、性格が全く違うわけでございます。そういう意味では、先ほど申したように、残念ながらそれはできないと答える以外にはなかったというふうに考えます。

それからもう一つ、アラビア石油の権益を失つてもその被害が少ないからだと、こういうお話もありました。それも一つではあります、本来自主開発としていわば最も知名度の高いアラビア石油を存続させたいという気持ちには大きい強いものがございました。

せっかくでございますからその影響についても少し詳しく申し上げれば、このアラビア石油の権益というのはクウェートとサウジアラビアとそ

れぞれ二分の一ずつでございます。仮にといひますか、もう既に始まりましたが、当時としては、サウジの権益の延長ができない場合はサウジ側のアラムコという会社の一〇〇％子会社がその分を担当する、残りの二分の一のクウェート分は旧来どおりアラビア石油が担当する、こういう話のようでございます。そして、それらの経過の中でそのアラムコ側の動きを見ておきますと、従来から日本に売つていた分については引き続き売りた、買う意思があるかという、そんな動きもございまして、結果的にはアラビア石油が供給していた分については格別後退をするというような状況ではないのか、そんな判断もございまして。

アラビア石油の日本に対するいわゆる供給量は、エネルギー総需要の三・五％ぐらいです。ですから、大事でありますけれども、数字の上ではそのような状態にあったというところでございまして、
○馳浩君 続きまして、今回の交渉決裂の中で反省すべき点もあったのではないかと思います。すなわち、今回の決裂は確かに石油権益の国有化というサウジ側の戦略があり、初めから決裂という結論が用意された交渉であつたとも考えられます。しかし、それだけではないとも思います。サウジ政府が抱いた抜きがたい日本政府への不信感もあったのではと推測できます。

というのも、九二年に両政府が一時合意しながら御破算になったサウジ・アラムコと複数の日本企業の石油精製合併事業の件、そして今回の採掘権交渉においても、九七年末にサウジ側から提案された鉄道建設事業において、一年後、アラビア石油の社長が自前の調査をもとに積極的に取り組むことにやぶさかでないと言明し、その後サウジ政府は鉄道建設を閣議決定してしまつた点、いずれも日本側には言い分があると思ひますが、過度の期待を抱かせて、二階に上げておいてはしごを外したと言われても仕方ない面があるように思ひます。この点、どう率直に考えているのでしょうか。

か。
特に、一民間会社の社長でしかない人の意見を政府を代表する意見であるがごとくサウジ政府がとらえたのではないのでしょうか。それも、その社長を七六年以来官僚の大物OBが務めていたため誤解からきたものではなかったのでしょうか。日本側への不信感の原因がこの辺の誤解にあるのであるならば、社長を含めた役員人事の見直しも検討されるべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。
つまり、相手国政府にとって、交渉相手のだれが政府を代表しているのか、官僚OB社長か現役官僚か非常にわかりづかつたのではないのでしょうか。特に、両者の見解に相違があればなおのことであります。サウジ政府が鉄道事業にこだわり続けた一因として、OB社長が大丈夫と言ひ張つてのことであつたとしたら大変な問題であります。この点はいかがでしようか。
というのも、二月二十九日の読売新聞に、このOB社長がラスト交渉で、通産省にも相談せず鉄道建設にこだわら、費用二十一億ドル中七億ドルの国費投入を提案して通産省に事後了解をとろうとしていたという記事があつたからです。この読売新聞の記事の確認とあわせて伺ひたいと思ひます。
○政府参考人(河野博文君) 確かにサウジアラビアとのいろいろなやりとりには歴史がございまして、先ほど御指摘がございました日本の石油精製会社との合併事業でございまして、これは先方はアラムコ国営石油会社でございまして、日本側は民間企業でございまして、民間企業との間でさまざまな話し合いがなされて、通産省もある種の触媒機能ということで御相談にもあつたりしたけれども、最終的には企業の判断としてそれだけの意見が合わずに合併事業の達成に至らなかったというのが実態でございまして、
それから、鉄道建設につきましては、アラビア石油の社長がさつきおっしゃつたようなコミット

をしたのではないかとというような報道等々ございすけれども、政府としては一貫して先ほど大臣が申し上げたような態度で果敢にわたつて話し合ひをしてきたわけでございまして、政府の態度にいささかの揺るぎもないというふうに思つておりますし、政府の態度をサウジアラビア側が誤解するということには私も思つておりません。

また、アラビア石油とサウジ政府の間でどんな交渉があつたかということもございまして、けれども、これはアラビア石油も守秘義務のもとで交渉してまいりますので、私もコメントを控えさせていただきます。けれども、先ほど大臣がお答え申し上げましたように、サウジ政府は鉄道の無償供与ということを最後まで強く主張していたというのが事実でございまして、私もこれはこれに

応じられなかったということもございまして、細かい交渉過程の話も質問されていただきましたが、より大きなことは政府の姿勢という観点から質問したいと思ひます。
すなわち、今回の採掘権失効の裏には国家備蓄と並ぶ原油自主開発戦略の見直しがあつたのではないかと。つまり、より開発コストや市場を意識した開発政策に転換する考えであり、具体的にはリスクが極めて高い探鉱事業への偏重を見直し、開発済み油田の市場価格での買い取りや権益の部分取得を促進する考えであります。これは初期投資は大きいですが確実に原油を確保できるもので、トータルベースで非常に効率的な方法と言つております。この点の見直しはいかがでしようか。

また、一般論として油田の買収はどのぐらいかかるのでしょうか、海外の事例から教へていただきたいと思ひます。もちろん、油田買収の際には十分採算が合うようにすべきであると思ひますが、いかがでしようか。
○政府参考人(河野博文君) 一次エネルギー供給におきまして石油依存度が非常に高い、またその大

が、

部分を輸入に依存しているということでございますから、石油の自主開発を進めるといことは、御指摘のように、産油国との関係強化あるいは儲蓄の保有と並んで引き続き重要な課題だといふふうに思っております。今後、石油自主開発を進めるに当たっては経済性を一層重視して政策を進めることが重要だと考えておまして、現在、石油審議会の開発部会でも検討していただいておりますが、石油自主開発のより効率的、効果的な推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

御指摘の開発済み油田の買収でございますけれども、確かに探鉱リスクがなく確実に埋蔵量を得る手だてとしたしましては欧米の石油開発会社においてもしばしば用いられております。御指摘の点も含めまして、施策のあり方について検討を行っているところでございます。

なお、御質問でございますが油田買収の価格は、そのときの経済情勢あるいは油価、さらには油田に關係する権益の条件などによっていろいろさまざまでございます。ただ、米国の専門誌によれば、平成十年におきます欧米企業による油田買収の単価は、油田から生産される石油から販売収益をちゃんと得られるというよりはむしろ前提でございまして、埋蔵量一バレル当たり七ドル、それから大型企業合併に伴うものを除いた場合には四ドルというような指摘がございまして、具体例で申し上げますと、一昨年、モービルがアルコの米国カリフォルニア州に所有いたします一億六千万バレルの埋蔵量があると言われます資産を五億ドル近くで買収したという例がございまして、これを計算いたしますと、埋蔵量一バレル当たりの単価は約三ドルという数字になります。

○馳浩君 続きまして、関連して石油公団のあり方について質問いたします。
原油の探鉱段階に限られている公団の出融資の対象を油田の買収や権益の部分取得による共同採掘業などにも拡大し、こちらに重点を置くべきではないかと思っております。

と思っておりますが、いかがでしょうか。また、探鉱段階の出融資の限度額も現在の七割から五割程度にすべきとも考えますが、いかがでしょうか。

また、こういう採算重視路線に変更するのは、何よりも自主開発路線の教値目標である総輸入量の三〇％という数字自体を撤廃すべきとも思いますが、いかがでしょうか。

○政務次官(細田博之君) 世界的に見ますと石油の探鉱開発はオイルメジャーが中心に行っているわけでございまして、彼らは既存の油田の収益をさらに新しいリスクに投入するというところでお金も回っているわけでございまして、我が国企業には残念ながらそういうものはございませんし、また現下の経済状況下では非常に厳しい状況でございまして、石油開発には探鉱の成否、油価、為替レートの変動など極めて高いリスクがありまので、その点は引き続き石油公団による政策支援を行っていく必要があるわけでございまして、今後の石油自主開発につきましているいろいろな面での検討をすべきであるという御指摘、まことにそのとおりでございます。石油審議会開発部会基本政策小委員会におきまして昨年三月から検討を行っております。そして、これまでの段階では自主開発の意義とか我が国の石油開発産業の現状などについて分析を行っておりますが、さらに政策のあり方について議論されておることを五つばかり申し上げたいと思っております。それは一つは、これまで掲げてきた二十一世紀初頭百二十万バレルを確保するというような石油自主開発の目標のあり方をどうするか。これは、おっしゃいますように、大変大事な目標をどう考えるかということとを再検討しておるわけでございまして、それから、石油公団出融資制度運用のあり方でございますが、むしろ支援対象を重点化して有望なものを中心にやるべきであるという意見もございまして、それも含まれて出融資制度の運用をどうするか検討しております。ただ、日本の企業の実態と昨今の景気の実態から見ますと、出融資比率を下げれば下げるほど新しい案件に取り組み

にくくなりますので、むしろ私どもとしては重点化ということが大事なのではないかという観点で取り組んでおることを申し添えたいと思っております。また、生産中油田の買収につきましましては、確かに、先ほど長官からお答えしましたように、メジャー間などで取引されているものはかなりコスト的に見て割安なのかなという案件もあるわけでございますが、油田開発というのは、御高承のとおり、次々と探鉱をし開発の施設を更新していくという、相当コストがかかる。日本においてはまだそういういった要因の問題等もございまして、買収価格が見合うだけのコストになるかという問題、あるいは今後の為替リスク、日本は絶えず円高に悩まされてきたが、そういうこととの関係で、できるかどうかという点については、もちろんファイジビリティーの高いものについてはやるべきだと思っておりますが、こういった面での支援拡充をさまざま観点から検討しておるわけでございまして、

その他、天然ガス開発プロジェクトに対する支援をもっと考えなければならぬ、あるいは石油公団保有株式の売却についても積極的に考えていくこと、これらについて政策の見直しを行っているとございまして、

○馳浩君 アラビア石油に関連する問題の最後の質問ですが、クウェート問題を質問したいと思っております。
すなわち、二〇〇三年一月にカフジ油田のもう半分が更新の時期を迎えます。クウェート政府は九五年に更新の協議了解をしておりますが、専門家の話によれば、クウェートは議会の力が強く、その議会が更新反対を唱えている一部勢力があると聞きます。特に、日本人従業員との待遇の格差を批判しております。また、今回の日本のサウジに対する投融資案も見えております。

以上を前提にすれば、更新は難航が予想されると思っております。早目早目の情報収集と対策が不可欠であり、何よりも、この問題をアラビア石油一企業の問題にとどるか日本の国策として政府が前面に出していくか、はつきりさせて交渉に臨むべきではないかと思っております。

クウェートというのはまさしくイラクと国境を接しておるわけでありまして、軍事的な背景のない日本にとりよりも、国連の常任理事国に、フランスやイギリスやあるいはアメリカのメジャーにやっておいた方がクウェートとしても安心ではないかという声もあるようでありますが、このクウェート問題について今後どのような姿勢で臨まれるのか、お聞きしたいと思っております。

○国務大臣(深谷隆司君) アラビア石油のクウェートとの契約は、お話しのとおり二〇〇三年の一月まであるわけでございます。この探掘権の更新の問題については、先ほどから何回も申し上げましたように、基本的にはアラビア石油という企業がクウェート政府と行うべき筋合いのものでございまして、

ただ、今までも申し上げてまいりましたように、自主開発の石油会社ということで、これが存続するということは一方においては大変重要なことでもございまして、クウェートとの間で一体政府として何ができるのか、目下は格別な動きはございませんが、これらの動きをきちんと見据えながらできる限りの対応はしていかなければならないというふうに思います。

さきのサウジの鉄道無償提供をお断りしたという話は、逆に言うと、これをもし実現していたらそれがあらゆるところに波及するということ等もございまして、一層その点にも配慮を入れたというふうに御理解いただきたいと存じます。

○馳浩君 資源を持たざる国の悲しいところであるかもしれないが、やはり外交上の問題もありませんから、毅然とした日本の姿勢をとっていただきたいと思います。

続きまして、日本のエネルギーセキュリティ問題について質問をします。

まず、短期的な問題として、石油の中東依存度を低くする必要があると思っております。現在の中東依存度は約八五％であります。余りにも高過ぎると

思います。

しかし、これは容易ではない問題でもありません。なぜなら、輸入をする国内業者にとって中東産が最も安くコストも小さい。また、原油は市場から調達する、しかもこれが安定供給につながるという原則とも矛盾してしまふからです。

高過ぎる中東依存度についてどう対処するお考えか、伺いたいと思います。

○政府参考人(河野博文) 先ほど石油価格の上昇の影響のところで大臣から御答弁申し上げましたように、過去の石油危機前の中東依存度に比べまして、現在八五%でございますので、かなり高まっているのはそのとおりでございます。一九八〇年代後半には一時七〇%を下回る水準まで低下したこともあるのでございます。

その後、原油調達先の国の数といたしましては、一九七〇年の十五カ国から最近では二十数カ国ということで、国別には多様化が進んでいるわけでございますが、中国あるいはインドネシアさらにメキシコといった非中東産油国からの輸入が伸び悩んでおります。御案内のように、中国は輸入国化し、インドネシアも輸出余力が乏しいという状況になっておるわけでございます。

また御指摘のように、需要の伸びに応じて、距離的に近く豊富な生産量を誇る中東からの輸入量が、これは商業ベースではある意味では当然だということかも知れませんが、増加したということでございます。中東依存度が再び上昇してきておるわけでございます。これを商業ベースの取引を前提として引き下げることはなかなか難しい、それは御指摘のとおりだろうと思います。

したがって、私どもといたしましては、基本的にはエネルギー政策全般としてこういう事態に対応するべきものではないかというふうに考えるわけでございます。まずエネルギーについては、商業ベースでの調達を基本とする一方、省エネルギーの推進あるいは原子力の推進、さらに新エネルギーの開発導入などによりまして石油依存度の低減に取り組むということも基本的に重要な

ことだと思えます。また、約百六十日分ござい

ます石油備蓄の保有、先ほどはこれをふやしてはどうかという御指摘もいただいたわけでございますけれども、これも安全確保対策ということになります。

また、御指摘のような産油国協力あるいは自主開発原油政策の確保、可能であれば極東地域での自主開発等々多様な安定供給確保策を講じていくというのが政策であらうというふうに思っております。また同時に、我が国が原油の大半を輸入しておりますこの中東産油国との関係を一層強化していくということは、申すまでもなく重要なことだらうというふうに思っております。

○馳浩君 中東関係の国の中で、特にイランとの関係でございますが、これについてお伺いいたします。イランへの依存度を上げることが現実的に可能ではないかという指摘です。

改革派のハタミ政権と西側諸国との関係改善が進んできており、我が国も昨年の円借款に続く長期貿易保険の再開方針を一月に明らかにしたところでございます。イランとの関係改善のチャンスだと思います。日本企業のイランでのビジネスチャンスもふえると思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(河野博文) 御指摘のように、イランにおきまます選挙の結果、これは西側諸国にとりましてもある種ポジティブなサインというふうな受けとめられているのではないかと思います。こういう事態も受けまして、また私どもにとりましての原油供給国の多角化、多様化という観点からイランとの間でも種々情報交換を行っていくという考え方でございまして、先日も、私自身イランの大使とも若干の御相談を申し上げたというふうな状況にございます。

○馳浩君 次に、先ほど長官も言及されましたが、石油依存度を低くする対策についてお伺いをいたします。現在の一次エネルギー供給源の石油依存度が九八年度五二・四%、二十五年前の七七・四%に比べ二五%も下がっておりますが、欧米の四〇%前後に比べるとまだ高い。これを下げることが最重要課題と言えます。つまり、エネルギー政策の総合的見直しが必要不可欠ということになります。この点大臣は今日十日の閣僚懇談会で政治的決断をなされて、エネルギー政策の見直しを表明されました。この決断は高く評価されるものと思っております。

問題は、石油への依存度を下げるための代替エネルギーとしての切り札であった原発が一步後退した中で、何を代替エネルギーの中心として考えるかでございます。大臣がおっしゃるように、省エネも重要であります。石油代替エネルギーの確保が最も重要であると思えます。その中でも最も有望なのは天然ガスであり、今後は天然ガスの開発しかないと思えます。天然ガスの活用に関する大臣の御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(深谷隆司) エネルギー政策につきまして、最近、私どもが長期的なエネルギー政策について検討を事務局に指示いたしましたとして、一年ぐらいいかたがた全体像をきっちり示していくというふうなことをさせていただいたのはお話しのとおりでございます。国民の理解が得られるように、拙速でなくじっくり十分な時間をかけて検討を進めてまいりたいと思存いたします。

そういう中で、天然ガスはおっしゃるとおり石油代替エネルギーとしては非常に有望でございます。何よりも中東地域以外にも相当の埋蔵量が期待されるということ、そしてそれを導入することによって安定的な供給が図れるということ、あるいは他の化石燃料に比べて地球環境問題に関しても非常に優位性があるといったようなことから、天然ガスはこれからはますます重要になってまいらるであらうというふうに思っています。

私どもは、今後のエネルギー政策の検討に当たります。こうした観点を踏まえながら、天然ガスの活用に関しても十分に検討かつ努力をまいりたいと思存いたします。

○馳浩君 最後の質問になります。天然ガスの開発に関する件と北東アジアの天然

ガスパイプライン構想について、あわせてお伺いをいたします。

天然ガスの輸送形態の一つであるパイプラインについてです。

私自身、サハリン、シベリアのヤクーツク、中国のタリム盆地等を産出地とする北東アジア天然ガスパイプライン構想を平成九年から主張しております。

この構想を推進する理由は、エネルギーセキュリティ問題のほかに三つあります。

第一の理由は、外交・安全保障に資するからです。パイプラインの建設により、オイルタンカーの安全航行というシーレーン防衛のための各国の海軍力の維持増強の根拠が少なくなるからです。また、パイプラインを共同管理していくわけですから、相互の信頼醸成にも役立つと思存いたします。

第二の理由は、日本の需要の大ききから考えて、輸出に莫大な利益をもたらすから、日本にとっても、天然ガスは発電・発熱効率が高く、また、液化天然ガスのタンカーでの輸入よりコストの面で輸送距離が五千キロまでなら安く済むと計算されているからです。陸上輸送の場合でも、輸送距離が二百キロだとタンクローリーに比べて三分の一の試算もあります。

第三には、地球環境に優しいからです。天然ガスはほかの化石燃料に比べ地球温暖化ガスであるCO₂の排出量が少ない、NO_xやSO_xの排出量が少ないという観点から、天然ガスの開発、そしてこの北東アジアにおける供給の構築ということが必要であると思っております。この点、政府においては北東アジアの天然ガスパイプライン構想をどのように考えておられるでしょうか。民間でもサハリンにつき事業化調査が本格的に行われており、近い将来、天然ガス開発と同様に国家プロジェクトとして支援していくのか決めなければならぬと思存いたしますが、いかがでしょうか。あわせて、この事業化調査の概要も教えていただきたいと思います。

と存じます。

んですけれども、やってみようかというときにも、失敗したらどうしようかという、どうしても割合と楽観的に物事を考えられない人たちが人間が日本人にはメンタリティーとして多くいるような気がいたしますので、個人投資家のすそ野を広げるといふ意味では所得との損益通算というのものが今後の課題として取り上げていただけないかと思うんですが、この点についてはいかがでございましょうか。

○政務次官(細田博之君) 昨年以來あるいは一昨年来、烟委員のおっしゃることは通産省でも非常に強い意識を持って要求もしてまいりまして、日本人の国民性から見まして、なかなかリスクマネーに投資するという人が少ない。そこで普通の預貯金にお金が流れて、本当に二十一世紀に必要なベンチャービジネスにいざなりリスクマネーが行かない。最近ようやく、先ほど大臣申し上げましたような、新しい市場におきましてそういう人気がどんどん出てくるという事態も出ておりますので、できれば所得との通算ということとは非常に理想的な税制であると思うわけでございまして。

ただ、このたびの税制改正、現在衆議院は通過いたしました。参議院の財政・金融委員会でも御審議中でございますけれども、これをぜひ通していただきまして、損失が発生した場合の優遇措置だけではなくて利益が発生したときにも恩恵が受けられるような制度は、烟委員も非常にこの実現に御貢献をいただいたわけでございまして、速やかに成立させていただきたいなと。そしてまたさらに、今後の税制改正でさらに投資環境がよくなるような工夫をしていかなければならないのではないかと考えております。

○烟恵君 確かに、まだこれから法案を通すところでございますから、ちよつとさらにその次のステップを言うのは気が早過ぎるかもしれませんけれども、ぜひ次期税制改正に向けても頑張ってくださいと思います。

御存じだと思ふんですが、昨年、日米欧の主要七カ国にデンマーク、イスラエル、フィン

ランドを加えた十カ国のベンチャービジネス研究者らがグローバル・アントレプレナーシップ・モニター、GEMという研究調査組織を設けたんだそうだけれども、その調べでも、ベンチャーを支援するという場合、補助金のような形で支援するといふよりは、やはり税制優遇という形で支援する、インセンティブをきかすというものが非常に効果が上がっているという客観的な数値も報告されておりますので、ぜひもう一段、税制に向けては優遇措置を御勘案いただければありがたいと思います。

もう一点、前回のベンチャー税制の抜本改正の中で行われました留保金課税の一部停止という、一部と言つてもほとんどございまして、このうちこれにちよつと私が生まれたぐらいのころにくられた税制でございまして、同族会社が家族の中でやっているような時代のそのまゝの状況を引きずつてゐる。明らかに時代環境にかんがみてアウト・オブ・デイトだということなもので、これは撤廃すべきだという声が特にベンチャー関連の方々から多くございまして、その声を受けてなされた措置だと思ひます。

これも悲願でございましたので大変ありがたいことではあるんですが、やはり停止措置であくまでもあるわけで、停止ということはいつかまた始まるのかなということになつてしまひます。

私としましては、現在でも留保金課税の対象となつてゐる一部の企業、これは何かしらの措置が必要だと思ひますけれども、そうでない企業に關しましてはもうなくしてしまつたらどうかと思うんですが、今、法案を審議してゐるところでなかなか言いづらい部分もあるかもしれませんけれども、通産省としてのお考えを伺いたいと思ひます。

○政務次官(細田博之君) 烟委員御指摘のようにな、この留保金課税問題につきまして、まず制度について申し上げますと、同族会社につきまし

て、各事業年度の所得のうち留保金額から留保控除額を差し引いた残額に對しまして一〇ないし二〇%の税率で追加的に課税するという制度でございまして。

これは中小・ベンチャー企業の自己資本の充実を妨げ、成長の足かせとなるのではないかと、ことごと大議論が行われたわけでございまして、来年度税制改正におきましては、創業十年以内の中小企業、そして新事業創出促進法の認定を受けたベンチャー企業につきまして、留保金課税を適用しない特例を設けることを法改正をいたしまして提案してあるところでございまして。これは昭和三十六年の制度創設以來の抜本改革でございまして、また、中小企業と申し上げるときに、この委員会でも御審議いただきました中小企業の定義拡大によりまして、全法人五百十数万の企業のうち九〇%、これは法人でございましてからちよつとあれですね、すべての法人の九〇%以上をカバーする定義になつております。

ただ、このことでもまだ十分ではないかと。例えば恒久的措置にしろとか、もつといい制度にしろという御指摘があったわけでございましてけれども、これはまたさらに今後の制度改正の問題として取り組ませていただくこととして、現在御審議中の法案が成立するように願つてゐるところでございまして。

○烟恵君 ありがとうございます。

一応、税制に關しましては今のくらいにいたしました。先ほど既にマザーズとかナスダック・ジャパンの言葉を出しましたが、ベンチャー向け市場の動きについてあわせて伺いたいと思ひます。

こうした新興企業向けの株式市場ができるというところ、これ自体は今何年度もそれぞれお話がありましたようにリスクマネーの供給を円滑に行うという意味で大変すばらしいことだと、これはもちろん評価しておるんですが、ただ、最近の動向を見ておると、特にIT関連企業を中心としたベンチャーブームがかなり過熱さみで、

やっぱちよつとバブルではないのかなというような雰囲気は否めないと思ひます。

私もよくビットバレーという非常にこのところ人気の、さまざまな企業が集つてゐる場所といひましようか、そつちのお仲間の方々のパーティーといふのか交流会のようなものに出させていただくんですけれども、恐らく政務次官などはよくお見えだと思ふんですが、どうもやっぱち数多くのジャンクデイルがこれは出てくるだらうなと。余りジャンクデイルが多くなると、日本人といふのは熱しやすく冷めやすいので、ちよつとかつてのバブル崩壊時にクラッシュのようにな混乱が起きたような、こういうことが起きて、もうベンチャーそのものに対する不信感というものが定着してしまふんじゃないかと、そういうおそれも昨今時々頭をよぎるのでもございまして。難しいことだとは思ふんですが、もう一方で伸びるものは伸びて、きちんと投資家がある程度安全に投資が行えるという、こういう現状をつくるためにはどういふことが措置として必要か、またどういふ対策をなさつてゐるのか、お教えいただけたらまいしょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) 昨今のベンチャー企業への投資の活況というものは本當にびっくりするぐらいでございまして。ある種のネットのバブルかなと感ぜることもあるくらいです。

それは、情報関連投資の増大したこと、インターネットの利用者が増加したこと、あるいは新市場の創設等が一気に進んだからでございまして、私は今委員が御指摘のように、これを一過性のものとしないうちに、むしろこの状態を根づかせていくということがとても大事なことでないかと考えます。根づかせていく場合に大事なこととは、投資家の自己責任原則を大前提とするのは当然でありましてけれども、それから株式市場の透明性とか効率性をきちんとさせていく、そういうことを重ねることが市場への信頼につながつていくのではないかと、こんなふうに思ひます。

マザーズ等の新市場では情報開示の充実を通して市場の信頼性の確保に努めているとは思いますが、通産省としても、ベンチャー企業への円滑な資金供給というものが進むような観点から、これらの透明性とか信頼性確保のために努力していかなければならぬと思っています。

○畑恵君 ぜひ頑張っていただきたいと思うんですが、今大臣おっしゃられたとおり、本当に一番は自己責任でリスクを判断するという、その状況をきちんとして環境としてもそうですし、一人一人の心構えとして日本人の中に定着させることが一番大事だと思うんです。

さはさりながら、やはり例えば先ほどマザーズですとかナスダック・ジャパン関連、ビットバレー関連のそういう会に出ますと、どこからかお勧め銘柄のようなものが発表されて聞かえてくるわけですね。そこはかとなくというか、かなりはつきりと証券会社の姿というのが映るわけでごさいます。これまでも果たして証券会社の値決めというのがきちんとしていたのかどうか。米国でしたら、値決めを証券会社がした、引き受け時にしたその金額から三倍になれば会社側が訴えるし、三分の一になったら投資側が訴えるというふうな、そういうきちんとした原則がありますけれども、日本の場合は盛り上げるだけ盛り上げて、証券会社が栄えてベンチャー投資家がついてくるというふうな危険性もないわけではないので、ぜひ、お忙しいと思うんですが、そういういろいろな会にも各大臣、政務次官、またたびたび足を運ばれて、実態を調査されながら御指導いただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

では、変わりました、今度はやはり所信の中に振興していくとわかれております情報化政策について伺いたいと思います。

一点は、大臣も早期実現に向けて力を尽くすとおっしゃられております電子政府でございますけれども、特にセキュリティーの問題について伺いたいと思います。

先般の省庁のホームページ改ざん事件で問題点はいろいろと露呈した、指摘されたと思うんですが、けれども、やはり政府の情報セキュリティーというのはまだまだ未整備だと言った過言でないと思えます。しかも、セキュリティーが未整備だと、安心してそこに重要な情報を出せない、秘匿に対して非常に不安があるということ、関係者の方もおられて恐縮ですが、せっかくあれだけ苦労してつくられた霞が関WANも、どうも一般のインターネットとさほど変わらない形で今使われている、余り重要な情報はあの中に載っていないんじゃないかという話もございます。

やはり一番肝要なのは、政府全体として、何が重要で、だからそこにはどれぐらいの秘匿をかけていかなきゃいけないかという全体としてのセキュリティーポリシーというのを策定して、それに基づいていろいろな予算措置、ガイドラインというものがなされていく。ですから、一日も早くセキュリティーポリシーを全体として決めなければいけないと思うんですが、この点については大臣はどのようにお考えでございましょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) 二〇〇三年度までに電子政府をつくらうと考えて、その電子政府の構築を目的として努力をしている最中に今般のような一連の政府機関のホームページ改ざんという事態というのは、まことに残念で、ある種の重大な警告だと、警鐘だというふうに私は受けとめております。

高度情報通信社会の実現のためには情報セキュリティーは最も大事なことでございまして、これを確保するためにいろいろな角度から努力をしなければならなりません。適切な情報セキュリティー対策を講じていくに当たっては、今お話がありましたがセキュリティーポリシーをいかにするか、これは大事なことでありまして、あらかじめ明確にそれを定め、組織内部で徹底した上で進めていくということが必要だと認識しています。

政府はさきにハッカー対策等の基盤整備に係る行動計画というのを立てました。また、あなたも参加されております自民党のプロジェクトチーム、ここでも緊急提言というのがなされまして、この面についての重要性ということが指摘されているところでございまして。各省庁の参考となる情報セキュリティーポリシーガイドラインを早期に確立していくようにしていきたいというふうに思っています。

通産省の情報セキュリティーは割といいぞと、この間、外部の調査の方々の点数ではまあまあ良好であったのでちょっとほっとしていますけれども、しかし、何といっても通産省は先頭に立つて、これまでの知見を生かしながら、追加して講ずべき対策を含めて情報セキュリティーポリシーを我が省で率先してまとめていくようにしたいというので、プロジェクトチームを先般省内につくったばかりでございまして。

御指摘の意味、大変重要ですから、頑張るつもりでございます。

○畑恵君 今、大臣がおっしゃられたとおり、もう既に通産省というのは、IPAですとかJPCERTという形で、まさに日本の情報セキュリティーをリードしてきた唯一の機関であると言っても過言ではないぐらいの働きをしておられるわけですから、さまざまな蓄積がございまして、ぜひ政府全体を引っ張っていただきたいと期待いたしております。

いろいろ伺いたいこともさらにあるんですが、時間も都合がありますので次の情報化に関する問題に移らせていただきます、今度は教育のお話を伺いたいと思います。

文部省に伺わなければならない部分もあるんですが、大臣の所信の中にも教育の情報化について力を尽くされるというお言葉がございましたので、取り上げさせていただきます。また、本来教育現場の話であるにもかかわらず、これまで百校プロジェクトですとか、こちらも非常に先駆的な動きを通産省はなさってきておりますので、

これまでの積み重ねに基づいてまたお話を伺いたいと思うんです。

やはり、もうこれで十全とは申しませんけれども、インフラの整備の方というのはかなり整ってきた、少なくとも計画はできた。いよいよ、じゃそのインフラを使ってそれぞれの教室、教育現場で何をどういうふうに進めていくのかという、その問題に焦点というのはいよいよ移ってくると思うんですが、実際に、じゃそこでどのようなコンテンツを教材として使うのかとか、あるいはどういう形で指導者を育成したり確保するのかという問題になると、どうもやはりまだまだ全体のスケールにのっていないという感じがします。このままだと、せっかくラインは整った、物は整ったのに、教える人、教えるものがないということになりかねないんじゃないかという危惧をいたしております。

例えば、情報教育の教材をつくる企業、特にベンチャーなどいろいろな志高くやっていると、いろいろございまして、そういうところを助けていく、サポートしていくとか、あるいはいきなり専門家に各教員たちになれと、あるいはこればかりは専門家に任せようというので、やはりどこかしらから専門家を連れてきて指導に当たらせる。専門家というのは、大体各企業の中にエンジニアがいっぱいいますので、一番手取り早いのは各企業の中からボランティアとか出向とか、何か制度を改革してそういう教育に当たっていただく、こういう形ができたら大変ありがたいと思うんですが、これまでも幾つか措置をとられていいるとは思いますが、それも含めましてこんなことを考えているという政策をお教えいただけませんか。

○政務次官(茂木敏充君) 教育の情報化におきましては、畑委員今御指摘のとおり、コンピュータであったりとかインターネット、こういったハードインフラの整備もさることながら、ソフト面での取り組みというのは大変重要でござい

例えば、今委員御指摘いただきましたように、日本の学校とアメリカの学校を調べてみますと、インターネットに接続している学校、今アメリカが八九%なのに対して日本は三五・六%であります。ただ、この分野につきましては、二〇〇一年には日本においてもすべての学校がインターネットに接続する、こういう明確な目標をつくっております。

しかし、ソフト面での取り組みとなりますとこれからという形になってくると思っております。通産省といたしまして、文部省を初めとした関係省庁と連携をとりつつ積極的に取り組んでいるところであります。

例えば、教育用のポータルサイト、こういったものを考えてみますと、何にしてもそこにかにコンテンツを入れるか、もしくはほかからのコンテンツをどう引っ張ってくるか、こういうことが非常に重要になってくるわけですが、例えば御指摘がありましたコンテンツを制作していく企業に対する支援措置に関しましては、平成十一年度の補正予算におきまして八億円をお認めいただいたところであります。教育用の画像素材の作成支援を現在行っておりますが、今度の平成十二年度の予算案におきまして、先進的な情報教育の実験等を支援するため十億円の予算措置を国会の方に諮りしておりますところでございます。

また、専門家による教育、こういうことを考えてみますと、例えば今学校で指導にコンピュータが使える教員の割合はどれくらいかということなんですが、大体二六%くらいということでありまして、なかなかそういう先生方がすぐに行きましても、なかなかそういうところがある。そこで、委員御指摘のように、教育の現場からのニーズを踏まえて、学校に企業のシステムエンジニアを派遣して支援するための事業、これも文部省と協力して引き続き推進してまいりたいと考えております。○畑恵君 ぜひ、大変いい試みをたくさんしていただいておりますので、量的に、規模的に拡充というのを今後とも図っていただけたら大変ありがたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

もう一点だけ、情報化の政策について伺いたいと思っております。

このところ、やっと人口に膾炙し始めたかなという言葉を伺いますが、ASP、アプリケーション・サービス・プロバイダーという、このシステムが私自身は本場にこのキーワードになるのではないかと思います。多分日本の情報化のある意味で起爆剤になるんじゃないかと期待いたしております。

説明するまでもないとは思いますが、顧客企業の業務に必要なさまざまなソフトをネット上で期間貸しするという、買わなくても貸してでも使えるというところで、配信してもらえれば済みます。それ以外に、そのシステムの保守や運用まで手がけてまいりますので、いわゆるソリューションというのを全部丸抱えで、マネジメントもやってもらうというような時代に入りつつあります。このASPというサービスが普及することによって、これまでコスト的な余裕がなくて情報化投資がおくれていた特に中小零細、こうした企業が情報武装をより容易にできるようになるのではないかと、私自身は今その点に一番期待を寄せております。

一方、情報通信産業としまして、それぞれの企業が生き残りをかけて、自分が主眼とする分野以外はほとんどアウトソーシングをしている時代です。当然このASP市場は非常に拡大することがこれから予想される。

ちなみに、米国のデータクエスト社というところの調査によりますと、ASPの世界市場規模が、九八年は約八億九千万ドルだったのが九九年で二十億ドル、二〇〇三年には一億に二百二十七億ドルへ急拡大する、そういう予想も出ております。やはりこの分野で日本が情報通信産業として世界に伍していくという必要は非常に大きいものがあると思っております。さて、ではそのASPを利用する企業側また供給する企業側双方の発展のために、日本としてASP促進に向けてさまざまな環境整備を怠りなくするべきだと思っております。現在どのような取り組みを実施していらっしゃるかと、今後またどのような施策を予定していらっしゃるのでしょうか。

○政務次官(茂木敏充君) 委員御指摘のとおり、アプリケーション・サービス・プロバイダー、これは産業の情報化、そして情報の産業化、その両面から現在急速な成長が見込まれているところであります。

ASPを利用しますと、中小零細企業のようにハードに係る情報化投資が比較的軽荷となる事業者でも、より安価に最新のサービスを受けることが可能となります。また、大企業におきましても、最近ではコアコンピタンス、集中と選択という中で、業種によっても違うわけですが、自分得意なところには投資をするけれどもそれ以外はほかから期間貸しでも何でも持ってくる、こういう動きが大変強まっております。ASP市場の振興というのは大変重要な点だと考えております。

その中で、委員もよく御案内の点であります。ASPにおきましては、ほかの電子取引等も同様でありますけれども、ネットワーク上の取引の信頼性の確保、これが大変重要となります。これは言うまでもないことではございますが、これにかかわる問題点につきまして調査を行ってまいりたいと考えております。

また、特に中小企業を念頭に置いて、経営の効率化支援を目的としたASP等の技術開発を促進するために、既にお認めをいただいております平成十一年度の補正予算に基づき、提案公募方式による技術開発支援、大体七十億円程度であります。これを行っておりますのであります。

○畑恵君 ありがとうございます。ぜひ、なかなかこれからの事業でございまして、でどういふように発展するのか見えにくいので、支援の仕方というのでも難しいと思うんですけれども、私、先日、館林にあります富士通のデータセンターというのを視察させていただいたんですけれども、非常に大きな規模で進められている。

この中で指摘されましたのが、電気代が非常にかかるんだそうです。物をつくらんとこれは軽減措置がある、ところがソフトだとなんというところで、そういうことで、これから目に見えるハードではなくてソフトに世の中が移行していく中で、ソフトを生産する側にも何かしら、電気に限らないような措置というのをお考えいただくと。

また、なかなか難しい問題ですけれども、それぞれのコンピュータ自体が古いものをそのまま使っていますと、せっかく中央のデータベースセンターというのは最新のものを配信しようとしても、端末が古くて受け付けないということでは、これは何にもなりませんので、語られて長い話ですけれども、耐用年数の問題ですけれども、また次期税制改正でぜひこの点についても、耐用年数の短縮について実現をお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

では、情報化に関しましてはこの程度にとどめて、次に、知的財産権の問題に移らせていただきます。知的財産権についても所信表明の中でかなり言葉を割いて力を入れていらっしゃる様子が伝わってきたんですが、本日はビジネスモデル特許についてお話を伺いたいと思っております。

余りまだ耳なじみのない言葉でありながら、このころは新聞を開きますと、特に日経などを開きますと、必ずどこかには出てくるというくらいになり話題になっておまして、例えばブライスライン・ドット・コム、逆オークション方式ですとか、シグニチャー社のハブ・アンド・スポーク方式といった新たなビジネスモデルの特許申請等が相次いで論争を巻き起こしております。

その論争というのは、多くはなるべくビジネスチャンスを見逃さないために、他者に先を越されたいためにビジネスモデルについて積極的に取り組んで、どんどん特許申請を行いたいという、そういう記事が多いんですけれども、その一方で、果たしてどんどん特許申請を出して特許合戦のような状況を呈している昨今ですけれども、それでいいんだろうかと。

このまま米国に追い立てられるようにしていただらずに知的財産権の囲い込みのような特許合戦を進めてしまうと、今、バイオ業界に見られていますような、遺伝子情報という、これ人類共通の財産ではないかという、そういうものにまで一個人ですとか一企業の権利というのが非常に声高に主張されて、結果的に人類共通の公共の福祉というものを阻害しかねないですし、またそういうものだからどんどんと問題があったら訴えていくんだという、何でも権利侵害ということで訴訟を起こしていくんだという、そういう米国主導の流れというのはこれは日本側が助長することにもなるのでビジネスモデル特許については慎重にというお考えと、どうも二つ考え方があられるようなんですけれども、通産省の情報政策にかかわっている方、また特許庁の方、いろいろな方からお話を伺うんですが、国としてどういうふうに、どちらにスタンスを置いていらっしゃるのか、どういふふうに国家戦略的に今後ビジネス特許政策について当たられるのかというのがちょっといま一つなかなかわからないものですから、きょうこの機会をいただいで、国家戦略的にどう取り組まれるのか、伺いたいと思います。

○政府参考人(近藤隆彦) 御質問いただきましたビジネス特許でございますけれども、確かに今大変注目されておりました、また広範な影響があるんじゃないかというところ、いろいろな面でおっしゃいましたような懸念も持たれているんだというところにつきましては十分承知をいたしております。今、例をお挙げになりましたとおり、インター

ネットを活用しました電子的な商取引とかあるいは資産の管理をコンピュータを使ってやるというふうなものでございまして、こういうものは技術そのものを見てみますと一種のソフトウェアの技術でございまして、従来からソフトウェアというものを特許制度で保護するということは定着しております、一九七〇年代初めからいろいろな形でソフトウェアというものを特許制度で保護してきております。

そういうふうにお考えですと、非常に新しい形態ではございますけれども、これもソフトの一種態であるということで、ソフトウェアのいわば権利と、技術というものの対する特許という観点から審査をすべきものというふうにお考えしております。そういう点と、それから、実際のビジネスに非常に応用ができるという点で、日本の企業にも大変関心を持っている企業もございまして、おっしゃいましたとおり、懸念もございまして。

特に、比較的小さい投資で、ちょっとした思いつきで大変な影響が大きなものに至るのではないかと、そういう意味でいろいろなところがいろいろなアイデア合戦で収拾がつかなくなるのではないかと、こういう点がございまして。

私も、こういった状況をお考えですと、これから国としてぜひともすべきことは、現在まで積み重ねてまいりましたソフトウェアに関する技術の審査というものがございまして、そういう技術の審査を十分踏まえた上で、新しい技術をさらに勘案しながら、大事なことは国際的な調和といった点と、もう一点は運用を明確にしてできるだけ示していくということではないかというふうに思っております。

このような対応をすることによって、何が特許となり何がならないかといった点を、できるだけ運用例のような格好で明らかにしていくということによりましていろいろな関連の企業の方も余り不安に不安にならないような、そういうことが一番いいのではないかと、そういうふうに考えております、この点に關しましては幸い日本とも同じよう

うな思いでございまして。

そういう点から、昨春秋に日米欧のいわゆる三極の特許庁長官会合というのをしました。それまでの専門家のいろいろな議論を踏まえた上、日本が積極的に働きかけまして国際的な事例研究をしようということとをまとめております。この事例研究をしまして、アメリカとか日本の審査のいろいろな態度をできるだけ比べてみる、そういうものができるだけオープンにしていこうという方針でございまして、今現在専門家のレベルで事例の研究、これはハードウェアとソフトウェアのいろいろな組み合わせをいろいろ事例を立てまして、それを審査してみてもどう違うかということをお互に研究するわけでございまして、こういったことをしております。

こういったことを踏まえて、国際的な調和、それから運用の明確化、そういったことと全体としまして産業界の方々にできるだけ御理解を得ていきたい、このように考えております。

○畑恵君 今お話しの中で特に重要だと思っておりますのは国際的な調和ということだと思います。調和を保ちつつも、やはり国益にフォーカスして考えた場合、どういふふうに政策を打っていくのかという問題になっていくと思うんです。

要するに、ビジネスモデル特許を攻めとして考えられますか、それとも守りとして考えられるのか。両方だとおっしゃられるかもしれませんが、これはやはりなかなか日本がどんどん訴訟を起こしてそれに勝つていくことを一つのビジネスにしていこうというの、余りこれまではカルチャーからすると考えられないかも知れないですけれども、中にはビジネスモデルをどんどん生産していくベンチャー企業を立ち上げつつある起業家が日本にもいるという話を聞きます。

やはり、攻め、守り両面を考えていかなければならぬ大変難しい問題であると思っておりますが、引き続きウオッチしていただいで、アメリカとヨーロッパと両方を見合わせながら、ぜひ日本の国益にかなった政策をしていただきたいと思いま

す。よろしくお願いたします。ちよつと時間が迫ってまいりましたので、おしまいにNPO税制について経企庁長官に伺いたいと思ひます。

もう既に加藤議員の方から先ほどお話がございましたけれども、長官の方から議連の御案内もございましたが、議連と並行しまして私どもも自民党もNPOに関する特別委員会というのがあって、大体メンバーは、幹部は全部ダブっているんですが、こちらの方が昨年、税制改正に向けて要望書というのを提出させていただきました。長官もお目通しいただいたのではないかと、思うんですけれども、この中で、いわゆる特定公益増進法人そして一般寄附とあと公益法人、こういう分け方とは別に認定NPO法人というものをつくってはどうかということをお私どもの方は提案させていただいて、これに認定されれば、同じNPOの中でも幾つか条件はございまして、認定されれば法人、個人ともかなりのこれは税制優遇が受けられるということで具体的な数値も入れて要望を出させていただきました。

ぜひ、私どもとしてはこういうような形、これに類する形でNPO税制の優遇措置というのを実行していただきたいと思っております。けれども、長官としてはこれをお読みになってどのような御所見をお持ちであるか、評価していただいているか、お聞かせ願ひいたします。

○国務大臣(堺屋太一) 一般的に言ひまして、寄附税制というのはもつと広がっているものだと、私は長官になる前、税制調査会の委員にいたときにはそういう考えを持っておりました。善意で人々が判断をして寄附をする、それが世の中のためになる。寄附者の意思というのを尊重するために、いいんじゃないかという個人的な意見は持っておりましたが、NPOにつきましては議員立法でつくっていただきました、一応二年間の後にいかにするか、見直すような規定も議員立法の中でつくっていただいております。私どももいたしましては、国民生活審議会の中

でそういう立法院の御判断にお役に立つような調査などもしていきたいと思っておりますが、そういう中でどのように考えていくか、また立法院の方で御判断いただけるかどうかと思っております。

これからの多様な社会になりますと、やはりそういう善意の活動というのは重きをなしてまいりますので、ぜひこういったことも含めて寄附活動あるいは善意の活動というのも日本社会全体として考えていくことが大切だと思っております。

○畑恵君 理念としては今長官がおっしゃられたことに尽きるところでありますが、そうした高邁な精神だけではなく、より効率的に、同じバリュー・フォー・マネーを考えていくという意味でも、すべてお上がお金を税金として召し上げてそれをまた割り振るということではなくて、それぞれ現場を一番知っている者がここに使ったら世の中のため、公益のためというふうな、その視点に基づいてお金が直接に回るということは非常に効率的なシステムだと思いますので、ぜひそうした面からも評価していただきたいというのが一点でございます。

その精神を形にするために、手前みそでございますけれども、私も提案した認定NPO法人の要件の中にバリュースポーターがあることというのが入っております。要するにどおんと大きな企業であるとか一団体からサポートを受けているのではなくて、広く浅く多くの方々から支持されているということが立証されればそれが一つの認定基準になっていると。アメリカ方式に準拠しているんですけれども、そうした精神も入っておりますので、もしこのバリュースポーターを含めて、あと、先ほどの効率的なバリュー・フォー・マネーという意味で何か御所見ございましたら、ぜひ税制について前向きな御答弁とともに、締めのお言葉をいただきたいと思っております。

○国務大臣(堺屋太一君) 日本では公益というのが、公益法人を政府が認定する、認可するという

ようなことがございまして、役所が決める、民法の定めにもなるところがございまして。アメリカ、イギリスなどは、むしろ人々が決めるんだと、それで後で調べて特別におかしなことがあったら認めていく。寄附の範囲、善意の範囲を非常に大きくしております。また、寄附するときにも、日本では広告にならないかとあるいは関係者の利益にならないか。例えば、学校法人に寄附しますと、それが入学のための運動ではないかと。厳しくいろいろございまして。

そういう点もこれから、どんどん時代が進み、知恵の時代になってまいりますと一人一人の判断というものが大事になってくると思っております。だから、方向といたしましては委員のおっしゃるようにならざるべき、寄附というものを善意のNPOなどに大いに認めるような方向に考えるべきだろうと思っております。ただ、認定ということになりますと、そのまた基準もいろいろございまして、見直し規定もついておることでございますから、この法律を立法院の方で御見直しになるときにぜひまた御検討いただければ、できるだけ、事例など、そういう調査、協力は存分にさせていただきますと思っております。

○畑恵君 ありがとうございます。

あくまでも議員立法でございますので私どもがまたつくっていくことではございますけれども、何分にも長官から一言やるべきだというお言葉がありますと世の中に対する波及効果は多いものですから、ちょっと無理強いをしたところがございまして、けれども、御支援のほどよろしく願いたいと思っております。

どうもありがとうございます。

○西山登紀子君 日本共産党の西山登紀子でございます。

きょうは、私は政府のエネルギー政策についてお聞きをしたいと思うわけです。

んですが、去る三月十日に政府がエネルギー政策の見直しを発表された。その新聞報道と大臣の真意というもののについて少し乖離があるんじゃないか。ずっと大臣の御答弁を聞いておりまして、私はどうもよくわかりません。歯切れが悪いと申し上げても失礼ですが。

三月十日の一般新聞はいろいろな大きな見出しが躍っております。「政府、原発新規立地縮小へエネルギー政策見直し」、これは日経です。それから毎日の夕刊、「原発立地計画を縮小」、大臣は「十六から二十基は変えざるを得ない」と下方修正する考えを示した。と報道をされているわけです。朝日の夕刊は、「原発増設目標削減」という大きな見出しがこれまた躍っているわけです。

私の地元は京都ですけども、京都新聞という地元の大きな新聞がございまして、その新聞の見出しは、「原発計画縮小」「逆風」で立地困難増設目標十三基に「政府方針」という、こういう非常に大きな見出しが躍っているわけです。

私、大臣の私真意をお伺いしたいと思っております。この十六基から二十基という二〇一〇年の目標を下方修正するというお気持ちがあるのか、あるならばその理由をぜひ述べていただきたいと思っております。

と、こういう答え方をいたしましたのでございまして。したがって、そう申し上げたことをどのように受けとめるか、新聞の報道でまちまちになったのではないかと思います。

私は、たしか共同通信であったと思いますが、十六基から二十基を見直して十三基云々のニュースが配信されたときに、翌日の記者会見でも、そのようなことを申し上げたつもりは全くない、あらゆる角度から検討を加える、その中に原子力も供給サイドの検討項目として当然取り上げるけれども、その検討の結果がどのようになるのか約一年かけて答えを出していこうというわけでございますから、現在の段階で導入目標の削減を決定したという事実もそのようにするという方向性を示したこともない、こういうふうに申し上げたわけでございます。

なお、平成十二年度の供給計画につきましては、各電力会社から届け出が三月末までに順次通産省に対して出されるようなことになっていきます。

いずれにしても、私が申し上げたのは、エネルギー供給全般を検討してくれということでございまして、現時点で具体的な原子力発電所の規模について申し上げるという、そういう状態ではありません。

○西山登紀子君 マスコミが記者会見でいろいろ御質問をなさって、そして大臣は、やはり芦浜の事件、白紙撤回をされたというような状況もお話しになったと思うんですが、そういうことをお話しになって、そして一斉にマスコミが下方修正あり、十六から二十基を見直すんじゃないか。東海村の村上村長は、その報道に対して、今までは見直さないと言っていたけれども選択の幅を広げたという点で評価をしたいというようなコメントまで出しておられます。しかし、この国会で真意をというふうに関わりますと、大臣はもう非常にかたくなと言ったられましょうか、言わないんですね、下方修正の方向を。そんなのはもう一般論として検討の中の一つなんだというふうな。

事務方にその作業を命じたというけれども、どういう方向でその検討をしろというふうに、政治家としての判断を加えたとおっしゃるんですけれども、それがわからなかったら検討のしようがないと思うんです。

〔委員長退席、理事船橋君着席〕

私は、衆議院で我が党の吉井議員の質問に対して大臣が「今日の状況の中で十六基から二十基を今見直すという思いは持っておりません。」と、このときは二月二十四日でございました。はつきりと御答弁されているんです。ところが三月十日になって一斉に新聞にこういふ報道がされたら、少しは下方修正の方でお考えになっていくのかなと思いますよ。ところが、今違うんですか、どうですか。

○国務大臣(深谷隆司君) 御質問の趣旨はよく私もわかって、ごもっともだと思うんですが、エネルギー政策全体について検討しようという指示を大臣として出して、これから事務方が準備をして総合エネルギー調査会で専門家の方々が議論をして、一年近くかけて答えを出していこうというのが私の方針でございます。

その際に、私が何をどういうふうにしようかというところまで指示を与えるのでは、エネルギー調査会の議論にそれは何か指示を与えてしまうということになりかねませんから、そういう意味では私も明確に出していないということでございます。

○西山登紀子君 やはり大臣でございますから、何も言えないというわけではありませんか、また言わなきゃいけない立場に私はあると思うんです。

国民の世論はでは何を求めているかということなんです。ジェー・シー・オーのあの痛ましい事故が起こった東海村、この東海村が昨年の十二月からことしの一月にかけて住民のアンケート調査を行っているんです。二防災とまちづくりアンケート調査結果」というものを発表されています。私は、ああいう事故が起こった東海村、ま

た日本で最初に原子力の火がともった東海村のこの住民の意識の変化というのは、国の原子力政策を考える上で非常に重要なアンケート結果だと思っているわけなんです。

〔理事船橋君退席、委員長着席〕

その結果を少し御紹介いたしますと、住民千四百二十六人の方を無作為に抽出して、回収率は三八・三％。そこで、事故後と事故前とどういふうに変わったのかという質問でございます。事故前は原子力を積極的・慎重に推進すると考えていた住民は五二％、早急に・徐々に廃止すると答えた人は一・七％でした。しかし、事故後は、廃止が四〇％、実に三倍にふえています。そして、推進するという三三・三％を上回っているわけでございます。

原子力施設の安全性についてどうかといいますと、事故前は六二・六％が安全、まあまあ安全かなと考えていたけれども、事故後はそれは一四・六％に大きく落ちまして、危険・少しは危険と思っていた三三・二％、これは事故前です、それが事故後は七八・二％が危険だというふうな意識が変わっております。

東海村のアンケート調査だけではございませう。毎日の昨年十月二日、三日に電話調査をされた千五百二十二人の電話調査では、「他のエネルギー開発を急ぎ、原子力から切り替えるべきだ」というのが三八％、「原子力開発を一時ストップし、安全策を講じるべきだ」が三二％、「原子力開発をいまのままでストップし、新たな開発はしない」、五％、合合わせますと、慎重、批判派が七四％を占める結果になっているわけなんです。

こうした世論の動向を大臣としてどのようにお受けとめになりますか。

○国務大臣(深谷隆司君) 東海村で起こったあの痛ましい事故については、本当に私も住民の皆様がどんな思いでおられるかということとは痛いくらいにわかるつもりでございます。ただ、東海村の事故がイコール原子力発電所の安全性を否定するものではないというふうに私は

考えています。原子力発電所につきましては、多重防護というところで徹底した安全性を確保されていることは現状でも変わりがあるわけではありませんが、あのような事故が起こりますれば、原子力発電所の問題も大変不信感を抱くような状態になるというところは、一つの流れとしては必然であるかとは思っております。

しかし、アンケート調査と、こう言われましたが、東海村のあの事故であの地域の皆さん方の御気持ちというのはもう全くそのとおりわかるわけでありまして、各般のアンケート調査というものは、その出し方、とり方で随分違っているという、そんな感じを一般的に持っております。

○西山登紀子君 この東海村、事故が起こったその東海村でどういふふうに変化しているかというこの事実、やっぱり重く受けとめていただきたいし、いやアンケートというのはいろんなところ方で見方ではなくて、今私が御紹介した毎日新聞などでは、もうこれ以上つくってくだるなという、切りかえてほしいんだという意見が七割以上出ているということ、これは私はきつと受けとめて、それこそそういう方向での検討を指示しなければ大臣としてのやっぱり見識を疑われるんじゃないかとちょっと申し上げたいと思うわけですね。

それで、次にですけれども、客観的に電力需給の状況がどうなっているのかということで、電力各社の設備投資の推移がどうなっているか御説明ください。

○政府参考人(大井篤君) 電力各社の最近の設備投資につきましてはお尋ねがありました。私も得ております数値でございますが、平成六年度におきまして四兆六千八百五十九億円、それから平成七年度四兆四千四百二十一億円、八年度四兆三千九百九十二億円、九年度四兆百七十八億円、十年度三兆五千五百三十一億円ということになっております。

○西山登紀子君 そういう設備投資の推移を見ましても年々減っているということ、それから大口の電力需要というもののエネルギー経済研究所の報告ではやはり一九九七年度比ですと落ち込んでいくというところで、二〇〇〇年度予測においても九七年度レベルを回復されないというふうな報告がされているわけでございます。

ですから、電力の客観的な需給から見ましても、原発をさらに増設するという必要はございせんし、国民のコンセンサスを得るという点におきまして、やはり国民の世論というのはいろんな原子力発電所を切りかえていこうというふうになつてきている、この重要な二つの点からやはり私はこれ以上の増設はやるべきだというふうに考えるところでございます。大臣もそのような方向で、ぜひ下方修正の方で御努力をいただきたいと思うわけなんです。

さて、そういう原発の増設を見直すということに關係いたしまして、政府は長年原発の立地促進のために重要電源等立地推進対策補助金というものを出してまいりました。この補助金のあり方を伺いたいと思います。補助金の交付対象はどうなっているか、御説明ください。

○政府参考人(大井篤君) 今お尋ねの重要電源等立地推進対策補助金でございますけれども、これにつきましては、電気安定供給上重要な発電用施設の立地が計画されている地点につきまして、発電用施設の立地を契機とした地域おこし等を支援するという目的のために行われているものでございまして。

したがって、例えば、原子力発電所設置の必要性に関する知識の普及に係る事業に要する費用について交付しております。また、交付要件といたしましては、要対策重要電源に指定されていること、あるいは立地可能性調査を行っていること等がございまして。

○西山登紀子君 要対策重要電源という、この地点というものは、電力会社の供給計画にのっている地点だということですか。それから、先ほど二

項の御説明があったそれ以外の地点というのは、電力会社の供給計画に明確にはのっていない地点と、こういう理解でよろしいですか。

○政府参考人(大井篤君) 要対策重要電源、現在二十六カ所ございますが、これにつきましては総合エネルギー対策閣僚会議におきまして重要電源というふうに指定がなされているもの、こういうことでございます。

○西山登紀子君 その交付対象の全国の補助金の交付実績、例えば九八年度は年間幾らの補助金が使われていますか。

○政府参考人(大井篤君) 現在、平成十年につきましてでございますけれども、要対策重要電源に指定されております二十六地点について申し上げますと、総計で六億二千百万円というものが交付の実績になってございます。

○西山登紀子君 それ以外の地点の合計、それから全体の合計。

○政府参考人(大井篤君) 要対策重要電源以外の十四地点でございますが、平成十年について申し上げますと、一億七千六百万。総計で平成十年におきましては七億九千七百万、こういうことになっております。

○西山登紀子君 全国で四十カ所、そして年間およそ八億円補助金として原発の立地推進のために使われている、こういうことだと思いませんか。

それでは、十年間の、平成元年から平成十年、その増減はどのようになっていますか。

○政府参考人(大井篤君) まず、十年間の総額でございますけれども、総額につきましては要対策重要電源の二十六カ所合計で約五十二億円、それからその他の十四カ所合計で約十億円、総計四十カ所で六十二億円。

また、この期間の増減の傾向でございますが、概略で申し上げますと、要対策重要電源の二十六カ所合計及びその他の十四カ所合計ともに、ここ数年はおおむね横ばいないしは減少の傾向ということでございます。

○西山登紀子君 十年間で最初から補助金の増

額、最近横ばいとおっしゃったんですけれども、最初の平成元年から比べて平成十年は何倍になっていますか。

○政府参考人(大井篤君) 四十地点の合計で申し上げますと、平成元年につきましては一億八千四百百万、それが二年、三年と進みますにつれまして二億一千七百万、二億二千万、五億、七億六千三百百万、六億四千百万、九億四千万、それから十億千五百百万、平成九年におきまして九億二千万、十年において七億九千七百万、合計六十一億九千八百万、こういう推移をたどっているわけでございます。

○西山登紀子君 結局そういう数字なんですけれども、何倍になっているかというところで計算されていきますか。こちらで計算いたしますと約四・三倍ということなんです、それでいいですか。

○政府参考人(大井篤君) 直ちにちよっと計算できなくて申しわけないんですが、七百九十七を百八十四で割れば四・数倍になろうかというふうに思います。

○西山登紀子君 つまり、全国的な原発の立地を推進するためのP.A.費と言われている補助金のこの十年間の動態というのは、四十カ所、六十二億円が総額として使われておりまして、平成元年からこの十年間を見ても四・三倍にふえているというところでございます。年間約八億円が使われているというのが今の現状として把握されるところでございます。

これはP.A.費ということですが、地元に住民に対してそういう原発の設置の必要性に関する知識の普及のための事業を進める、そういう補助金であるということでもあります。もちろん、この補助金というのは国民の皆さんがお払いになっている電力料金の中から出されている。大変な額でございます。私は少し調べてみて本当に驚きました。四十カ所、十年間で六十二億円という額が、こういう原発の立地、それも最近では明確に国民、住民の皆さんがなかなか望まないという方向の立地を進めるために使われているというこの現

実について大変私は驚きました。問題は、この補助金がどのように使われているかという問題でございます。

私の地元、京都ですが、京都の北の端に丹後の久美浜町というところがございます。この久美浜町は、実は二十六年前に関西電力の原発の立地の調査の申し入れがありまして以降、やはり長い長い住民の反対運動がございまして、私も当委員会でも、金はいったとき、放射能は未だまでという、行かれたらわかりませうけれども、大きな立て看板が立つておりまして、住民の粘り強い抵抗が今なお強くなっております。今住民の中では選挙のたびにこの原発の問題は大きな争点になっているわけでございます。その自治体では、一九八〇年以降、この補助金は毎年じわじわと額がふえておりまして、九八年以降、補助金は倍増しているわけでございます。

この久美浜町が実はこの二月に海外視察の募集をいたしました。ここにこういう募集のビラがあるわけですが、(資料を示す)これは一目でタイというのわかりますね、王宮の写真が載っておりますので、この「タイ国電力視察団募集」という、こういうビラが配布をされました。この募集は何もJ.T.Bとかそういうところではございまして、役場でございまして、久美浜町、久美浜町長吉岡さんの名前で昨年の九月二十八日にビラが出されたものでございます。

実施はここの二月十日から十五日、五泊六日、募集人員は二十人、参加料はいえ三万円です。これが大きな問題だと思えます。使われる補助金は四百二十万円です。二十人募集します。おおよそ一人当たり二十万でしよう、かかる費用は、ところが、参加料は三万円でございます。その目的は何かということなんですけれども、この目的、説明が書いてございますけれども、ここにはこういうふうに書いてございます。私たちは空気が水はあって当たり前の空気、私たちが毎日生活しています。しかし、空気や水

が地球上に無くなれば、人類を初め、全ての生物は絶滅してしまいます。

町では、国の補助金を得ながら町民の方々に発展途上の電力事情について視察をいただき、安定した電力供給の必要性を身を以て体験していただくため、「タイ国電力視察」を企画させていただきます。

この機会を通してエネルギーの重要性を十分認識するとともに、排出される二酸化炭素による温暖化現象など、地球環境問題に対しても学習を深めていただきたいと思います。強行スケジュールとなっておりますが、ご参加ください。

という説明書きのこういうチラシなんです。これを見まして、まず飛びついた方の中には、三万円でタイ旅行ができるということで募集に申し込みようという、そういう方もございます。私も直接参加をされた方のお話、数人の方からお話を伺ってまいりました。

この視察に通産省はどのように関わってきたのか、御説明ください。

○政府参考人(大井篤君) この視察に関しましては、政策目的にも合致するというところで、先ほど御説明いたしました交付金を先生御指摘のとおり交付しているわけでございます。

私ども、今回の久美浜町のタイ視察につきましては、日常生活を通じての電力の不安定供給の状況は日本においてはなかなか体験することができない、よって、電気の安定供給の重要性を身をもって検証する機会を創造することが可能なものとして町長みずから企画されたものと承知しております。

この点につきましては町の方からいろいろかねてから御相談を受けておりまして、私どもとして補助金交付の対象、交付金交付の対象になるということと判断をし、四百数十万の交付金を交付したと、こういうことでございます。

○西山登紀子君 通産省は、これちゃんと認め

て、最初から相談に乗っていただんしょう。

○政府参考人(大井篤君) この件につきましては前から御相談がありまして、中でいろいろ検討した結果、補助金の交付の目的にかなうということ補助金交付をしたということでございます。

○西山登紀子君 私も現地に行つて参加の方からいろいろ資料をいただきましたけれども、これ大臣、ぜひ知っていただきたいんです。通産省近畿通産局ですね、ずっと最初から、去年の三月からずっと相談に乗っているんです、このタイの海外視察について、で、許可を与えているんです。

ですから、町の方は通産省のお墨つき、それでこれをやるんだということ町長は、いろんな方の抗議やいろんな、タイ国からわざわざ久美浜町議会に傍聴まで来ている、NGOの方が、つまり、タイ国をべつ視している、タイ国が電氣のないおくれた国だと、それをわざわざ身をもって体験に来るなんというわけですから、タイ国をばかにしているということ、タイのNGOの方がわざわざ来て町長にもいろいろ言うんだけれども、町長は頑として聞かないんですよ。その背景には通産省がやっぱりバックアップしているということがあるからなんです。

私、実は驚きましたのは、去年の四月、こういう「久美浜町タイ電力事情視察団」の計画案が通産省に出されているんです。それは、五泊六日ですけれども、「タイ、ラオス、ミャンマーの国境地帯の送電状況を視察頂きその後チェンライ市内の大型商業施設、」いろいろ見て、「自家発電体制」を見て、その後、翌日は「タイ山岳民族と生活を共にして頂き電力事情を視察して頂きます。現地、ジャレー村にてご宿泊」、翌日、「終日、タイ山岳民族と生活を共にして頂き電力事情を視察して頂きます。現地、アカ族ヤオ族の村にてご宿泊」という、こういうことになっているんです。これについてはさすが、そんな村に泊まったら危ないということでタイの領事館の方からこれはクレームがついたと。でも、この時点から通産

省は相談に乗り、いいだろうというふうになっている。

最初は、別の資料をいただきますと、トレッキング、山を登って、そして民泊をする、そして「電氣もガスもない生活を体験して頂き」、「ロウソクの火の中の夕食」、すばらしい自然の語らいをともに体験していただく、こういうふうな資料が配られているわけですね。

これはおおよそ観光であり、観光といつてもトレッキングなどを含めた物見遊山、観光であつて、それに四百万円がかけられ、個人負担は三万円と、こういうことになっているんです。これに通産省が承認を与えて、いろいろな人の意見を聞かないでもう実行に移されてしまったという問題でございます。

聞きますけれども、なぜタイなのか。タイに原子力発電所があるんでしょうか。また、過去五年間、政府のこの補助金で海外視察に行っている実態がありますか。説明してください。

○政府参考人(大井篤君) 海外視察につきましては、例えばヨーロッパであるとかあるいはアメリカという、いわゆる原子力の施設を持っているところに対して原子力の立地県、市町村が出かけるということとはかたがてございまして。

○西山登紀子君 ここ五年間、何回ぐらいあります。

○政府参考人(大井篤君) 手元に平成六年からのものがございまして、平成六年におきましては二回でございます。これはヨーロッパ方面でございます。それから、平成七年につきましても二回、これもヨーロッパでございます。平成八年度ですが、これも二回で、ヨーロッパとそれからアメリカ、カナダの方。それから、九年度におきましては計二回、これはヨーロッパということでございます。

○西山登紀子君 その中に原子力発電所のない国はございましてか。

○政府参考人(大井篤君) 出かけている先の国から見ますと、原子力発電所をほとんどの国が保有

しておるといふふうに思います。

○西山登紀子君 原発のない国には行かれておりません。

また、行かれていた場合にも、国全体でとられる海外視察に各参加市町村が一名ないし二名の代表を出す。自治体職員だとかあるいは商工会の役員さんだとか、地域を代表する方にそれに参加をしていただいて、十名か二十名の団体で視察に行くということはありませんけれども、こういう久美浜のように、町が主催をして公募をする、住民を、二十万円かかることを三万円で行けますよと、こういうようなことをやっている自治体はあります。

○政府参考人(大井篤君) 先ほど平成六年から九年まで二回ずつ出かけているというお話を申し上げました。これは基本的には日本立地センターというところでアレンジをして、募集をして、それで海外へ出かけていくというものでございます。

久美浜町につきましては、むしろこれは町長みずから企画をし、かつ、大阪だと思ひますけれども、タイの領事館の方にも御相談をし、いろいろアドバイスをしながら実行に移したというふうに理解をしております。

私もとしても、補助金の交付の目的にかなう限り市町村等の創意工夫というもので電源立地に役立つというものがあれば、こういうものについて取り上げていきたいというふうに思っているわけでございます。

○西山登紀子君 それが目的に沿ったものなんでしょう。山岳でトレッキングをやつて、そして電氣のないところで体験をする。つまり、そういう何か電力事情という名前をつければ、どんな国に対しても、どこにでも行ける、格安ツアーだと。中身は物見遊山、観光ですよ。そういうことに公金が非常にたやすく使われる。通産省がお墨つきを与える。地元の申請主義と言いますけれども、それで通産省がいれば何でもよいやと。これは国民はたまつたものではありませんか。

私は大臣にお伺いしたいんですけれども、通産

省がこうやって非常にずさんなといいますか、非常に不透明な、一見住民の皆さんから見れば、二十万かかることを三万で行ける、しかもそれが公金だと。これはいかにも原発を推進するために住民を、言葉は悪いですが、買収する、そこまでの意見を言っている人だっているわけですよ。こういう使い方をするならば、私はやっぱり原子力行政に対する信頼を失っていくと思うんです。

大臣、どうですか。こういうふうなツアー、こういうふうな海外視察、許されるとするならば、これは歯どめがかかりません。どこの自治体でも、じゃやろうかと。歯どめがかからない。やはり調査をして、省内でも厳正に対処をしていただきたい、そのお約束をしていただきたい。どうですか。

○国務大臣(深谷隆司君) 何事でもそうでありまして、見方、受けとめ方、考え方、それぞれ違うようでございます。

私も、この件については事務方から報告を再三受けましたし、ただいまも皆様に答弁をさせていただいているわけですが、要するに、電氣の安定供給の重要性というものを体験していただくということ、この久美浜町長が考えて、これを実行したというケースであります。

私も、このたびのこの視察について、その後のいろいろ様子も聞いてみたのでありますが、この計画が具体的な形になったときに大阪のタイ領事館を町長が訪問して、この趣旨についてあるいは目的について詳細に説明をし、そして領事館の了解も得るとともにこの視察についての助言ももらってきたと。大変まじめにやってきたという報告を受けているわけでありまして。

そういう意味では、私は、このたびのこの行事というものは少なくとも交付金の趣旨に反するものではない。そして主体的に町長が考え、そして

その結果についての報告もきちんと受けているというふう聞いておりますから、今改めてここで調査をして料金をするという思いを持っておりません。

○西山登紀子君 大臣、それはやはり住民の理解を得るものではないかと。電力の必要性を身をもって体験するためにわざわざタイの山岳民族のところに出かけて行って、五泊六日のツアーを組む。その費用に四百万円使う。一人二十万円かかることを三万円で結構ですという参加料で募集をする。こういう公金の使い方が何ら恥じるところがないと大臣がおっしゃるのは、私はこれはもう住民にとって非常な挑戦だというふうに受けとめます。

調査に行きましても、タイのNGO、いろんな抗議の仕方もやっておられますし、また、久美浜の現地の議会でも大問題になっているわけでございます。町長の答弁に対して納得いかない。住民が大いに反発をし反目をし、大きな亀裂が起こっているわけです。参加者の名簿も公表することができない。そういう視察団がどうして恥じることのない視察団と言えるでしょうか。大いに私は大臣に対して、この問題についてのその御意見は納得いかないというふうに申し上げたいと思います。

さらに、この久美浜町は、過去五年間、国内でもいろんな視察を組んでいるんですけれども、非常に回数が多いです。また、過去五年間、その補助金がどんなふうに使われているか。町からいただいた資料をずっと見ましても、例えばいろんなイベントにずっとその補助金を使っております。何とか祭り、何とか祭りという形で。

その中の一つ、その祭りでどんなことをやるかといえ、百二十万円使って、試食用の生ガキ百キログラム、二十万、試食用の殻がついたカキ六千個、一個当たり六十円、三十六万円というふうな形で、祭りに来た人に試食という形ですから無料提供している、食べさせている。原発を立地するその理解を深めるために、その住民の皆さん

に、この場合は、飲ませ、食わせ、飲ませというところは、ビールとか、そういうことは書かれておりません。しかし、ただでカキを食べさせる、たくさん食べさせる。毎年のようにこういうことがこの町では行われているわけでございます。海外旅行だけではありません。

この交付金の目的でどういうふうに住民に物を食べさせる、あるいは格安で海外旅行に連れていく、これで本当に電源立地への理解を深めることになるのか。私は、大臣に対して、こういう補助金は即刻見直すべきときではないかと。原発の全体の見直しの中で、やはりこの補助金もきっぱりとやめるべきときではないかというふうに思うんですけれども、最後に大臣の御意見を伺って、終わりたいと思います。

○国務大臣(深谷隆司君) 冒頭の御質問の点にも関連しますからもう一回申し上げますが、エネルギーの需要、供給の最近の変化を考えて、エネルギー政策全体を見直そうという決断をして事務方に指示をし、一年間の期間をもって精査させるという考え方というのは、私は私なりの判断として自負した思いを持っております。

それから、原子力発電ということに対して、例えば三重県であのような状況になりましたけれども、三重県の知事も、原子力発電所ノ一と断言しているわけではなくて、一つ目はその重要性というのを支持しながら、二つ目には三十数年かかったという、こういうことに對して白紙に戻そうではないかという、こういう御意見を言われているわけであります。

私は、今日の状況の中で、なお原子力発電というものが日本のエネルギーにとって安定供給、経済性あるいは地球温暖化等の問題を考えた場合には必要であるというところは変わっていないと思っております。そして、そのことに對する理解を求め地域で交付金や補助金等をお出しする場合に、それぞれの趣旨、目的に沿った形で執行される、そのような状態で有効にこれが活用されている、そのように思っておりますから、これからも

交付金、補助金を活用しながら、各計画地点の状況等を踏まえながら、地元の御理解をいただき、一歩一歩着実に原子力立地の推進を図っていかなければならない、そう思っています。

○水野誠一君 まず、深谷大臣に伺いたいと思います。

大臣は、さきの所信表明演説の中で、今後の通産省行政を行うに当たって六つの課題をお挙げになりました。その中に、第三の課題として、総理の指示によって立ち上げられたミレニアムプロジェクトの推進をうたっておられるわけであります。

情報化、高齢化、環境対応、示された三つの政策分野は、いずれも二十一世紀の我が国の経済構造、生活環境をデザインする上で大変重要な視点だと思えます。またいずれも通産行政と密接な関係を持つ分野のことでありますことから、ひとつ大臣のより積極的な取り組みを期待しているところでございます。

また、情報化分野に関連する法案として、電子署名及び認証業務に関する法律案が関係省庁とともに今国会に提出予定であると聞いておりますが、この認証に関する環境整備は、電子商取引を促進するに当たって非常に重要なポイントになると考えておりまして、私自身も強い関心を持っておりまして、また改めて勉強させていただき、また質問もさせていただきたいと思っております。

さて、その日本の電子商取引の市場規模であります。例え、財団法人日本情報処理開発協会の調査といたしまして、発表によりまして、B2C、B2B、企業対企業では九八年の規模が九兆八兆円、約八倍になるだろう、こういう予測も出ておる。そしてさらに、B2C、いわゆる企業対消費者では九八年がわずかに六百五十億円だったわけですが、これが二〇〇三年には三兆一千六百億円、何と五十倍に拡大する、こういう予測もござい

ます。

これは、機関によってその予測値というのはいかなるものであります。それはともかくとして、この急速な拡大が予測されている電子商取引の普及が我が国の経済に与える影響というのはどんなものがあるのか、この点について伺いたいと思います。既存の流通業、サービス業、ここに大きな多大な影響を与えるであろうということ、この辺も含めて通産大臣のお考えをまず伺えればと思います。

○国務大臣(深谷隆司君) 電子商取引の普及は、産業の生産性を向上させたり、企業組織の改革を通じて我が国産業の競争力を向上させるという意味で非常に重要であると私は考えます。電子商取引にかかわる新規の起業の増加、雇用の創出、経済全体としての投資の増加など、活性化に大きく役立つと思えます。

今、水野委員の指摘された電子商取引の市場規模についてどうだということについて申し上げます。お話しのようにいろんな推計がございまして、今後五年程度の間に十倍前後の成長を遂げるという点ではおおむね一致しているのではないかと。そして、ちなみに通産省の推計で申しますと、一九九八年に約九兆円の取引規模が五年後の二〇〇三年には七十兆円に拡大するのではないかと、いうふうに見込んでおります。

これらの成長過程で日本の経済にどのような影響を与えるかということについては、ただいま申し上げたような新しい産業や経済の活性化につながりますけれども、同時に雇用への影響というものも極めて大きいのではないかと、いうふうに思います。通産省による試算では、今後五年間で情報化の進展で二百四十九万人の総雇用の創出が行われると考えます。他方、情報化はいわゆる中抜き、途中で必要なくなる人たちがいるが、雇用削減の効果も有しておりますが、これを加味しても八十六万人のネットの雇用が創出されてプラスの影響が出るものと思っております。

また、具体的に私どもが注目しておりますのは、例えば紀伊国屋書店なんかでもそうですけれど

ども、実際に本屋が持っている数は三百五十万冊だと、しかし本屋さんではせいぜい多くても数万冊しか並べられない。これをインターネットを通じてPRをしていくと数を全部示すことができ、そしてお客は、さらにもっと具体的な注文も考えれば、例えばアマゾンの魚に關してといえどそれにふさわしい本が提示される。まことに大きな革命的な変化になっていくのではないだろうかというふうに思います。そういう意味では、これからの経済の活性化には相当な影響をしていくだろう、プラス影響していくだろう、そう思っています。

○水野誠一君 今お話しの中にあつた雇用の創出という部分、これは、いろんなこれも見方があると思います。通産省の予測数値と郵政省の予測数値では約倍ぐらい違つていたというようなことがありますし、私は、なかなかこの部分というのは、いわゆる省力化、人間の合理化をする技術でありますから、そこまでの雇用創出というところ結びつかないや、むしろそれよりも、そこで余つてくる余剰人員をもっと違う、それこそ介護でありますとか、いろいろな高齢者対策であるとか、そういう分野で使つていくような本當のシフトが必要になってくるんじゃないかな、かように思うわけがあります。

しかし、いづれにしても大きな影響を流通業あるいはサービス産業の分野で与えることは事実であります。それにつけても私は、非常にやはり重要な点はインフラ整備、まさに先ほど申し上げました認証の問題もそうありますが、セキュリティなどの決済をめぐる問題、それからこれも昨今新聞でよく書かれましたが、電子商取引課税をどうするのかというふうな問題、あるいは個人情報保護の問題、犯罪対策あるいは国際協調をどうするかというように多面的な課題をはらんでいると思います。特にこの課税問題については、私はまたいつか日を改めていろいろ質問もさせていただきますと思っております。

そこで、きょうお尋ねをしたい点は、その電子

商取引の円滑な普及を目指す上で政府の役割というのとは一体どういう点にあるのか。これは特に、いわゆるインターネットの世界に行政が入り込むという点に對しての片方では強いアレルギーもあるわけがあります。しかし、昨今よく言われるネット上の犯罪というものがこれだけふえてくるということになると、やっぱりある程度政府がそれに關与してリーダーシップを持っていかなければいけない面というのも出てくる。

こういう中で、非常に難しいこれは問題かと思ふのでありますが、特に優先順位をつけるとすればどの分野なのか、この点について伺いたいと思います。

○国務大臣(深谷隆司君) これから電子商取引が拡大されていく場合の政府の役割というのは、本當に多岐にわたると思います。

今、委員御指摘のように、順位をつけるということは非常に難しいと思いますが、例えば電子商取引の制度の整備、これは大変重要なことであります。あるいは中小企業やベンチャー企業の支援とか技術共通基盤の整備等々も必要でございますし、さらに小規模総理の提唱されたミレニアムプロジェクトの推進等もござります。これらいずれも重点的な施策と位置づけて、私たちは積極的に取り組んでいかなきゃならぬ、こう思います。

具体的にもう少し申し上げますと、電子商取引の制度環境の整備というところでいけば、電子署名を従来の手書きの署名とか押印、判子を押すのと同じような法的な効果を与える。そういうことになれば、電子署名及び認証業務に関する法律案を今度の国会に提出するということが大事になってまいります。そのほかに、お話もありました個人情報保護の保護、セキュリティ対策あるいは消費者保護策などを適切にやっていくということがとても大事なことで、私たちはそういう面では相当積極的な対応をしていかなければならないというふうに思っています。

いろいろやらなければならぬことがあります

が、情報化政策の中核を担う通産省という意味で、諸施策をひとつ積極的に講じていくように努力したいと思ひます。

○水野誠一君 ネットワークの世界の変化スピードというのは、いわゆるよく言われるドッグイヤー、つまり普通の時代の一年がインターネットの世界では七年に匹敵するとよく言われます。それほど速いスピードで技術進化が進んでいく。こういう世界でありますので、やはり行政の対応というのも今までのようなスピードではなくて、やはり相当インターネットイヤーに対応できるスピードというものをひとつお願いしていきたいと思ひます。

それから、大臣がもう一つ所信表明の中で、知的財産制度を活用することはこれからの知恵の時代における重要な経済インフラを整備することであるとおっしゃっております。これは全く同感であります。そしてまた、今国会には弁理士法の一部改正、これが提出されるということでありまして、これも私は大変評価をするところであります。

先ほど煙委員から質問がありましたビジネスモデル特許、私もこれについて若干意見と質問をさせていただきます。

先ほど煙委員からもビジネスモデル特許については詳しく御説明もあつたわけですが、最近になって非常に新聞等でも確かに取り上げられる機会がふえてきておりますし、また見出しを見ると、米国でビジネスモデル紛争続発、日本企業も臨戦態勢とか、サイバー空間に国境なし、新たな黒船襲来か、などと非常に衝撃的な見出しが躍つていて、こういう状況があります。

先ほどもお話がありましたけれども、アメリカでもアマゾン・ドット・コム、例であるとか、あるいはグーグル・ドット・コムがマイクロソフトを逆オークション特許の侵害で訴えたというふうな事例を見ても、今後ますますこういう訴訟がふえていくことだけはもう明らかだと思ひております。

そのビジネスモデル特許の問題については、橋本前総理も日経ビジネスのインタビューの中で、特に金融に關する特許のおくれなど、これを指摘されまして、今ここで対応がおくれないとアメリカのど元の動脈を押さえられるような大変な怖い事態になると強い懸念を持たれております。私もこの点は非常に大事なポイントだと思います。

先ほど、煙委員の質問に對して、日米欧三極特許庁長官会合で、ビジネスモデル特許について特に事例研究を始めたというふうな御説明もあつたので、この部分については先ほどの御質問あるいは答弁で結構だと思ひます。

私は一つ伺いたいのは、つまりインターネット、まさに情報通信の世界というのは国境なき世界であるということになったときに、今までの国内特許の概念等これからの特許概念というものはもう完全に変わっていくんじゃないかなと思ひます。これは許されるということがもう成立しなくなつてくるんじゃないかな。こういうことも踏まえて、どんな取り組みを今後お考えになつていらっしゃるか、この点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(近藤隆彦君) ビジネス特許の点でございまして、大変御関心をいただいております。

ソフトウェアの技術という点を考えてみますと、この歴史は、ハードウェアとソフトウェアの組み合わせの關係が随分変わつてきているというふうな感じにしております。最初はハードに全く一体としまして、ハードにいわば本當に付随するものとしてしまつてあつたものが、次には、今度はハードを制御するものとしてしまつてだんだん出てきました。これもあくまでもハードがあつてのソフトウェアでございますけれども、そうになりました。さらに、制御を超えてまして、いろいろ付加価値的な新しい機能が出てきたわけでございます。最近ではさらにCD-ROM等でソフトが独立しまして、それだけで流通するというところでございまして、そう

いう意味でいいますと、むしろハードとの組み合わせでいいますと、ソフトウェアの技術といいますが非常に特異なものでございまして、そういう意味でいいますと技術の考え方も、またそれを踏まえた特許にするかどうかという考え方も大いに考慮が必要だというふうに考えております。

一九七〇年代半ばから、この点につきまして、ソフトウェアといいますが、特許で保護するということとは国際的に確立しております。今申しましたような技術の発展に際しまして考え方を立ててきております。現在、日本の場合には、平成九年に最新の状況を踏まえてソフトウェアの特許の審査の基準といいますが、公開しております。これをさらに最近の状況で、審査基準がないのではないかと、御心配もあるものですから、ごく最近、昨年末には、ホームページでこういった基準がありましてちゃんと審査してまいりますということを公開しているわけでございます。

こういうふうに、大変ソフトウェア技術という中身の性質上、随分いろんな新しい考え方を導入する必要があると思っておりますけれども、技術の考え方としては、ソフトウェアの一形態として、おっしゃるとおり国際調和を十分図りつつはございすけれども、新技術、そういう考え方で対処できるというふうに考えております。

○水野誠一君 よく日本とアメリカの特許摩擦というのが目立つわけですが、とりわけハードウェア、製品特許でもよく言われるサブマリン特許、これはアメリカの特許制度の一つの特徴とされているわけですが、グローバルスタンダードではなくてアメリカンスタンダードじゃないか、こういう問題というのいろいろ出てくるんではないかとあります。

特に、アメリカでの出願ラッシュ、そしてまた日本でもこれからどんどんこういうビジネスモデル特許が連発されるようになっていくわけですが、まさに国内それから国際間のこういった

特許にかかわる訴訟というものがもう明らかにふえていく。そうになったときに、一番これから育っていくという中小・ベンチャーにそういった影響が出てくる、ダメージが大きく出てくるというようなことになる、本当にこれからベンチャーの発展というものをこのビジネス特許、つまり権益を守るべきビジネス特許がかえって阻害要因になるということもあり得るわけでありまして、これは先ほど委員からの質問の中でも、非常に難しい、これはどちら、どういう立場でこれにかかわるべきかということは大変難しい問題ではあると思っております。ともかく今言われている日米欧の特許庁長官会合、こういう場を利用して大いに語り合せて、また協調を図っていただきたいというふうに思っております。

それから、先日の所信表明演説の中で、深谷通産大臣、堺屋企画庁長官ともに、我が国経済を本格的な回復軌道に乗せるためにさまざまな施策を通じて公需から民需へのバトンタッチを円滑に進める、こういう姿勢を強調されたわけであります。

さて、この一週間ほどの間に幾つかの重要な経済指標が発表されました。昨日発表の九九年十月から十二月期のGDP速報値は、先ほどからも指摘をされておりますように、前期比マイナス一・四％減、年率換算で五・五％の減ということでございます。

これを受けて、堺屋長官の御説明として、二期連続のマイナス成長とはいえ景気後退とは考えていない、一時的な要因が重なったもので景気そのものは明るい方向に向かっていると、こういう見通しを昨日の報道でもおっしゃっている。また、きょうの委員会でもその辺のお話を伺ったところであります。

確かに中身を見ますと、民間設備投資が三期ぶりにプラスに転じて四・六％という大幅な増があらわれました。また先行指標であります一月の機械受注も前年同期比で二・一％と大幅なプラス。日経新聞などは、不思議なことに発表に先駆けて日曜

日の時点で、一面に、十七日発表の月例経済報告に景気自律回復宣言を明記といった大見出しが書かれるというぐらいいありますから、なるほど指標の面からはまさに民需主導の回復基調に入ったと言えなくもないのかなと思っております。

私自身もプラス傾向の指標が見られることは無論歓迎すべきだと思いますが、しかし、残念ながら私は、長官がおっしゃるほどこれを楽観的にとらえることはできないんじゃないかな、こういう感じも持っております。

政府はこれまでたび重なる景気対策によって莫大な額の公共事業を行ってきた。また、平成十二年度予算においても、公共事業は前年度当初予算と同程度の規模を確保するとされているわけでありまして、こうした公共事業に主軸を置いた、軸足を置いた政策スタンスが果たして過去の投資効果を正しく評価した上でのことなのかというところ、私はいささか疑問を感じざるを得ないところがあります。

例えば、公共投資の民需への波及効果については、よく減税があるいは公共事業かという、どちらがその乗数効果が高いかといった議論、これを繰り返してきただけであります。公共事業官庁と民間シンクではその試算の数値に当然大きな隔たりがあるわけでありまして、特にバブル崩壊後について公共事業の乗数効果が年々薄れていくということについては経済企画庁も過去にお認めになつていて、こういう事実もございす。

そこで伺いたいのでありますが、財政で引つ張る景気には遠からず行き詰まりが来ること、これは長官も当然よく御存じのはずであります。本当の意味で公需から民需への転換を進めるに当たっては、長官もこれもおっしゃっております痛みを伴う構造改革、これが不可欠なはずであります。一部の目先指標を過大に好材料視するのは構造改革の推進という観点からむしろマイナスに働くのではないかと、こう私は思うんですが、その点について長官のお考えを伺えればと思っております。

○国務大臣(堺屋太一君) 小淵内閣は充足いたし

ましてから一年七カ月たつわけでございすが、充足いたしましたときは大変不況が進んでおりまして、デフレスパイラルの危険があるということ、まず下支えをしなきゃいけない。そのときには、公共事業を発動いたしました。特に即効性を重視してあります。即効性、それから新規性、未来性という申し上げたのでございすが、第一に支えなきゃいけない。したがって、最初の緊急経済対策などでは公共事業で不況を支えるということが重要でございす。

ところが、ようやく去年一年間、ゆっくりとではございすが、景気が回復してまいりました。次第に構造改革の方に移動してきます。それで、金融改革から、その次には中小企業対策を変え、そして情報技術を変え、次々とそういうような構造改革に手を打って民需にバトンタッチをしていくという政策をとっておるわけでございす。

今御指摘のございました十一月のQ4でございすが、これは残念ながら消費需要が非常に少なかった、これが一番の理由でございまして、結果として実質マイナスイ・四％になったんですが、消費需要の寄与率で見ますとマイナスイ・〇、それから公共事業がちょうど端境期に入りましたのでマイナスイ・五、それから輸出入が、十一月ごろにY2Kの事情もございましてどっと通関されたことでこれがマイナスイ・五の寄与率、それに住宅も少し減りましてマイナスイ・二でございまして、全部合わせて大体二・二ぐらいのマイナス要因はあったんです。

それに対してプラス要因として、設備投資が〇・七ぐらいの効果を上げました。これは、ボーナスが少なかつたこと、何度も申し上げておりますが、消費では、前年の企業の経営状態によつてボーナスが決まっておりますので、それが少なくなつてきた、その結果消費が下がった。これが一番大きな理由でございすが、この設備投資が、公共事業がマイナスにもかかわらず設備投資が非常に出てきたということは、やはり公需か

ら民需への転換が考えられる。そして、設備投資が出てまいりますと、これは従来の形のものをもう一遍再現しているわけではございませんで、新しい技術、新しい業態をつくり出している部分が多いわけでございますから、そういったものが、芽が出てまいりますと、またそれに対応した職場が出てきて、仕事が出てきています。

そういうことを見ますと、機械受注あるいは建設受注等を見ますと、今年度の後半には本当に民需を主体とした自律的な回復過程に入るんじゃないか、そういう期待を抱いているわけではございません。そのことを示しますように、ことしに入りまして、一月、二月あたりの動向は決して悪いものではないと考えております。

日経新聞の報道でございますが、これ、やや先走ったことではございまして私たちの真意を必ずしも十分伝えているわけではございませんけれども、私たちの中でも、次の月例ぐらいいはかなり前向きな、この新聞報道のとおりではないにいたしまして前向きな評価ができる事態にきているのではないかと、こういうふうにご考えております。

○水野誠一君 もう時間がないので終わりますが、一言だけ申し上げておきたい。

つまりそれは、今大臣の御説明にあったGDPを大きく引き下げた要因になった個人消費の部分、これはひとえに私は将来不安だと思えます。企画庁が今度まとめられた九九年の国民生活選好度調査でも、暮らしよい方向に向かっているかと答えた人は二割ということで、過去最低だった。やはり将来の生活に対する不安感というのがもうここに如実にあらわれているということをもっときっちりとりとえていただきたいということ。

そして、きょうの朝日新聞の社説にもそのことが書かれているんですが、最後に、「明るい話を強調するより、政府の同僚や政治家たちに、消費が伸びない理由をよく講義してほしい。」と長官に対して期待が述べられておりますので、ひとつよろしく願いをしたいと思います。

○梶原敬義君 二十五分間ありますから、多分通産大臣のところまでは入り得ないんじゃないかと思うんです。あした委嘱審査のようでありまして、もし入れない場合はあしたやらせていただきます。と思います。

最初に経企庁長官にお尋ねしますが、昨日発表された国民所得統計速報によりますと、九九年の十一月期のGDPが実質一・四％マイナスになった。今年度の経済成長率の見込みを〇・六％ということで、私は、これはやっぱり修正したとはいえない公約でありますから、これはなかなかそう簡単にはいかないんじゃないか、今説明があったけれども、そう思うんです。どういふところからそう思うかというのをまた後から少し申し上げますが、そう言われる以上はやっぱり個人消費の伸びが相当高くないと大臣の言うようなことにはならない。

そこで、個人消費の伸びを大体一―三ヶ月にどれぐらいい見てそう言われるのか、お尋ねいたします。

○国務大臣(梶原太一君) 私どもの立てました経済見通しでは、個人消費の伸び率、これを十二年度では一・〇％ぐらいい見込んでおります。現在それを下回っておりますが、一月になりましたから個人消費は一・六％前月を上回りました。

それで、この後どうなるか、ちょっと予測のことになるのをごさいますけれども、私は大体そのぐらいいの調子で、この十二月の落ち込みをカバーしてくれるぐらいいの調子で伸びるんじゃないか、こう考えております。

○梶原敬義君 そが、ほかの民間の設備投資とあるいは公共事業あたりの、言われるようにには恐らく進んでくるだろうと思えますが、分かれるのは、GDPの六割を占める個人消費が、これがどうなるかによって、当たるも八卦当たらぬも八卦ですが、そのところが変わってくるだろうと。よっぽどのことがない限り、そんなに大きな個人消費の伸びというのはい―三月に期待できるのかなと。我々やっぱり、選挙区を回ったり、あ

るいはあっちこち歩きたびにそういう、どうですかというのを投げかけて聞いておるんですが、そが非常に心配であります。

私は、余りここに来て経済成長とかあるいは景気とか、これはもう一喜一憂してもしょうがないんじゃないかと思うんですけれども、思い出していただければわかるんですが、狂乱インフレ、第一次オイルショック、一九七三年、七四年、これはこのときはもう本当に私も九州の田舎まで大資本が土地を買って来まして、ゴルフ場をつくるやら何やらつくるやら、いろいろやりまして、あのオイルショックの後、引き締めをやったばたつとまじりまして、傷跡のようにそういうところがずっと残ってきたんですが、今回の、バブルのあの燃え盛るころ、また同じようなことをだあつとやりまして、そしてまた今ばたつとまじりまして、大変な傷跡を残しておるんですけれども、非常に似ているんです。あの当時と条件、情勢の違いというのはあると思うんですが、非常に似ている。

私は一九八三年に国会に来たんですけれども、商工委員会へほとんどずっと出まして、景気対策やあるいは内需拡大をどうするかという議論をずっとしてきた。なかなかうまくいかないんです。そして、うまくいき出したら、もうバブルの方へ走っていったんです。この間、一九八五年のブラザ合意もありまして、円高にもなりまして、いろいろ産業界も苦勞して、当時の商工委員会とか、大分いろんな議論をしました。

考えてみますと、十五年ぐらいいかかっているんです。景気が本格的によくなるまでに、十五年かかったんです。今回のバブルがはじけまして今日まで約十年か十一年度ですね。だから、やっぱりバブルの後遺症というのは非常にあつたところから、もうと傷跡が第一次オイルショックのときよりもひどいんじゃないかと思うんです。ですから、私は、やっぱり本格的な景気回復というのは、ここ一年とか二年とかいう短いスパンで見ると

んじやなくて、もう少し時間をかけて長目に見ておく必要があるんじゃないか。

そこで、やっぱり何を政府にやってもらいたいかというと、きょうも皆さんからお話がありましたように、各種の不安ですね、雇用不安、それから年金、年をとったときの生活の不安、それから日本の少子化問題や、これは幾ら厚生省が年金をどうやこうや、安心できる年金をつくると、こう言ったって今の若者は信用していません。今の少子化の時代が続いた場合には、これはだれが負担するかというのを考えれば、これは先でまたうまくいかなくとも一回やりかえだ、こう思いますから、なかなか消費に結びつかない。そういう少子化の不安とか、あるいは米国、アメリカの株高、あれがいつかバブルがまたはじける、そのときの不安もある。

こういう幾つかの不安に対して、厚生省任せとかあるいは通産省とか一つの部署じゃなくて、政府挙げてやっぱり取り組んでもらうような、ちょっと長いスパンで今はやっぱり対応してもらおう、そういう時期ではないか。確かに政府の公約とかこれはあるでしょうけれども、今やってもらいたいの、私はやっぱり、そういう幾つかの不安に対して国を挙げてどのように取り組んで、着実にこうしていくということを国民の前に示す必要があるのではないかと、このように思っています。

○国務大臣(梶原太一君) お説のごとく、バブルが崩壊してから日本経済にはさまざまな不安があります。

今、第一次オイルショック、あの日本列島改造論のブームの後のお話と対比して申されましたけれども、規模はバブルの方がはるかに大きい。しかも、あのオイルショックのときにはまだ日本は規格大産産でどんどん成長する段階でございましたから、オイルショックから立ち直ったときにはアメリカ市場などに規格大産産をどっと輸出して立ち直ることもできました。その結果、円高も起こりましたけれども、日本の企業の力が非

常に大きくなつたわけであります。

ところが、今回は、世界的に日本が得意としておりました規格大量生産がうまくいかななくなつた、むしろ多様な知恵の時代、先ほどから議論のごさいましたようなソフトの時代になってきたものですから、日本の得意とするところが余り伸びなくなつてきた。まさに構造的な問題があります。

その上に、何よりもやっぱり重要なのは、あのころと違ひまして、人口が高齢化しておりまして若者たちが減っている、中高年が非常にふえていると、そういうことがございますので、委員御指摘のように、日本には大変大きな不安があります。

一つは、日本経済が今後も成長するんだろうか、だめになっちゃうんじゃないか、これがまず第一の不安だと思います。そして第二番目には、やはり年金とかそういうものが本当に続くんだろうかという不安をお持ちの方が大勢おられます。厚生省の調査でも、年金が続くかどうかというの、八〇%近い方が実はこれは続くかどうか不安で、

だという答えがあります。それから三番目には、後継者、技術、日本の技術や人手というものが続くんかどうか。中小企業をやっておられる方々々は、自分の事業を本当に息子が継いでうまくやっていると、息子を補佐してくれる人材はいないだろうか、息子を補佐してくれる人材はいないだろうかというようなことから、ロケットやトネルの事故に至るまで、技術的な面でも日本が衰退していくんじゃないかと、こういう不安があります。私たちはこれにきちんとこたえなきゃいけない。

か、あるいは所定外労働時間の増加とかいうような改善も見られているものだと思います。しかしながら、なお日本経済全体に対する不安が大きいことは事実でございまして、これにきっちりたえていくように、社会保険の問題、これも有識者会議をつくって開いておりますし、ものづくり懇談会もしております。

そういつたこととあわせて、私は経済の将来それから年金の将来、それから技術、人手の将来、この三つの不安を解消するとともに、国民に対して一つの夢を与えなきやいけない。不安を解消するというと同時に、やはり夢を与えなきやいけないと考えております。

そういう意味で、設備投資がふえてまいりました。ＩＴ技術を中心として日本に新しいモバイル社会のようなものが生まれるのではないかと。そして、先ほども議論のございましたように、日本発のソフト、コンテンツがどんどん生まれるような社会ができてくるのではないかと。今そういうような構造転換の大変さの苦しみのところだろうと思います。

委員十五年とおっしゃいましたが、これまでとに、アメリカなどの例を見ますと、大体カーター時代から今のクリントン初め、ブッシュさんのころまで十五年かかっておりますが、十五年かけていいというわけではございません。一日も早く立ち直らなければいけません。だから、日本は十年でございしますが、その間に大胆な構造改革を今やっております。これで諸外国の例なども参考にしなごうと下支えをして、そして次にはば構造改革、同じ公共事業といひましても、九兆四

千億の中で今回の予算では二兆強のものが、二兆三百億のものが新しいミレニアムプロジェクトなどに投入されておりまして、同じ公共事業の中でも質的な変化をつくっております。

そういったことが実り上げて、やがて今度の立ち直りには本当に構造改革した日本にしようというのが私どもの決意でございます。このことを国民の皆さん方にもぜひ知っていただきたいと

思っている次第であります

○梶原敬義君 熱意を感じましたが、少し肝心なところを、雇用問題ですね。

これももうこの段階に来ましたら競争力云々というよりは、政府を挙げまして、ヨーロッパでも言っていますようにワークシェアリングとかいうのか、仕事を分かち合って何とか雇用を維持するよいうな形のものというのを政府挙げて打ち出して指導してもらいたいと思うんです。

女房・子供がおって仕事がないほど不安になることはないわけです。これはもう本当に、女房・子供のことを考えて後々うまくいくために鉄道に飛び込む人もおりますですね。それは極端な例ですが、やはり一番悲惨なことですから。このところは、政府としては労使関係の雇用問題と

いうのはそれは言えない。言えないけれども、大きな流れとしてやはり雇用というのは大事だぞと。ワークシェアリングしてでも何とかもつと雇用を維持するような、希望を与えるような、そういうことを考えたらどうか、というようなことを政府でぜひ考えていただきたいと思います。

次に株価ですね。これはちよつと大臣や小渕総理のお話を聞いておりますと、自分が初めに来たときは一万三、四千円の株が二万円近くなつたというような表現が多いんですが、調べてみますと、小渕内閣が発足したときは当時一万六千円ぐらいやっておつたわけですから、一万二千、一万三、四千円というのはちよつと出が少ないわけですから、初めが少ないわけですから、これはぜひ事態というものを国民に知らせていただきたいと思ひます。

今の日本の株価の上昇の傾向といふのもよしければ、こういうことで株が上がつているんじゃないかといふような指摘をしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(堺屋太一君) 株でございますけれども、九千百四十一円でございますけれども、小淵内閣が発足したときは、お説のように一萬六千円、そ

の後だと落ちてまして、十月の九日でした。うから一万二千八百七十九円という値をつけて、それから大体一万九千円台に戻ってきたということでございます。

株価について問題点を指摘するとすれば、値上がりしている銘柄と値上りがしていない銘柄が非常に極端に開いている。これは日本だけではなくアメリカもそうでございまして、最近アメリカのダウ平均、三十種産業株平均というものでございますが、これは一万ドルを大分割りまして年初以来十数%下げておりますが、NASDAQという新興銘柄の多いところは指数で五〇〇〇を上回ったというような動きをしております。

日本の概個で、特定の銘柄と言つてはちよつと語弊がありますが、五十ぐらゐの銘柄が非常に引張つている。これはバブルではないかというような指摘も日本についてもアメリカでもございしますが、考え方によっては新しい産業に資本が、資金が流れる状況を示しているものとも言えなくはありません。

起こります。そのすべての、今値上がりしているような注目株がすべてそのまま大企業に発展するわけではなしに、その中でまた淘汰が起こるでしょう、多分起こるでしょう。今までの例で見ますと、新しい産業が出てくると、その産業の属する企業が一齐に人気がつきますが、やがてそれが大きくなる段階で淘汰が行われ、吸収合併になったりなくなったりする、こういうような過程を経ております。私は、今、景氣の回復期、構造の改革期において、こういうった一種の偏った現象というのは当然起こるべくして起こっている大きな転換期の象徴だろうと思っております。

昔からよく言われるんですが、自動交換機がで
 きたら電話交換手が失業する、これは事実でござ

いますが、電話が発達したことによってビジネスがいろいろところで広がっている。情報技術というのはそういうものでございまして、情報技術そのものに雇用よりも、それを使って輸送も販売も生産もあるいは娯楽も盛んになることによって経済全体が然え立ってくる、そういう状態に一日も早く持っていきたい、これが今の段階だと考えております。

○梶原敬義君 よくわかりました。

それで、ただ、株価を支えているものをマクロ的に見ますと、外国人の買いと個人の信用買いとというのがふえておるんですね。

ちよつと申し上げますと、投資家別差引売買金額という表があるんです。これは証券界の人から手に入れたんですがね。それによりますと、外国人買いが一九九四年は四兆一千億強です。それから九五年が四兆一千億、これも少し強です。それから九六年が三兆四千億強、それから九七年が約一兆五千九百億。ところが、九八年には二千九百九十三億なんです。それで、九九年には急にふえておりました九兆一千二百七十七億なんです。

それで、個人の信用の買いが、九四年には五千八百五十二億、九五年には一兆六百六十四億、九六年が七千四百一十一億、九七年が三千二百九十三億、九八年が三千四百五十六億、ところが九九年は三兆三千億、十倍ぐらいですね。だから、外国人買いと個人の信用の買いがどつと出て、そして逆に法人の売り、それから法人の中には金融法人と、それから損保、銀行、それから事業法人、それに個人の現金とこれを入れますと、売りの合計が十一兆三千億。それで、買いは外国人の買いと個人の信用の買いと、先ほど言いました数字が、合計しますと十二兆四千億になるんです。差し引きしますと、四千億買ひの方が多いんですね。

ですから、何が起こっているかというのと、九九年では外国人が日本の株を買って今の株価の上昇の大きな原因になっている、個人の信用も急にふえておる。この二つの要因が、今言われましたように、長官が言われた側面、違う側面から見ます

と、マクロで見るとこういう形になっているんじゃないか。その外国人の株の買ひあたりはきょうあたりは動いておるんじゃないかと思うんですが、この見方についてはいかがなものでしょうか。

○国務大臣(梶原太一君) まず、法人の売りでございすけれども、これは持ち合い解消という現象でございまして、日本の金融機関を中心とした系列というのが崩壊していく過程でございまして、これは私は、日本の経済全体が流動化する、市場化するという意味で、決して悪いことではないと考えております。金融系列でどれでもこれでも企業を支えていたという現状がむしろ流動化するのには健全な方向が多いんじゃないか、両面あるんですが多いんじゃないかと思っております。

そのものを、法人から出るものを、個人信用とおっしゃいましたが、投資信託なんか結構最近はお金が入っておりますけれども、そういうのもので買ひ取り、それから外国の人が買ひ取っている。日本の資金も外国へ相当流れておりまして、これはグローバル化の一環として相互にこういう資本の交流が多くなるという現象で、今の時代の流れというところであらうかと思ひます。

ただ問題は、委員御心配のように、何かのときに外国人は売り逃げてどつと下がるんじゃないか。これはアジア危機のときに起こった現象でございまして、そういうような危険も、これは別に外国人だから売り逃げるわけで、日本人だから売り逃げないというところはございせんけれども、そういう、その流動化した世の中の危険というのはやはりあらうかと思ひます。

しかし、これだけ九九年になりましたと外国人の買ひがふえたというところは、日本経済に対する世界の評価が高まったと、そのことが株価にも反映して回復しているんじゃないかという気もいたします。これはいろいろと、市場関係の見方になりますと余り私も詳しくございせんし、またいろいろな見方がございまして、論評いたしますといういふまた利害のあることではございすので、一般

的に申しますと、やはり外国から日本に資金が流れてくるというのは決して悪い現象と言へるものではないんじゃないかと思っております。

○梶原敬義君 時間が来ましたからやめますが、私は、日本の貿易黒字等のマネーがアメリカの債券を買って流れていく、その金がいっぱいアメリカの景気を支え、経済を支える。そうであったが、今アメリカの株価は非常にバブルの状況である、それがアメリカを通じて逆に還流してきた可能性もある。ここらで、日本のアメリカに対する債券を買ったり株を買ったりする問題は大変先でまた日本の経済に大きな影響を及ぼしますから、あしたまたお尋ねするようになると思ひますから、これで終わりたいと思ひます。

○渡辺秀央君 どうも両大臣お疲れでございします。

きょうは、私が一番最後の質問者でございまして、できるだけ簡潔に、今まで各同僚議員の質問をお聞きいたしておりました、あるいはまた御答弁を聞いておりました、若干ダブる面が今回あるのかなと思っておりますが、あしからずお許しをいただきますと思ひます。

その前に、両大臣の所信表明を伺ひまして、大変行き届いた、しかもまた新しい意欲が感ぜられる所信表明で、かなりそれぞれ大臣、いわゆる官僚の皆さんの上げてこられた中から手を加えられたなどというの実は非常に敬意を表しながら、感じた次第でございまして、この不況における日本経済、日本産業、これはもう本当にこころは正念場だと私は思ひます。もうことし、これは小淵内閣の問題ではなくて、国家としてのまさに正念場であるという感じがいたしておりますので、両大臣のぜひ十二分なリーダーシップを御期待申し上げておきたい。

また、いわゆる時間に制限があるきょうの質疑でありますから、それぞれ法案が出てきたところまでその都度またいろんな角度から御質問もさせていただきます、御意見も承っていき、私も浅学ながら自分の考えも述べてみたいというふうに思っております。

ります。

きょうは、冒頭申し上げたように、やっぱりあの所信表明の中で、特に通産大臣から先にちよつと御意見を承りたいのでありますが、各同僚議員もそれぞれ質問がありましたが、ことしの通産大臣のすばらしい所信表明の中でも、注目しますのは、景気対策あるいは中小企業対策その他ありますが、やっぱりエネルギー政策の見直しをおっしゃった。私は、ある意味においては時宜は得ているかなと。また、ある意味においてはちよつと時期がどうなのかなという感じもする。

それはどういふことかという、いわゆるこの原子力政策に関して極めて国内世論あるいはまた立地市町村等々が不安感にもあり、あるいは日本の原子力技術というもののに対する信頼感から若干の危機の念が出てきている。そういう中で、大臣がタイミングよく言いたいんですけれども、ある意味ではタイミングがいいんです、いいんですけれども、ある意味においては若干の政治的な問題として、私はちよつともう少し丁寧な発言であつてはしなかった。

きょうもずっといろいろな質疑の中にありますとおりであります、私はこの原子力エネルギー政策を過去二十年強力に推進をしてきた一人でありまして、そういう意味では、大臣がエネルギー政策の見直しと、原子力による電源開発、いわゆるエネルギー、電力というものの、どうもそれが一緒くたにみんなとられていて、そこがちよつと残念だったところかなというふうに思ひます、率直に申し上げまして。特に、芦原発電の取り消しの、あるいはまた取り下げの話もあつたりいたしまして、私もいささかの感がありました。特に、電力会社が簡単に、知事がこれは立地不可能だと言ふならば、今の段階での法的には無理なのかなという感じはします。しますが、しかし、電力会社自身がさきいつても数十年間やってきているわけですから、それをただ一遍のそういうことで撤回するということうなことは、果たしてこれから原子力電力という

ものに期待をし、あるいはまたそれによつてかつ地域の開発と発展をしていこうと期待をしている人たちに對してどういふ心理状況を与えたかということは、これはちよつとそうそう、これはエネルギー自身にも言えることですが、やっぱりきめの細かな、こういった国策に対する取り組み姿勢というものが若干は緩んできているのかなという感じがしてなりません。そうでなければ結構なのであります。

そういう意味で、こもごも申し上げているとまた時間がなくなつてしまいますので、端的に幾つかのことをお聞きいたしてまいりますが、大臣の今の発言、私が申し上げたような原子力発電、エネルギー全体の需給問題、見直しに關してはこれと別の問題だと。しかし、原子力発電の必要とする容量は、それは多少減つてもいいという面もあるかも知れません。しかし、どっちが一体主体だったのか、そこをもしも今お考えがまとまつているのであれば、ちよつとお聞かせをいただきたいと思ひます。

○國務大臣(深谷隆司君) 先ほどもしばしば申し上げたのでありますが、昨今のエネルギーに關する内外の情勢の変化というのは極めて大きいものがあります。需要とか供給の状況を見ながら、より正確なエネルギー政策を立てていくというのは、私は政府の責任だと思ひます。

そういう意味で、そういう変化がありながら、そのことに耳を傾けないで、今までどおりただ進めるんだと、やみくもに行くことが本當に正しいことなんだらうかという、そういう思いを率直に私は持ちました。持つておりました。

そこで、ただいま申しましたような需要と供給の問題点を整理しながら、国民の皆さんに本當に理解していただくためのエネルギー政策を一年がかりでちよつと検討しようではないかというふうな結論を得まして、通産省の中でも相談した上で、まずその取り組みを事務的に始めて、四月以降から総合エネルギー調査会の手にゆだねて、そこで徹底した議論を行う。あわせて、国民の声も

聞きながら、拙速に走らずに一年ぐらゐでその方向を示していこうということになれば、おおむね三年ぐらゐの経緯になるわけですから、この前の政策の見直しと。そういうような、そのときそのときの実態に合わせた内容というのをきちんと整えていくということが、私は政治家としては真摯な姿勢ではないかと、ちよつと思つてゐるわけです。

一方、渡辺委員が御指摘になつたように、原子力の発電というもののについて、それでは後ろ向きになつたのかと言われれば、やはり今日の状況を考えた場合に、原子力エネルギーの重要性というのは変わつてゐるわけではない。同時に、安全性についても、東海村その他の事故はあつたけれども、これは原子力発電そのものの問題点では必ずしもないわけでありまして、そういう意味では、原子力発電所の安全性というものをもちつと多くの方に明確にお伝えしていかなければならぬ、それは従来といささかも変わりはないと思つてゐます。

同時に、そのようなことを理解していただいている地域の皆さん方が、一生懸命原子力発電の発展のために御協力いただいたそのことにも心から感謝を申し上げながら、その人たちの期待にもこたえていかなければならない、そのように思つてゐるわけでありまして。

さきの三重県の知事の御発言も、詳細を聞いてみますと二つありました。一つは、原子力発電の重要性についての認識が変わつたわけではない。二つ目は、ただそれはいつても、三十何年という長い間係争が続いて見通しが立たないという状態なら、一たん白紙に戻して再検討していく必要があるのではないかと。これも筋としては通つた話ではないかなと、そういうふうにも思つてゐるわけでありまして。

いずれにしても、日本の脆弱なエネルギーの状況を考えますと、原子力発電についてのこれから重要性というものは変わつていくわけではありませんが、いずれにしても全体のエネルギー対策というものを現状を踏まえてきちんと立て直す、あ

るいは正確に検討させて、そして方向を国民の前に示す、これはとても大事なことでと考えながら、このような指示をしたわけでございます。

○渡辺秀央君 よくわかります。また当然だと思ふんです。

私は一々のことをとらえて申し上げるつもりはありませんが、問題は、後ほど経済構造改革のことを時間があったら経済企画庁長官、両大臣にお聞きをしたいと思ふんですけれども、今の不況の中で需給関係を見たり、あるいはまたいわれる原子力、ちまた言われてゐる原子力発電の立地が極めて世論的に厳しくなつたからというようになつてあつてはならないということで、私はあえて申し上げておきたい。

大臣のエネルギー政策に対する新しい角度から取り組もう、新時代に取り組もうということとは、これはまさにエネルギーは産業の血液でありますから、そういう意味においては、私は、見直しをする、再検討をするということよりも、言うならば精査をするということだろうと思ふんです。

言葉じりを言うわけじゃありませんけれども、そういう角度からぜひ一年かけて、いや、場合によつては一年以上かけても立派なまとめができるようにしてほしい。

ただその際に、あえて申し上げますけれども、私も手元に持つていますが、実はどの審議会も、これは経済企画庁もイコールですが、私は、今度の警察の問題もそうなんですけれども、要するに今まで、この分野から選んだからこの人、あるいはこの分野から今まで選ばれてゐる、これが役所の通例なんです、人選をするのに。今度は新しい角度でおやりになるというならば、やっぱり新しい角度からの人選もこれは絶対に出てこなかったらおかしい話なんです、そのことを私はぜひ、よい考えをいただきたい、新しい酒は新しい皮袋です。そういう意味で、ぜひ今後の、今の人たちはみんな悪いとか、もうみんなよく知っている人たち、また大変恐縮ですが、一人一人のことを言うんじゃないで、そういう角度でこれからのせつか

くの新しい諸問についてぜひ考えていただけると、すばらしいものが出てくることかなという期待を申し上げておきたい。老婆心ながらであります。

それから、今のこのことが、私はもう一つ心配するのは、電力事業者が設備投資、あるいはまた設備投資でもいろいろあります、原子力の設備投資もあれば火力発電の設備投資もあります、同時にバリアフリーとか地中化、こういった問題もこれは電力のいわゆる事業者の負担にもなつていくわけです。そういうことについて、いわゆるエネルギー全体の見直しの中で、そういうことを国策としてやってきたものが、まあいきなりとは言われないが、そういう見直しの方針に入る。我々の方もそれならばというので見直しの方針に入るといふようなことがあつたら、まさに経済に逆行していくことにもなるのではないかと。

そういうことも懸念しながら、あるいはまた電力事業者自身がリストラ、あるいは先ほどから出ている雇用の問題、そういうことなどにも、これを一つのところからみないことには、まさにこの電力というものは、お互い経済関係をやってきた人間として一番、公共事業の設備投資もさることながら、電力の設備投資というのは欠くことのできない分野ですから、そういう意味では、電力事業者、別にこの場で注文をつけるつもりはないけれども、監督官庁として大臣の適切な指導方針というのがあつてしかるべきという感じがいたしますが、いかがですか。

○國務大臣(深谷隆司君) 今、渡辺委員のお話を承りながら、一つ一つそうだなと思ひながら承つております。

今度のエネルギー政策の検討の課題の中に専ら原子力発電だけがぐつと前に出てきてゐる感じがするんですけれども、やっぱり思い切つた新エネルギー、自然エネルギーの開発とか省エネとかいったような問題でもつとつと力を入れていかなければならないというそんな判断があることをぜひ御理解いただきたい。また、調査会のメン

それから、電力会社がそれぞれ全力を挙げてやつてまいりましたこと、今当面そのことを後退させろという思いなどは全くありませんで、大いにきちつとやつてこられたものは推進してもらいたいし、そしてその推進することが経済の万般にわたつてプラス影響していくことについて通産省も適切な対応をしていきたいと考えます。

さっきの原子力発電の推進のためのいわゆる地域振興策による補助金の問題等は、大臣も役所の立場でその答えはやむを得ないかと思ひながら、しかし、開発途上国に原子力発電あるいはまた電力のことに視察に行くなどということはどうか考えたつてそんなもの常識じゃない話であつて、そういう点をエネ庁はやっぱり誤解を招かないようにすべきであると。これはもうどの党が言つてゐるという問題じゃない。そういう意味において、私はあえてちょっと先ほどの質疑の中で自分として納得いきませんので、今、一言申し上げておきたい。

これは考えてみますと、この話を質問してよくと私は経済構造改革の話に移れないで、きょうけ久しぶりに堺屋長官にすばらしいあなたの計画のランのあれを少し申し上げようと思ったんですが。

ちよつと言つこのアラビヤ石油のことに關して申し上げると、やっぱりこれもいきなり今の問題じゃないのであつて、初めから期限は決められてゐるのにとつても、歴代通産大臣とは言ひませう。

しか、少なくとも当時外貨が十億トナくらいはなかつた中に五十億も資金を集めてこの仕事に人生をかけた、あるいはまた人生の仕上げをかけたという当時の先人というのは、これはやっぱすごいものだと思ふんですよ。しかも、またそりを政治がバックアップしたんですね。癪着でも何でもないわけですね。それが今日の日本の一つつの国策会社としてやってきた背景になっているというところ。しかも、この山下太郎という人は満洲太郎と言われて、財産全部なくして帰ってきてからそこから始めて、日本航空もつくるのに参画したり、すばらしいこういった人たちのことを思うと、私は実は極めて今度の問題は、五%の原油輸入量のいわゆる減であると、減ることだというよりなことだけで片づけていいのかという感じがいたしてなりません。

我が国の自主的な開発油田の確保を図つてきた歴史の過去を振り返りながら、石油公団の問題も問題点もあります、ありますが、しかしこれはやらなければならぬ。エネルギーのいわゆる最貧国である我が国でありますから、石油の最貧国である我が国でありますからやらざるを得ないことであります、我が国の石油開発、利用に対して大臣がぜひひとつしっかりした信念を持って取り組んでいただきたいと思うんですけれども、大臣自身のこれからのこの石油開発について若干お考えがあったらお聞きしておきたいと思つた。

○国務大臣(深谷隆司君) アラビア石油の古い歴史を渡辺委員が今お話しなさいましたが、

ただ、交渉事でありましたので、どこが限界だ
という点からいきますと、鉄道の敷設を全額プレ
ゼントするというのは限界がある、こういう判断
をせざるを得なかったわけにあります。

多いために誤解も招かざるを得ない、そういう面もございしますが、何とか効率性をよくして、そして明朗な形で国民の皆さんと自主石油を開拓していくんだという、そういう流れができますように一層努力をしなければならぬと思っております。

んなものはおうそのとおりなんです。しかし、私は、自分でも石油の關係でかつては自民党の中で責任を持ってやってきた一人として、だれかをそれに備えて十年計画ぐらいで人間關係あるいはまた信用というものをつくるべく、これは国策ですから、やっていくべきだったんだなというようなことを、外交は人なりといえますから、まさにそういう感じがしたということを申し上げながら、今後に対処していただきたいと思ひます。

經濟企劃庁長官の所信表明で、平成十二年度の經濟運営に当たつての目標の一つとして「播るぎない構造改革の推進」が挙げられています。これはこれまでの經濟構造改革は中途半端に終わっている点もあるなと思ひながら、なおこの理由は若干後ほど具体的に申し述べたいんですが、恐らく時間がないでしょう。

私はかつて小渕総理と、これは余話ですが、余談ですけれども、内閣に、日本の経済全体を掌握するというのは大変だから、せめて予算権ぐらいは内閣直轄でやったらどうかと。小渕さんが幹事長、私が全国組織委員長のとこにある研修会で話し合いました。小渕幹事長は当時それを言いました、新聞にこんなのでっかく載ったことがある。

經濟企画庁長官のこのすばらしいまとめをさへたものを私も読ませていただいて、極めて今までにないすばらしい取りまとめができてゐる、かつ、方針が述べられてゐるというふうに思いますが、どうぞひとつ遠慮なく、閣僚の中であなたは選挙がないんだから、だから思い切つて私はやっていただきたいと。先ほど申し上げたように日本の經濟の正念場だと、そんな感じがします。

一言、所信にもう一つ上回つた決意をひとつお

聞きて、質問を終わりたいと思います。
○國務大臣(堀江太一君) 渡辺委員、どうもありがとうございます。

御指摘のように、来年から行政改革が行われますと、内閣府の中に経済財政諮問会議というのができます。これは総理の直轄で、経済関係の閣僚と国の重要なポストの機関の長、それから民間人が入りまして、全体を取りまとめるという仕掛けになってまいりまして、従来以上に首相の主導権による総合調整ができるのではないかと、できるやうにしたいと、大変な決意を持って、今そういう準備を進めているところでございます。

そして、そこで何をやるかというと、まさに委員おっしゃったように、日本の構造を従来の規格大量生産型から知恵の時代にふさわしくする。それで既に、例えば金融問題、これも今まで護送船団でございまして、小内閣発足以来大きく変えまして、この間も発表がありましたけれども、今やもうほとんど銀行が合併して、それに基いて、先ほども御指摘がありましたように、法人が株を売って自由市場になっている。あるいは中小企業政策にいたしましても、労働政策にいたしましても、あるいは情報通信の関係でも、非常な勢いで変わっております。

世界におくれないように日本がやっていくためには、そういった改革を大胆にやらなきゃいけない。そのときにはやはりある程度の痛みも伴うわけでございますけれども、それは安全ネットで救うようなことを考えながらやっていかなきゃいけない。これはまさにおっしゃるやうに経済財政諮問会議というのを内閣府の中につくった趣旨であり、またそのようにやっていきたいと思っております。

○渡辺秀央君 ありがとうございます。
○委員長(成瀬守重君) 本件に対する質疑はこの程度といたします。

○委員長(成瀬守重君) アルコール事業法案を議

題いたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。深谷通商産業大臣。

○國務大臣(深谷隆司君) アルコール事業法案につきましまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

六十年以上の長きにわたって存続してきたアルコール専売制度につきましては、昨年四月の国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画において民営化が閣議決定されたところでありますが、アルコール専売制度の廃止後においても、アルコールが広く工業用に使用され、国民生活や産業活動に不可欠であり、かつ酒類と同一の特性を有していることにかんがみると、我が国のアルコール事業の健全な発展及びアルコールの安定的かつ円滑な供給の確保を図るため、アルコールの製造、輸入及び販売の事業の運営等を適正なものとするための所要の措置を講ずることが必要であります。

このような要請に対応するため、今般、本法案を提出した次第であります。

次に、本法案の要旨を御説明申し上げます。
第一に、アルコールの製造、輸入もしくは販売の業または使用を行おうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならないこととするなどの必要な規定を設けることとしております。

第二に、新エネルギー・産業技術総合開発機構は、酒類の原料に不正に使用されることを防止するために必要な額を付加したアルコールを特定アルコールとして販売することとし、これを扱う者には許可を受ける義務を課さないこととしております。

第三に、許可者以外の者のアルコールの譲渡などの違反行為を行った許可者に対し、納付金を国庫に納付することを命じることとしております。

第四に、緊急時においては、アルコール製造事業者等に対し、アルコールの製造予定数量の増加など、必要な措置をとるべきことを勧告すること

ができることとしております。

第五に、アルコール専売制度の廃止後五年間については、暫定措置として、新エネルギー・産業技術総合開発機構がアルコールの一手購入を行うこととし、また、この法律の施行後五年を目途に、新エネルギー・産業技術総合開発機構の行うアルコール製造業務の全部を引き継ぐ株式会社として政府がその資本の全額を出資するものを設立するとともに、その会社をできる限り早期に民営化するため、必要な措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。
何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(成瀬守重君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。
本件に対する質疑は後日行うことといたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時七分散会

三月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、アルコール事業法案

アルコール事業法案
アルコール事業法

目次
第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 事業等の許可
第一節 アルコールの製造の事業(第三条)

第十五条
第二節 アルコールの輸入の事業(第十六条)

条(第二十条)

第三節 アルコールの販売の事業(第二十一条)

条(第二十五条)

第四節 アルコールの使用(第二十六条―第三十条)

第三十條

第三章 特定アルコールの販売(第三十一条―第三十四条)

第四章 雑則(第三十五条―第四十五条)

第五章 罰則(第四十六条―第五十三条)

第三章 特定アルコールの販売(第三十一条―第三十四条)

第四章 雑則(第三十五条―第四十五条)

第五章 罰則(第四十六条―第五十三条)

附則
第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、アルコールが広く工業用に使用され、国民生活及び産業活動に不可欠であり、かつ、酒類(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二条第一項に規定する酒類をいう。以下同じ。)と同一の特性を有していることにかんがみ、アルコールの酒類の原料への不正な使用の防止に配慮しつつ、アルコールの製造、輸入及び販売の事業の運営等を適正なものとするに

により、我が国のアルコール事業の健全な発展及びアルコールの安定的かつ円滑な供給の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「アルコール」とは、アルコール分(温度十五度の時において原容量百分中に含有するエチルアルコールの容量をいう。第三十五条において同じ。)が九十度以上のアルコールをいう。

2 この法律において「酒母」とは、酵母で含糖質物を発酵させることができるもの及び酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるものであって、アルコールの製造の用に供することができるものをいう。
3 この法律において「もろみ」とは、アルコールの原料となる物品に発酵させる手段を講じたもの(アルコールの製造の用に供することができないものに限る。)で蒸留する前のものをいう。

4 この法律において「特定アルコール」とは、第三十二条第一項の認可を受けた価格で新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)が販売するアルコールをいう。
第二章 事業等の許可

第一節 アルコールの製造の事業

(製造の許可)

第三条 アルコールの製造(精製)(アルコールの利用価値を高めるため蒸留その他の方法によりアルコールの不純物を除去することをいう。以下同じ)を含む。第十五条を除き、以下同じ)を業として行おうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
- 二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所
- 三 未成年者(営業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く。以下同じ)又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合においては、その法定代理人(アルコールの製造に係る事業に關し代理権を有する者に限る)の氏名、商号又は名称及び住所
- 四 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所
- 五 主たる事務所の所在地並びに製造場及び貯蔵所の所在地
- 六 製造場及び貯蔵所ごとの設備の能力及び構造
- 七 事業開始の予定年月日
- 八 その他経済産業省令で定める事項

第四条 前条第一項の許可を受けた者(以下「製造事業者」という。)でなければ、アルコールを製造してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 第二十六条第一項の許可を受けた者(以下「許可使用者」という。)が当該許可に係るアルコールの使用の過程においてそのアルコールを精製するとき。
- 二 特定アルコールを使用する者がその使用の過程においてその特定アルコールを精製するとき。

とき。

三 アルコールの製造の方法を試験し、又は研究するためにアルコールを製造する場合において、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の承認を受けたとき。

(欠格条項)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三條第一項の許可を受けることができない。

- 一 この法律若しくは酒税法の規定により罰金の刑に処せられ、又は酒税法の規定に違反して国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の規定により通告処分(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。)を受け、それが金額に係る執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過しない者
- 二 第二條第一号、第二号、第四号若しくは第五号(これらの規定を第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。)の規定により許可を取り消され、又は酒税法第十二條第一号若しくは第二号(これらの規定を同法第十三條において準用する場合を含む。)、同法第十二條第五号若しくは同法第十四條第一号若しくは第二号の規定により免許を取り消され、それぞれ、その取消の日から三年を経過しない者
- 三 第三條第一項、第十六條第一項、第二十一條第一項若しくは第二十六條第一項の許可を受けた法人が第十二條第一号、第二号、第四号若しくは第五号(これらの規定を第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。)の規定により許可を取り消された場合(第十二條第二号又は同法第十四條第二号の規定により免許を取り消された場合)については、当該法人が同法第十條第七号(この法律若しくは酒税法の規定により罰金の刑に処せられ、又は同法の規定に違反して国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の規定により通告処分(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。)を受けたこと)による場合に限り、規定する者に該当することとなったことによる場合に限り、この限りでない。

第六條 経済産業大臣は、第三條第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有すること。
- 二 アルコールの数量の管理のための措置が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
- 三 その他アルコールの適正な流通の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

(承継)

第七條 製造事業者がその事業の全部を譲り渡し、又は製造事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その製造事業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は当該相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が第五條各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により製造事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(変更の許可等)

第八條 製造事業者は、第三條第二項第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 製造事業者は、第三條第二項第一号から第四号まで若しくは第八号に掲げる事項に変更があつたとき又は前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは遅滞なく、同条第二項第五号又は第七号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 第六條の規定は、第一項の許可に準用する。

(報告等)

第九條 製造事業者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に關し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 製造事業者は、毎年、経済産業省令で定めるところにより、その業務に關し経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

らない。

3 製造事業者は、前項に定めるもののほか、その業務に係るアルコール、酒母又はもろみを亡失し、又は盗み取られたときは、経済産業省令で定めるところにより、直ちに、その旨を経済産業大臣に報告し、その検査を受けなければならない。

(業務改善命令)

第十條 経済産業大臣は、製造事業者の業務の運営に關しアルコールの適正な流通を確保するために改善が必要であると認めるときは、当該製造事業者に対し、その改善に必要な措置を命ずることができる。

(廃止の届出)

第十一條 製造事業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 製造事業者がその事業を廃止したときは、その許可は効力を失う。

(許可の取消し等)

第十二條 経済産業大臣は、製造事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可に付された条件に違反したとき。

二 第五條第一号又は第四号から第六号までに掲げる者に該当することとなつたとき。

三 正当な理由がないのに、二年以内にその事業を開始せず、又は二年を超えて引き続きその事業を休止したとき。

四 不正の手段により第三條第一項又は第八條第一項の許可を受けたとき。

五 第八條第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を同項の許可を受けずに変更したとき。

(必要ない行為の継続等)

第十三條 製造事業者の相続人につき第七條第一

項ただし書の規定の適用がある場合、第十一條第二項の規定により製造事業者の許可が効力を失つた場合又は前条の規定により製造事業者の許可が取り消された場合において、当該製造場又は貯蔵所にその業務に係る半製品又はアルコールが現存するときは、経済産業大臣は、当該相続人、当該効力を失つた許可を受けていた者又は当該取り消された許可を受けていた者の申請により、期間を指定し、そのアルコールの製造又は譲渡を継続させることができる。

2 前項の場合においては、同項の規定により経済産業大臣が指定した期間は、同項に規定する者を製造事業者とみなして、この法律の規定を適用する。

(製造事業者名簿)

第十四條 経済産業大臣は、製造事業者に關する第三條第二項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項その他経済産業省令で定める事項を記載した製造事業者名簿を備えなければならない。

2 経済産業大臣は、製造事業者名簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(酒母等の譲渡等の禁止)

第十五條 製造事業者は、アルコールの製造に係る酒母又はもろみを譲渡し、アルコールの製造以外の用途に使用し、又は経済産業大臣の承認を受けずに製造場から移出してはならない。

第二節 アルコールの輸入の事業

(輸入の許可)

第十六條 アルコールの輸入を業として行おうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

三 未成年者又は成年被後見人、被保佐人若し

くは被補助人である場合においては、その法定代理人(アルコールの輸入に係る事業に關し代理権を有する者に限る。)の氏名、商号又は名称及び住所

四 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

五 主たる事務所の所在地及び貯蔵所の所在地

六 貯蔵所ごとの設備の能力及び構造

七 事業開始の予定年月日

八 その他経済産業省令で定める事項

第十七條 前條第一項の許可を受けた者(以下「輸入事業者」という。)でなければ、アルコールを輸入してはならない。ただし、試験、研究又は分析のために使用する目的でアルコールを輸入しようとする場合において、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の承認を受けるときは、この限りでない。

(許可の基準)

第十八條 経済産業大臣は、第十六條第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有すること。

二 アルコールの数量の管理のための措置が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

三 その他アルコールの適正な流通の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

(必要ない行為の継続等)

第十九條 輸入事業者の相続人につき次条において準用する第七條第一項ただし書の規定の適用がある場合、次条において準用する第十一條第二項の規定により輸入事業者の許可が効力を失つた場合又は次条において準用する第十二條の規定により輸入事業者の許可が取り消された場合において、当該貯蔵所にその業務に係るアルコールが現存するときは、経済産業大臣は、当該相続人、当該効力を失つた許可を受けてい

た者又は当該取り消された許可を受けていた者の申請により、期間を指定し、そのアルコールの譲渡を継続させることができる。

2 前項の場合においては、同項の規定により経済産業大臣が指定した期間は、同項に規定する者を輸入事業者とみなして、この法律の規定を適用する。

(準用)

第二十條 第五條の規定は第十六條第一項の許可に、第七條から第十二條まで及び第十四條の規定は輸入事業者に準用する。この場合において、第七條第一項中「第五條各号」とあるのは「第二十條において準用する第五條各号」と、第八條第一項中「第三條第二項第六号」とあるのは「第十六條第二項第六号」と、同条第二項中「第三條第二項第一号から第四号まで若しくは第八号」とあるのは「第十六條第二項第一号から第四号まで若しくは第八号」と、同条第三項中「第六号」とあるのは「第十八條」と、第九條第三項中「アルコール、酒母又はもろみ」とあるのは「アルコール」と、第十二條第二号中「第五條第一号又は第四号から第六号まで」とあるのは「第二十條において準用する第五條第一号又は第四号から第六号まで」と、同条第四号中「第三條第一項」とあるのは「第十六條第一項」と、同号及び同条第五号中「第八條第一項」とあるのは「第二十條において準用する第八條第一項」と、第十條四号中「製造事業者名簿」とあるのは「輸入事業者名簿」と、同条第一項中「第三條第二項第一号、第二号及び第五号」とあるのは「第十六條第二項第一号、第二号及び第五号」と読み替えるものとする。

第三節 アルコールの販売の事業

(販売の許可)

第二十一條 アルコール(特定アルコールを除く。以下この条及び次条において同じ。)の販売を業として行おうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、製造事業者又は輸入事業者が、その製造し、又は輸入した

蔵設備ごとの能力及び構造
七 使用の時期

その他經濟産業省令で定める事項

二十七条 許可使用者でなければ、アルコールを使用してはならない。ただし、第十七条ただだし書の規定により經濟産業大臣の承認を受けて

に使用するとき、この限りでない。

によりアルコールを使用しなければならぬ。
(許可の基準)

二十八条 經濟産業大臣は 第二十六條第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合して

使用方法がアルコールの量を適確に管理

一 アルコールの数量の管理のための措置が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

三 その他アルコールの適正な流通の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

二十九条 許可使用者の相続人につき次条において準用する第七条第一項ただし書の規定の適用

第二項の規定により許可使用者の許可が効力を失つた場合又は次条において準用する第十二条

ルコルが現存するときは、経済産業大臣は、

三該相續人 当該效力を失った許可を受けていた者又は当該取り消された許可を受けていた者の申請により、期間を指定し、そのアルコール

前項の場合においては、同項の規定により経済産業大臣が指定した期間は、同項に規定する者を許可使用者とみなして、この法律の規定を

適用する。

(準用)

第三十条 第五条の規定は第二十六条第一項の許可に、第七條から第十二條まで及び第十四條の規定は許可使用者に準用する。この場合において、第七條第一項中「第五各号」とあるのは「第三十條において準用する第五各号」と、第八條第一項中「第三條第二項第六号」とあるのは「第二十六條第二項第六号」と、同條第二項中「第三條第二項第一号から第四号まで若しくは第八号」とあるのは「第二十六條第二項第一号から第四号まで若しくは第八号」と、同條第三項中「第六号」とあるのは「第二十八條」と、第九條第三項中「アルコール」と、第十一條及び第十二條中「事業」とあるのは「使用」と、同條第二号中「第五條第一号又は第四号から第六号まで」とあるのは「第三十條において準用する第五條第一号又は第四号から第六号まで」と、同條第四号中「第三條第一項」とあるのは「第二十六條第一項」と、同号及び同條第五号中「第八條第一項」とあるのは「第三十條において準用する第八條第一項」と、第十四條中「製造事業者名簿」とあるのは「許可使用者名簿」と、同條第一項中「第三條第二項第一号、第二号及び第五号」とあるのは「第二十六條第二項第一号、第二号及び第五号」と読み替へるものとする。

第三章 特定アルコールの販売

(機構の特定アルコールの販売の業務)

第三十一條 機構は、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号。以下「石油代替エネルギー法」という。)第三十九條第一項及び第二項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 特定アルコールの販売を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(特定販売価格等)

第三十二條 機構は、前條第一号の規定により販売する特定アルコールの価格(以下この条において「特定販売価格」という。)を定めようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の特定販売価格は、アルコールの買入れ、輸送、保管、売渡しその他の特定アルコールの販売に要する経費の適正な原価を償うとともに、アルコールが酒類の原料に不正に使用されることを防止するために必要な額として経済産業省令で定めるところにより計算した額(以下「加算額」という。)を含むものであり、かつ、営利を目的としないものでなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定により特定販売価格を認可したときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認可をした特定販売価格を公告するものとする。

4 機構は、第一項の認可を受けた特定販売価格によらなければならない特定アルコールを販売してはならない。

(特別の勘定等)

第三十三條 機構は、第三十一條に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

2 機構は、政令で定めるところにより、当該事業年度に売り渡した特定アルコールの数量に当該特定アルコールに係る加算額を乗じて得た額を国庫に納付しなければならない。

(石油代替エネルギー法の特例)

第三十四條 第三十一條の規定により機構の業務が行われる場合には、石油代替エネルギー法第四十一條第一項中「第三十九條第一項」とあるのは「第三十九條第一項及びアルコール事業法第三十一條」と、石油代替エネルギー法第五十二條中「この法律及びこれに基づく政令」とあるのは「この法律及びアルコール事業法並びにこれらに基づく政令」と、石油代替エネルギー法

第五十三條第二項及び第五十四條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又はアルコール事業法」と、石油代替エネルギー法第五十九條第三号中「第三十九條第一項」とあるのは「第三十九條第一項及びアルコール事業法第三十一條」とする。

第四章 雑則

(アルコールの希釈の制限)

第三十五條 製造事業者、輸入事業者、販売事業者、許可使用者及び機構は、許可使用者がその使用の過程において薄める場合その他経済産業省令で定める場合のほか、アルコール(特定アルコールを除く。)を薄めてアルコール分を九十度未満にしてはならない。

(納付金の徴収)

第三十六條 経済産業大臣は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げるアルコールの数量にそのアルコールに係る加算額を乗じて得た額に相当する額の納付金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 製造事業者等以外の者にアルコール(特定アルコールを除く。以下この条において同じ。)を譲渡した製造事業者(アルコールを輸出した者を除く。以下「当該譲渡されたアルコールの数量」という。)

二 製造事業者等以外の者にアルコールを譲渡した輸入事業者(アルコールを輸出した者を除く。以下「当該譲渡されたアルコールの数量」という。)

三 製造事業者等以外の者にアルコールを譲渡した販売事業者(アルコールを輸出した者を除く。以下「当該譲渡されたアルコールの数量」という。)

四 アルコールを譲渡した許可使用者(第二十二條第一項ただし書の規定による承認を受けてアルコールを譲渡した場合を除く。以下「当該譲渡されたアルコールの数量」という。)

五 アルコールを使用した製造事業者 当該使用されたアルコールの数量

六 アルコールを使用した輸入事業者 当該使用されたアルコールの数量

七 アルコールを使用した販売事業者 当該使用されたアルコールの数量

八 第二十六條第一項の許可に係る用途以外の用途にアルコールを使用した許可使用者 当該使用されたアルコールの数量

2 前項の規定による命令を受けた者は、同項に規定する納付金を国庫に納付しなければならない。

3 第四十七條第二項の規定により没収されたアルコールには、第一項に規定する納付金を課さない。

(強制徴収)

第三十七條 経済産業大臣は、前條第一項に規定する納付金を納期限までに納付しない者があるときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による督促をしたときは、同項の納付金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

3 前項の場合において、納付金の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる納付金の額は、その納付のあった納付金の額を控除した額とする。

4 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、経済産業大臣は、国税滞納処分の例により、第一項及び第二項に規定する納付金及び延滞金を徴収することができる。

この場合における納付金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

5 延滞金は、納付金に先立つものとする。

(密造アルコール等の所持等の禁止)

第三十八條 何人も、法令に基づく場合のほか、第四條の規定に違反して製造されたアルコール又は第十七條の規定に違反して輸入されたアルコールを所持し、譲り渡し、又は譲り受けては

ならない。

(許可等の条件)

第三十九条 許可又は承認には、条件を付し、及びこれを變更することができる。

2 前項の条件は、許可又は承認に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は承認を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(報告及び立入検査)

第四十条 経済産業大臣は、この法律で別に定めるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、製造事業者、輸入事業者、販売事業者、許可使用者、第四十条第三号の規定により経済産業大臣の承認を受けた者(次項において「承認試験研究製造者」という。)(又は第十七条ただし書の規定により経済産業大臣の承認を受けた者(次項において「承認輸入者」という。))に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造事業者、輸入事業者、販売事業者、許可使用者、承認試験研究製造者又は承認輸入者の事務所その他の事業場に立ち入り、アルコール、酒母、もろみ、機械、器具、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は分析のため必要最小限度の分量に限りアルコールその他の必要な試料を取去ることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(緊急時の措置)

第四十一条 経済産業大臣は、緊急時(アルコールの供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがある場合において、アルコールの供給を緊急に増加する必要があると経済産業大臣が認める

ときをいう。以下この条において同じ。))においては、経済産業省令で定めるところにより、製造事業者、輸入事業者、販売事業者又は許可使用者に対し、緊急時であることを示してアルコールの製造予定数量その他の必要な情報の報告をさせ、当該報告に基づき、製造事業者又は輸入事業者に対し、アルコールの製造予定数量又はアルコールの輸入予定数量の増加その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 経済産業大臣は、緊急時においては、国民経済の健全な発展に寄与するため、アルコールの製造、輸入、流通又は在庫の状況に関し、必要な情報を国民に提供するものとする。

(適用除外)

第四十二条 この法律の規定は、酒税法第七条第一項の規定により酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料としてその免許を受けた製造場において製造するアルコールについては、適用しない。

(権限の委任)

第四十三条 この法律の規定により経済産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、経済産業局長に行わせることができる。

(国に対する適用)

第四十四条 この法律の規定は、第三十六条、第三十七条及び次章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

(経過措置)

第四十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条又は第十七条の規定に違反した者

二 第十二条(第二十号において準用する場合を含む。)(の規定による命令に違反した者

前項第一号の未遂罪は、罰する。

3 第一項第一号及び前項の犯罪に係るアルコール、酒母、もろみ及びその容器並びにアルコールの製造用の機械及び器具は、没収する。ただし、犯罪の後犯人以外の者が情を知らないでそのアルコール、酒母、もろみ若しくはその容器又はアルコールの製造用の機械若しくは器具を取得したと認められる場合においては、この限りでない。

4 前項の場合において、そのアルコール、酒母又はもろみの全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十二條の規定に違反した者

二 第二十五條又は第三十條において準用する第二十二條の規定による命令に違反した者

三 第二十七條第一項の規定に違反した者

四 第三十條において準用する第八條第一項の規定に違反して、第二十六條第二項第六号に掲げる使用施設ごとのアルコールの用途を変更した者

五 第三十八條の規定に違反した者

2 前項(第二号を除く。)(の犯罪に係るアルコール及びその容器は、没収する。ただし、犯罪の後犯人以外の者が情を知らないでそのアルコール又はその容器を取得したと認められる場合においては、この限りでない。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二百万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定に違反して、第三条第二項第六号に掲げる事項を變更した者

二 第二十条において準用する第八条第一項の規定に違反して、第十六條第二項第六号に掲げる事項を變更した者

三 第二十五條において準用する第八条第一項の規定に違反して、第二十一條第二項第六号に掲げる事項を變更した者

四 第三十條において準用する第八條第一項の規定に違反して、第二十六條第二項第六号に掲げる事項を變更した者(前條第一項第四号の規定に該当する者を除く。)

五 第三十五條の規定に違反した者

第四十九条 第十條(第二十條、第二十五條及び第三十條において準用する場合を含む。)(の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第五十條 第三十九條第一項の条件に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第九條第一項(第二十條、第二十五條及び第三十條において準用する場合を含む。)(の規定に違反して、同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

二 第九條第二項(第二十條、第二十五條及び第三十條において準用する場合を含む。)(、第四十條第一項又は第四十一條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第九條第三項(第二十條、第二十五條及び第三十條において準用する場合を含む。)(の規定に違反した者

四 第十五條の規定に違反した者

五 第四十條第二項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

2 前項第四号の犯罪に係る酒母、もろみ及びそ

の容器は、没収する。ただし、犯罪の後犯人以外の方が情を知らないでその酒母、もろみ又はその容器を取得したと認められる場合においては、この限りでない。

3 前項の場合において、その酒母又はもろみの全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十六条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第五十三条 第七条第二項、第八条第二項又は第十一條第一項（これらの規定を第二十條、第二十五條及び第三十條において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十萬元以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第三条第二項、第十六条第二項、第二十一条第二項及び第二十六條第二項並びに附則第二十三條の規定は、同年一月六日から施行する。

（機構の業務）

第二条 機構は、当分の間、石油代替エネルギー法第三十九條第一項及び第二項に規定する業務のほか、アルコールの製造を行う業務及びこれに附帯する業務（以下「アルコール製造業務」という。）並びにアルコール（特定アルコールを除く。）の販売を行う業務及びこれに附帯する業務（以下「一般アルコール販売業務」という。）を行うことができる。

（機構の販売価格の認可等）

第三条 機構は、前条の規定により販売するアルコール（以下この条において「一般アルコール」という。）の価格（以下この条において「販売価格」という。）を定めようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の販売価格は、アルコールの買入れ、輸送、保管、売渡しその他の一般アルコールの販売に要する経費の適正な原価を償うものであり、かつ、営利を目的としないものでなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定により販売価格を認可したときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認可をした販売価格を公告するものとする。

4 機構は、第一項の認可を受けた販売価格によらなければ一般アルコールを販売してはならない。

（特別の勘定）

第四条 機構は、アルコール製造業務及び一般アルコール販売業務に係る経理については、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

（石油代替エネルギー法の特例）

第五条 附則第二条の規定により機構の業務が行われる場合には、石油代替エネルギー法第四十一条第一項中「第三十九條第一項」とあるのは「第三十九條第一項及びアルコール事業法附則第二条」と、石油代替エネルギー法第五十二条中「政令」とあるのは「政令並びにアルコール事業法」と、石油代替エネルギー法第五十三条第二項及び第五十四条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又はアルコール事業法」と、石油代替エネルギー法第五十九條第三号中「第三十九條第一項」とあるのは「第三十九條第一項及びアルコール事業法附則第二条」とする。

（機構の業務の実施に伴う特例）

第六条 附則第二条の規定により機構の業務が行われる場合には、第十五条中「製造事業者」とあるのは「製造事業者及び機構」と、第二十二条第一項中「又は輸入事業者」とあるのは「輸入事業者又は機構」と、同条第二項中「販売事業者」とあるのは「販売事業者又は機構」と、同

条第三項中「製造事業者等」とあるのは「製造事業者及び機構」と、同条第四項中「製造事業者等」とあるのは「製造事業者、機構及び許可使用者であつて酒税法第七條第一項の規定により酒類の製造免許を受けているもの」とし、第二章第一節から第三節まで（第十五條及び第二十二條を除く。）の規定は、機構については適用しない。

（検討）

第七条 政府は、アルコールに関する内外の経済的社会的環境の変化に応じ、この法律の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途に、附則第二条の規定により機構の行うアルコール製造業務及び一般アルコール販売業務を同時に終了させるとともに、機構からアルコール製造業務の全部を引き継ぐ株式会社として政府がその資本の全部を出資するものを設立し、及び当該株式会社をできる限り早期に民営化するため、必要な措置を講ずるものとする。

（アルコール専売法等の廃止）

第九条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 アルコール専売法（昭和十二年法律第三十二號）

二 アルコール専売事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十九號）

三 アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律（昭和二十五年法律第三十號）

（製造の委託を受けた者等に関する経過措置）

第十条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前のアルコール専売法（以下「旧法」という。）第三條第二項の規定によりアルコール製造の委託を受けている者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に第三條第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の場合において、同項の規定により第三條第一項の許可を受けたものとみなされる者が

この法律の施行の際現にアルコールを所持するときは、そのアルコールをこの法律の施行後にその者が製造したアルコールとみなして、この法律を適用する。

第十一条 施行日前に旧法第三條第二項の規定によるアルコール製造の委託を解除された者が、この法律の施行の際現にアルコールを所持するときは、その者は、第二十二條第一項の規定にかかわらず、そのアルコールを製造事業者又は機構に譲渡することができる。

（製造場又は蔵置場の新設、変更又は廃止の許可等に関する経過措置）

第十二条 この法律の施行の際現に旧法第七條の規定によりなされている許可又は許可の申請であつて附則第十條第一項の規定により第三條第一項の許可を受けたものとみなされる者に係るものは、施行日に第八條第一項の規定によりなされた許可又は許可の申請とみなす。

（アルコールの試験研究製造の許可を受けた者等に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行の際現に旧法第十八條第一項の許可を受けている者又は施行日前に旧法第十八條ノ二若しくは第十八條ノ三の規定により許可を取り消された者が、この法律の施行の際現にアルコールを所持するときは、その者は、第二十二條第一項の規定にかかわらず、そのアルコールを製造事業者又は機構に譲渡することができる。

（施行日前に経済産業大臣が売り渡したアルコールの取扱いに関する経過措置）

第十四条 施行日前に旧法第二十條の価格をもって買い受けたアルコールについては、旧法第二十二條から第二十五條まで及び第二十九條ノ五から第三十一條までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的調整等は、政令で定める。

2 施行日前に旧法第二十七條第一項に規定する

者に該当することとなつた者に係る同項に規定する差額に相当する金額の交付の請求については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に旧法第十九条の価格をもつて経済産業大臣が売り渡したアルコールを所持する者（次条第一項の規定により第二十一条第一項の許可を受けたものとみなされる者及び附則第十六条に規定する者を除く。）は、第二十二條第一項及び第二十七條第一項の規定にかかわらず、そのアルコールを輸出し、又は使用することができる。

4 この法律の施行の際現に旧法第二十条第一号又は第二号に掲げる用途に供する目的で同条の価格をもつて買い受けたアルコールを所持する者は、第二十七條第一項の規定にかかわらず、そのアルコールを使用することができる。

5 この法律の施行の際現に旧法第二十条第三号に掲げる用途に供する目的で同条の価格をもつて買い受けたアルコールを所持する者は、第二十二條第一項の規定にかかわらず、そのアルコールを輸出することができる。

（売捌人の指定を受けた者等に関する経過措置）
第十五条 この法律の施行の際現に旧法第二十八条の規定により指定を受けている者は、施行日に第二十一条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の場合において、同項の規定により第二十一条第一項の許可を受けたものとみなされる者がこの法律の施行の際現に旧法第十九条の価格をもつて経済産業大臣が売り渡したアルコールを所持するときは、そのアルコールを特定アルコールとみなして、この法律を適用する。

第十六条 施行日前に旧法第二十八条の規定による指定を取り消された者が、この法律の施行の際現に旧法第十九条の価格をもつて経済産業大臣が売り渡したアルコールを所持するときは、そのアルコールを特定アルコールとみなして、この法律を適用する。

（特別の勘定に関する経過措置）

第十七条 この法律の施行の際旧法第二十九条ノ三に規定する特別の勘定（次項において「旧特別勘定」という。）に所屬する権利及び義務は、附則第四条に規定するアルコール製造業務に係る特別の勘定（同項において「新特別勘定」という。）に歸屬するものとする。

2 前項の規定により旧特別勘定に所屬する権利及び義務が新特別勘定に歸屬したときは、この法律の施行前にアルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第三十七号）附則第二条第二項の規定により政府から機構に対し出資されたものとされた額に相当する金額は、この法律の施行に際し政府から機構に対し出資されたものとする。

（国税犯則取締法の適用に関する経過措置）
第十八条 この法律の施行前における旧法の違反事件及び施行後における附則第十四条第一項においてなおその効力を有するものとされる旧法の違反事件について、旧法第四十条の規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、旧法第四十条第二項中「専売官吏」とあるのは、「経済産業大臣が指定する職員」とする。

（アルコールの製造の許可の拒否等に関する経過措置）
第十九条 第五条第一号、第五号又は第六号（これらの規定を第二十條、第二十五條及び第三十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧法の規定（附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる場合及び附則第二十二條の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）により罰金の刑に処せられた者又は旧法の規定（附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）に違反して旧法第四十条（前条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）において準用する国稅犯則取締法の規定により通告処分（科料に

相当する金額に係る通告処分を除く。）を受け、その通告の旨を履行した者は、その処分を受けたり又は通告の旨を履行した日において、この法律により罰金の刑に処せられた者とみなす。（アルコール専売事業特別会計からの権利及び義務の承継等）

第二十條 この法律の施行の際現に国が有する権利及び義務のうち、旧法に規定するアルコールの製造、収納、販売等の事業に関するもので政令で定めるものは、この法律の施行の時ににおいて、機構がアルコール専売事業特別会計（次条において「特別会計」という。）から承継する。

2 前項の規定による承継があつたときは、その承継の際、その承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。この場合において、機構は、石油代替エネルギー法第十四条第三項の認可を受けることなく、その額により資本金を増加するものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（アルコール専売事業特別会計法の廃止に伴う経過措置）
第二十一条 特別会計の平成十二年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。ただし、附則第九条の規定による廃止前のアルコール専売事業特別会計法第十二條、附則第二十四条の規定による改正前の印刷局特別会計及びアルコール専売事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律（昭和二十四年法律第六十四号）及び附則第九条の規定による廃止前のアルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律の規定は、適用しない。

2 この法律の施行の際特別会計に所屬する権利及び義務（前条第一項の規定により機構に承継されるものを除く。）は、この法律の施行の時ににおいて、一般会計に歸屬するものとする。

3 前項の規定により一般会計に歸屬した現金は、平成十二年度の一般会計の歳入とする。

（罰則に関する経過措置）
第二十二條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第二十三條 附則第十条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（印刷局特別会計及びアルコール専売事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律の一部改正）
第二十四條 印刷局特別会計及びアルコール専売事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に關する法律の一部を次のように改正する。

印刷局特別会計の利益の一般会計への納付の特例に關する法律
第一条中「及びアルコール専売事業特別会計（以下「各会計」という。）及び並びにアルコール専売事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十九号）第十二條、附則第五条及び第六條を削り、「各会計」を「同特別会計」に改める。

第二条第一項中「各会計の決算上の利益」を「印刷局特別会計の決算上の利益」に、「各会計の当該年度を」と同特別会計の当該年度に、「各会計の運轉資金を」と同特別会計の運轉資金に、「各会計の所管大臣と財務大臣とが協議して」を「財務大臣がに改め、同条第二項中「各会計の所管大臣と財務大臣とが協議して」を「財務大臣がに改める。

（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに關する法律の一部改正）

第二十五条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第一条中「アルコール専売事業特別会計」を削る。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税則取締法等の臨時特例に関する法律の一部改正)
第二十六条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税則取締法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「アルコール専売法(昭和十二年法律第三十二号)」を削る。
(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税則取締法等の臨時特例に関する法律の一部改正に併う経過措置)
第二十七条 この法律の施行前における旧法の違反事件については、前条の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税則取締法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八条 酒税法の一部を次のように改正する。
(酒税法の一部改正)
第八條第三号を次のように改める。
三 アルコール事業法(平成十二年法律第百三十三号)第一項(製造の許可)又は同法第四條第三号(試験等のための製造の承認)

認)の規定によりアルコールの製造の許可又は承認を受けた者が、当該アルコールの製造の用に供するため、同法第二條第二項(定義)に規定する酒母又は同条第三項(定義)に規定するもろみを製造する場合、
第十條第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「ある者」の下に「又はアルコール事業法第十二條第一号、第二号、第四号若しくは第五号(許可の取消し等)(これらの規定を同法第二十條(準用)、第二十五條(準用)及び第三十條(準用)において準用する場合を含む。の規定により許可を取り消されたことがある者」を加え、同条第二号中「又は」を「若しくは」に、「において」を「又はアルコール事業法第三條第一項(製造の許可)、第十六條第一項(輸入の許可)、第二十一條第一項(販売の許可)若しくは第二十六條第一項(使用の許可)の許可を受けた法人が同法第十二條第一号、第二号、第四号若しくは第五号(これらの規定を同法第二十條、第二十五條及び第三十條において準用する場合を含む。の規定により許可を取り消された場合(同法第十二條第二号(同法第二十條、第二十五條及び第三十條において準用する場合を含む。の規定により許可を取り消された場合)については、当該法人が同法第五條第一号(欠格事項)(同法第二十五條、第二十五條及び第三十條において準用する場合を含む。の規定により許可を取り消された場合)に該当することとなつたことによる場合に限る。において、それぞれに改め、同条第七号中「若しくは酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)」を「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)若しくはアルコール事業法」に改める。
(酒税法の一部改正に併う経過措置)
第二十九條 附則第二條の規定により機構のアルコール製造業務が行われる場合には、前条の規定による改正後の酒税法第八條第三号中「又は同法第四條第三号」とあるのは「若しくは同法第四條第三号」と、「許可又は承認を受けた者」とあるのは「許可若しくは承認を受けた者又は同法附則第二條の規定によりアルコールの製造を行う新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。
(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)
第三十條 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。
第五條中「アルコール専売法(昭和十二年法律第三十二号)」を削る。
(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に併う経過措置)
第三十一條 この法律の施行前における旧法の違反事件については、前条の規定による改正前の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第五條の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同条中「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税則取締法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十三号)」とあるのは、「アルコール事業法(平成十二年法律第百三十三号)」と改める。
(地価税法の一部改正)
第三十二條 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。
別表第一第十七号を次のように改める。

十七 削除
(経済産業省設置法の一部改正)
第三十三條 経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
第四條第一項中「第三十八号を削り、第三十九号を第三十八号とし、第四十号から第六十五号までを一号ずつ繰り上げる。
第十二條第二項中「第四十九号及び第六十四号」を「第四十八号及び第六十三号」に改める。
第十七條中「第四十三号、第四十六号、第四十九号から第六十号まで、第六十三号及び第六十五号」を「第四十二号、第四十五号、第四十八号から第五十九号まで、第六十二号及び第六十四号」に改める。
第二十一條第三項中「第四條第一項第五十八号から第六十号まで、第六十三号及び第六十五号」を「第四條第一項第五十七号から第五十九号まで、第六十二号及び第六十四号」に改める。
第二十六條中「第六十一号、第六十三号及び第六十四号」を「第六十号、第六十二号及び第六十三号」に改める。

三月十日日本委員会に左の案件が付託された。
一、原案推進反対、脱原発への政策転換に関する請願(第四八三三)
第四八三三 平成十二年三月二日受理
原案推進反対、脱原発への政策転換に関する請願
請願者 大阪市生野区勝山北一ノ七ノ二八
紹介議員 大脇 雅子君
株式会社ジェー・シー・オー東海事業所における臨界事故により我が国の原子力政策は国民の安全・保護を前提としていないことが明らかとなつた。国はこれまでの原子力推進政策を反省するとともに、次世代の人々に放射線被曝の危険や核のごみの負担を負わせることのないよう、「脱原発」に向けての取組を早急に始めるべきである。

三月十日日本委員会に左の案件が付託された。
一、原案推進反対、脱原発への政策転換に関する請願(第四八三三)
第四八三三 平成十二年三月二日受理
原案推進反対、脱原発への政策転換に関する請願
請願者 大阪市生野区勝山北一ノ七ノ二八
紹介議員 大脇 雅子君
株式会社ジェー・シー・オー東海事業所における臨界事故により我が国の原子力政策は国民の安全・保護を前提としていないことが明らかとなつた。国はこれまでの原子力推進政策を反省するとともに、次世代の人々に放射線被曝の危険や核のごみの負担を負わせることのないよう、「脱原発」に向けての取組を早急に始めるべきである。

ついで、原子力発電の強行的な推進をやめ、世界の流れに沿って「脱原発」へ政策を大転換するため、次の事項について実現を図りたい。

- 一、東海村の「安全宣言」を撤回し、事故及び被曝に対する国の責任を認めるとともに、被害者に対する救済措置を国の責任により講ずること。
- 二、既存の原子力発電所においてプルトニウムを利用する危険種まりないプルサーマル計画を即時中止すること。
- 三、原子力発電所の新規増設及び老朽炉の延命をやめること。
- 四、青森県六ヶ所村への核のごみの搬入をやめること。
- 五、使用済み核燃料の再処理計画を中止すること。
- 六、コスト最優先・安全無視の原子力発電を中止し、電力の過剰消費社会を見直すとともに、原子力発電関係の研究費については、環境に負荷を与えないエネルギー開発の関係分野へと変更し、これを拡充すること。

平成十二年三月二十八日印刷

平成十二年三月二十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局